

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

令和8年2月定例会
(2026年)

予算常任委員会
財政総務分科会記録

会議日 3月4日(水)

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月4日(水)

開会 午前10時1分 散会 午後2時53分

○場 所

第1委員会室

○出席委員

委員長	井上真佐美	副委員長	乾 詮
委員	後藤恭平	委員	塩見みゆき
委員	柿原真生	委員	今西洋治
委員	泉井智弘	委員	藤木栄亮

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

[総務部]

危機管理監	岡田貴樹	部長	山下栄治
人事室長	河合俊郎	秘書課長	久保考司
広報課長	船越紘希	危機管理室参事	柴野将行
総務室参事	霜竹美樹夫	法制室参事	由利宏樹
人事室参事	川口敬規	人事室参事	山谷竜也
人事室参事	藤井麻由子	広報課長代理	高岡達夫
危機管理室主幹	菊地祥吾	危機管理室主幹	塩津達哉
法制室主幹	佐藤浩一	人事室主幹	谷口明
人事室主幹	古谷光平	人事室主幹	中川真麻
人事室主幹	水谷昌揮	危機管理室主査	羽生田健
危機管理室主査	清田知秀	広報課主査	林 滋之
広報課主査	西村知華		

[消防本部]

消防長	山田武史	理事(大規模特異災害・総合防災センター調整担当)	渡邊正
次長	井上真樹	警防救急室参事	辻英司
警防救急室参事	長嶺秀則	指令情報室参事	新納秀和

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

総務予防室主幹	岡 本 瞳	総務予防室主幹	福 井 明 紘
警防救急室主幹	徳 森 司	総務予防室主査	小 西 将 也
警防救急室主査	坂 野 晃 平		

○議会事務局出席職員

主 幹	辻 本 征 志	主 査	吉 原 大 喜
書 記	中 川 晃 希		

○付議事件

議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中分担分
議案第21号 令和8年度吹田市部落有財産特別会計予算

（署名又は押印）委員長

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

(午前10時1分 開会)

○井上真佐美委員長 ただいまから、予算常任委員会
財政総務分科会を再開し、本日の会議を開きます。

○

○井上真佐美委員長 初めに、本分科会に分担されま
した議案の審査は、クラウド上などに掲載してあり
ます審査順位(案)のとおり進めたいと思いますが、
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように進めることに
します。

なお、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより
一層図るため、理事者からの資料説明は省略するこ
とにします。

また、要求資料の目次の欄に、要求委員名を記載
してもらっておりますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

○

○井上真佐美委員長 議案第31号 令和7年度吹田市
一般会計補正予算(第9号)中、総務部所管分及び
消防本部所管分並びに議案第19号 令和8年度吹田
市一般会計予算中、総務部所管分及び消防本部所管
分を一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○今西洋治委員 まずは危機管理室、資料作成ありが
とうございました。

まず、資料の部分で需用費の防災対策事業に関す
る非常用物資の購入の部分の食糧に関しまして、
1,194万5,000円ほど上がってるんですけども、この
うちの食糧というのは何食分を今回は計上されてい
るのでしょうか。

○清田知秀危機管理室主査 食糧に係る費用としまし
ては約790万円となっております。

○今西洋治委員 物量的にはどんな感じですか。何個
ぐらいとかそういう話で。

○菊地祥吾危機管理室主幹 こちら、食糧の購入につ
きましては、主食分としまして6,000食、今回購入
させていただく形で、7か年に分けて購入を図って
いるものでございます。

そのほかにライスクッキーは5,520食、飲む御

飯を540食、おかゆ550食、また簡易食といたしまし
てビスコ9,600食、ようかん5,000食を購入する計画
としております。

いずれも5か年計画などで購入しているものでご
ざいます。

○今西洋治委員 結構な量かなとは思いますが、
大体それトータルで何分の1ぐらい。7か年って
いうから7分の1ぐらいで大丈夫なんでしょうか。

○塩津達哉危機管理室主幹 食糧につきましては5年
で更新するものと7年で更新するものがございます。
最後の1年につきましては計上しないという形にし
ております。その割合で計画に基づいて購入を進
めているものとなっています。

○今西洋治委員 結構妥当な量なのかなとは思って
すけども、引き続きまた御尽力ください。

次に、資料にあった防災対策事業の中の防災情報
システムに係る利用料448万8,000円とあるんですけ
ど、これはどんなものなんでしょうか。

○羽生田 健危機管理室主査 防災情報システムにつ
いての金額ですけども、月額34万円となっております
して、災害情報システムの利用料が20万円、また職
員参集メールの機能利用料が14万円となっております
して、年間で440万円となっております。

○今西洋治委員 次に、予算説明書の270ページ、本
年度の災害対策費は2億4万円、そのうち一般財源
で1億2,700万円ぐらいあるんですけど、これを市
民39万人と考えて割ったら、1人当たりの年間負担
額って三百数十円なんですけど、対して災害対策にお
ける事前準備のほうで備蓄とか、ハード物も含めて
ですけど、費用というのは、例えば需用費のうちの
消耗品費とか印刷製本費、役務費のうちの、例えば
通信運搬費、その他もろもろ委託料とか、使用料及
び賃借料、あとは原材料費、備品購入費の合計って
大体1億300万ぐらいになるんですけど、これってま
た同じように39万人で割ると、年間の市民の負担額
って260円そこそこ、270円ぐらいになるんです。

これって、三百数十円のうちの270円なので、ほ
とんどがそっちになるんですけども、市民1人当
たりの年間負担額270円とか260円そこそこの部分
で、高いか安いかなんですけど、読売新聞のデータに

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

よると、家庭の年間の災害対策費って、一家だと思
うんですけど3,700円ぐらいだそうです。それに対
して270円、260円そこそこの部分って少し負担額と
してはまだ軽いほうなのかなって個人的には考える
んですが、この辺の部分でちょっと増やしてもいい
のかななんて思うんです。

それと、のんびりだらりと行くのではなくて、や
っぱり必要なもの、ハード物とか、ずっと年間的に
かかっていくっていうランニングコスト的なものは
ちょっと避けた上で、ハード物みたいな形で考えて
いったらいいのかなと思うんです。

その中で、同僚議員、あと先輩議員もおっしゃっ
てましたけども、循環型トイレの設置を増やしてい
きたいということを、やっぱりその災害時において、
きれいなトイレは非常に重要であると。使いやす
いとかきれいに使えるトイレがあったほうがいよ
ねって話で、増やしてほしいという要望もあったと
思うんです。

まず、お伺いしたいのは、その循環型トイレの設
置費用ってどれぐらいかかるんですか。例えば、便
座が何個で、男女で1か所幾らぐらいとかそんな答
え、出せますでしょうか。

○塩津達哉危機管理室主幹 令和7年度の予算で執行
している部分の循環型トイレにつきましては、約
1,000万円程度の予算がかかって、今現在、試験運
用している段階ではありますけれども、これから増
やしていくに当たりましては、その費用が規模に応
じては下がってくる可能性がございます。

ただ、明確にどれぐらい下がるかということにつ
きましては、今現在、発注した先と検討している段
階で、今すぐに何円というところは申し上げられま
せんが、下がるということはお聞きはしているとい
う現状です。

○今西洋治委員 小学校、中学校は避難所と考えられ
る中で、大体54校合わせて5億4,000万円よりはち
よっと下回るかなみたいな感じで考えてもいいんで
すか。

○塩津達哉危機管理室主幹 今回、本庁で入れたもの
につきましては、1日100回程度で考えております
けれども、それが例えば50回で済むということにな

りましたら、その分費用が下がるということになり
ますし、また複数入れていくということになりまし
たらスケールメリットというところもあると思
いますので、5億4,000万円よりかは下がるとい
うなことを考えておりますが、明確に絶対下がる
ということは何とも言えない状況ではあります。

○今西洋治委員 これ、また計算してみますと5億
4,000万を39万人で割ると1,385円の負担、これが毎
年かかるわけでもないですし、1回かかってしま
えばいいのかなと思うので、この5億4,000万円ち
よっとを計上してもらって、別にすぐとは言いません
けど、何か年かに分けてやってもらえればなと思
います。

○泉井智弘委員 輪島市への支援なんですけど、今の
現状を教えてください。

○柴野将行危機管理室参事 現状につきましては、国
の制度に基づく中・長期派遣という制度があります
ので、その制度に基づいて市の職員3名が派遣をさ
れているという状況です。それに加えまして、これ
までの支援で築いた関係性もありますので、輪島市
における、これから復興に向けたプロジェクトとい
うのがたくさん進んでおります。防災政策推進監で
あったり、私も含めてなんですけれども、その復興
プロジェクトの委員を務めさせていただいておりま
すので、そういったところを共同して進めさせてい
ただいているという状況でございます。

○泉井智弘委員 派遣されてる方って、期間って大体
どれぐらいで行かれてるのかっていうのと、同じ人
が行ってるのか、入れ替わってるのかっていうのを
教えてください。

○柴野将行危機管理室参事 中・長期派遣というこ
とで、ある程度派遣される職員によって年数が若干
変わったりもするんですが、基本1年ベースで、その
後継続するかどうかというところは、市の中でも判
断をしていっているという状況ですから、これまで
発災直後に支援していった数か月で変わっていく
というような状況では、今はございません。

○泉井智弘委員 それは大体いつぐらいまでのめどで
考えて、完全復興っていうと大分かかると思うん
ですけど、大体のめどがあるのかなっていうのと、あ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

と、行かれてる方の処遇っていうか、その生活環境というのはどういうふうになってるんですか。例えば、ホテルなのか、向こうに、役所の中の何か仮設みたいところで寝泊まりしてるのかっていうのも教えていただいてよろしいですか。

○柴野将行危機管理室参事 今回の定例会の中でも、今後の市の職員の派遣ということで、少し御答弁をさせていただいているところはございますけれども、輪島市との関係性がある、この中・長期派遣ですから、復興がまだまだ道半ばということですから、輪島市さんのニーズというところも確認し合いながら、できる限りは支援を継続していきたいというところは考えております。

ただ、その先どこまでかというところは、先方、輪島市さんの意向もございますから、直近のところについてはそういう意向をお伺いしたりもしていますので、そこは継続していければというところの思いはございます。

派遣されている職員の処遇というところで、特に生活環境ですけれども、この中・長期派遣が始まるに当たって、輪島市の職員も当然中・長期派遣を受け入れる体制づくりというのをしっかりつくっていただいていますので、向こうでも賃貸の物件ですね、そこをちゃんと整えてくれた上で、そこに入って、こちらと変わりなく生活できるような環境は確保しているという状況でございます。

○泉井智弘委員 それは何か出向という形になってると思うんですけど、その手当がつくのか。要はその賃貸物件では自炊されてるってことですかね。それと、それは共同生活ですか、それとも例えばワンルームみたいところで、ちゃんとプライバシーは確保されているのか、教えてもらっていいですか。

○柴野将行危機管理室参事 実際に、私もその物件というのは現地で確認をして、お一方で住まわれるに当たっては十分な広さが確保されています。お部屋も一つではなくて二つ程度確保されていて、それぞれの方々が個人での生活ができるように、一つずつお部屋を確保しているというような状況になってございます。

○泉井智弘委員 分かりました。いつまでというのは

まだ決まってないっていうことなんですけど、一定のめどというのはもうつけていった方がいいのかなというふうに思います。もちろん向こうの職員さんもいますんでね、ある程度、初期段階の柴野参事が行かれてたときはまた状況が変わってきてると思いますし、ある程度のノウハウっていうのももちろん伝達というのはできてると思いますので、めどというのはそこそこ決めていったほうがいいのかというふうに思います。

次の質問なんですけど、消防の関係で、地域に配置されている可搬式ポンプがあると思うんですけど、結構ね、防災訓練とかでは使ってると思うんですけど、一斉防災訓練とかそういうとき、だから簡単に言えば年に1回か2回しか動かさないんじゃないかなっていうのがあって、その各地域の使用状況とか把握されていますかね。整備されてるところの。

○辻 英司警防救急室参事 各地域に配置しております可搬ポンプの使用状況というのは把握していませんが、毎月、自主点検等、消防の職員において指導ないし修理の箇所を点検等は行っておる状態でございます。

○泉井智弘委員 市内で何台ぐらいあるんですかね。

○徳森 司警防救急室主幹 市内には現在57台配置しております。

○泉井智弘委員 これ、勝手なイメージで申し訳ないんですけど、その57台あって、実際、地域の人だけで動かせるのってどれぐらいあると思いますか。そこは把握されてないですよ。

○徳森 司警防救急室主幹 詳細については把握はできておりませんが、必要に応じて消防署のほうから訓練指導という形で指導はさせていただいておるところでございます。

○泉井智弘委員 必要に応じてというのは消防のほうから出向してるってことですか。

○徳森 司警防救急室主幹 各消防署の消防隊が現地に出向いて指導するというところでございます。

○泉井智弘委員 それは分かるんですけど、それは消防署から地域に日程を決めて、訓練日を決めて指導しているのか、それとも地域から依頼がないと行かないのか。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○徳森 司警防救急室主幹 地域の依頼を受けて派遣するものでございます。

○泉井智弘委員 それ、年間57台あるうちのどれぐらい依頼ありますか。全くないところはないですか。多分ね、ほとんどないと思うんですよ。何が言いたいかって言うと、江坂地域も結構何台かあるところがあって、江坂でしたら消防団のほうに依頼があって、合同訓練のときとかに必ず動かすっていうか、指導してるんですけど、それでもやっぱり年1回、2回やってても、なかなか地域の方だけでは扱い切れてないんですよ。

だから、そういう意味で、実際それを置いて、結構、使い方を間違えると危ないじゃないですか。だから、置くのはいいんですけど、使えないと意味がないっていうのと、置くんでしたらちゃんと使えるように、それは各消防署からでもいいですし、地域の消防団に協力をちゃんとしてもらって、消防団のほうから定期的に地域と可搬ポンプの使い方っていうのを指導っていうかね、教えてもらうというのは、計画的にやったほうがいいんじゃないかなっていうふうに思うんですよ。その辺のお考えはいかがですかね。

○辻 英司警防救急室参事 委員から御指摘のありましたとおり、実際の可搬ポンプの放水までに至るような訓練というのは一斉合同訓練とか、大きなイベントのとき以外は、地域の住民の方はほぼされていないのかなというところが実際でございまして。

今後、御指摘に向けて、消防署から自治会長と連絡を取りまして連携いたしまして、また消防団のほうも協力いただきまして、訓練のほう、計画を進めてまいりたいと考えております。

○泉井智弘委員 あともう一つ、それ必ずやっていただきたいんです。例えば、月1回の点検のときに、地域の代表の方、何人か来ていただいて、稼働させるだけでもやっていただいたらいいんじゃないかなっていうのと、あと注意点もちゃんと教えといていただきたいです。あれ、水回さないとエンジン焼きついてしまうじゃないですか。だから、エンジンかけっぱなしで、エンジンかけりゃいいっていうもんじゃないですよ。そういう故障もあるんじゃない

かなっていうのと、あともう一つは、自然水利の吸管しかないんですよ。そうすると、その設置されているところの防火水槽の範囲でしか、稼働できないですよ。

ということは可搬式を置いてる40mぐらいしかもう意味がないんですね、半径。ホース2本ぐらいしか多分なかったと思うんで。インチ入れたらもうちょっとあるんですかね。だから、半径60mぐらいしか使えないっていうのもどうなかなっていうのもあって、ちゃんと水利取れるように整備したほうがいいんじゃないかなって思うんですけど、その辺の考え方はいかがですかね。

○辻 英司警防救急室参事 現在、設置しております可搬ポンプにつきましては、委員の説明にあったとおり、防火水槽からの揚水しかできないような状況と地域の方に設置の際には説明をしております。

ただ、非常時には湧水、消火栓キーも積載しておりますので、消火栓からのホース直づけにより消火栓キーを回して放水ということは可能ではありますが、幾分、説明また、危険な行為になりますので、これについては設置の段階では地域の住民には勧めておりませんので、現在は委員の言われたとおり防火水槽を取った範囲、ホース約5本積載しておりますので、約100m、この範囲内の地域で何かあった際には活用してくださいという地域への説明としております。

○泉井智弘委員 通常って言ったらおかしいんですけど、平時の火災とかであれが出ることはまずないと思うんですよ。消防隊も5分、6分で来ますんでね。あれを使うときって必ず有事のときやと思うんです。大災害、地震等で火災が起こったときとか。なので、そのときに、やはり100mっていう制限の中でっていうのがまずどうなのかなっていうのと、やっぱり水も防火水槽、限界あるじゃないですか。どれぐらい放水できますかね、30分ぐらいできるんですか。

○辻 英司警防救急室参事 普通40tの水槽ですと約40分間放水可能となっております。

○泉井智弘委員 4分出れば、そこそこの水は出ると思うんですけど、消火栓から取れる器具っていうか、それがあってことですか。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○辻 英司警防救急室参事 地域に配置しております可搬ポンプの消火栓キーを積載しているという状況です。ただし、設置に向けて地域への説明する際は、消火栓が取れますといった説明は付け加えておりませんので、地域の方は防火水槽でしか対応できないというのが今の現状でございます。

○泉井智弘委員 消火栓キーって何ですか。いや、着られるんですか、あれ。消防ホースにそのまま。

○辻 英司警防救急室参事 消火栓キーにつきましては、地上にあります消火栓の蓋を開けて、コックを開ければ、そのキーだけが積載している状況でございます。

○泉井智弘委員 理解しました。消火ホースをそのまま直接付けるってことですね。それは基本的にはやらないですね。やらないし、危ないですね。それをするのであればね、分岐をやっばり置いとかなあかんと思うんですよ。あそこだけで止めるっていうの、多分ほぼ無理ですね。100m先で曲がり角とかあって、先で何が起っても分からないと思うんで、ちょっとそれは非効率っていうか、危険性がかなり高いのかなというふうに思いますんで、何らかの形でその辺の対策も、あくまで保険的な可搬式の配置やと思いますんで、何か実際にこういう有事のときに使えないっていうのが一番意味がないことだと思いますんで、やはりその辺は防災関係も検討いただいて、しっかりその57台が、その地域の方だけで動かせる状況にはしておいていただきたいなというふうに思います。

とりあえず、一旦置きます。

○後藤恭平委員 まず、消防団の建物を工事していくじゃないですか。今回も工事費それなりについてると思うんですけど、これ消防の人が見に行って順番決めてるんですか、それとも何か声が上がってきた順番とか、年数なのか状況なのか。それは何か基準があって、年次ごとにやっていってるんですかね。

○福井明紘総務予防室主幹 消防団詰所の改修、その辺りの工事の計画につきましては、関係部局である資産経営室と個別施設計画等を策定して進めているところでございます。

○後藤恭平委員 何か建物の状況とかね、資産経営室

もいろんなもん見てるんやと思うんですけど、その優先順位とか消防内のこれが先、これが後とか、これは何年にしようとか、どれが危ないとか、何か基準があるんですかね。それとも資産経営室さんに全部お任せなんですかね。

○福井明紘総務予防室主幹 その計画につきましては最適化委員会、こちらで計画を図りまして進めているところでございます。

○後藤恭平委員 いや、その計画を図る前に、何か自分らで先、要望を上げるんじゃないですか、そうでもないですか。もう全部資産経営室が決めて最適化委員会にかけてと、その前段階で自分らでこれが先かなとか、こっちが後かなとか、消防が当然状況を把握してるわけですよ。資産経営室が日頃把握してるわけじゃないじゃないですか、建物ね、どこどこがおかしいとか、ここが雨漏りしてるとか。

○福井明紘総務予防室主幹 消防団の年数でありますとか建物の劣化状況、この辺りを判断しながら、要望を上げて進めているところでございます。

○後藤恭平委員 それと、さっき最適化委員会っておっしゃったんですけど、例えば消防団の詰所っていろんなとこに何か細々とあったりするじゃないですか。意外と独立してたりするじゃないですか、その場所がね。これ、ほかの施設と複合化とかされた場合に、それはそれで成立するものなんですかね。あんまりないじゃないですか。例えば、公民館とくっついてますとかってないと思うんですよ。いろいろ公民館とか順次やっていってるじゃないですか、工事とか。詰所は詰所っていう感じで、やっぱり組織がもう独立してるから、なかなか最適化委員会に言って複合一緒にしていきましようとか、そういう姿勢にはあんまり今のところなってないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺りはどういうお考えなんですかね。

○福井明紘総務予防室主幹 現状ですね、山田分団、こちらが公民館と複合化で運用しているところでございます。今後にありましても、その辺りはしっかりと関係部局と協議しながら、進めていきたいと考えております。

○後藤恭平委員 よろしくお願ひします。せっかく危

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

機管理室と一緒になんで、僕も昔聞いたことがあるんですけど、何度か。災害が起きたときに、まず最初に何するかって、やっぱり身の回りの人を助けようってなると思うんですね、すぐ近くの。当然ばらばらに人もおるでしょうけど、時間帯によっては。でも、やっぱりすぐそこにいてる命とかね、すぐお隣さんとか、自分の身内とかっていうところをやっぱり救助っていうのが、どうしても一時的に最初になると思うんですね。

それは輪島のほうに行ってみて、どうですかね。もう救助は危ないからやめてくださいってなってるのか、やっぱり自分の身内がそこにおるって思ったら、そこに助けに行こうっていう人がやっぱりいると思うんですね。それも、その1個や2個じゃないと思うんですよ、災害が起きたとき。そういうときの対応であったりとか、そういう目の当たりにした部分があれば、教えて欲しいなと思うんですけど。

○柴野将行危機管理室参事 一応、消防も兼任ということですから、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

委員おっしゃっていただいているように大規模な災害になった場合の初期の救助、これについては消防隊は119番の通報を受ければ、受けた通報に対して出動をしていくということがありますので、実際の輪島でも輪島市の消防吏員にお話を伺いますと、その現場に行き着くまでのところで、助けを求める要救助者がいたという場面を聞いております。

そのときにどうしたかという話なんですけれども、それこそ輪島で大きなビルが倒れた、まさにあの現場です。あそこでも横の御主人がここに妻と娘がいるということで助けを求められたんですけれども、出動がかかっている火災の消火に向かわないといけないということで、そこを置いて現場に向かったというお話を聞いています。

本当に大規模な災害が起これば、そのような場面っていうのがこの吹田でも多く出てくるであろうということは、我々もその現場を目の当たりにして感じているところです。そこで、現地で助けに入られたのが、やっぱり消防団の方であったりとか地域の

防災に携わる方々、また地域の隣近所の方々に助けられる命を助けていったということを聞いております。

○後藤恭平委員 やっぱり僕は必要だと思うんですね。今、幾つかお話あったんで、一つずつ絞っていきますけど。

すぐ近所でやっぱり助けようというふうになると思うんですね。やめてくださいとか危ないって言われてもすると思うんですよ。そんときの資材であったりとか、ここに行ったら道具があるよとか、そういう情報があまりにも何か日常的に皆さん知らなさ過ぎるというか。その情報というのはすごい大事なんじゃないかなと、やっぱりいざというときの、そのいざっていうのがすごい人ごとになってるのは、やっぱり自分がとか自分の身内がそういう目に遭うよっていうのがあんまり分からないっていうか、その実感が湧かないんです。

やっぱりそういうのを災害があったときに、よその災害だと思って、自分の生活に落とし込めないのって、やっぱり自分の身内がっていう場面が想像できないというか、実際想像してもらったら、やっぱり知っとなあかんっていうふうにはなると思うんですけど、そういう情報をもっと発信して欲しいなって思うのと、そういう資材ですよ、その場所とか、その地域に1個ってなるとやっぱ少ないような気もするんですね。班であったりとか、自治会でもちょっと広いかなっていう気もするんですけど、そういう場所を提供してもらって、何か設置するとか。何か日頃、消防のほうもAEDの講習とかしてるじゃないですか。多分その日常的なところでの講習やと思うんですね。本当に災害ってなるときには、それだけでも駄目だと思いますし。

だから、そういう場面っていうのと、非日常とその本当の有事っていうのがかけ離れてる気がするんですね。その辺、消防のほうに聞いていいですかね。この危機管理と大災害とか、その日常的な部分と、そんで本当に災害が起きたときのそのシーンっていうのがあると思うんですけど、その辺の切り分けての訓練みたいなのはされてらっしゃるんですか。訓練というか話合いというか、決め事とか、そうい

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ったものを消防のほうで一定ルールがあって、先ほど言ったその救助を、連絡があったほうに行かなあかんとかっていう部分も含めて、日常と、災害時のそういったところの情報共有みたいのもあるんですか。

○柴野将行危機管理室参事 私がいる意味というのが、委員がおっしゃっていただいているようなところになってくるかと思います。大規模な災害だけではなくて、その大規模な災害に備えるということももちろんあるんですけれども、日常の防災に取り組む中で、消防機関ですね、消防とこの市の体制というのを密接につなげていくということが必要になっているかと思います。

おっしゃっていただいているような資機材、私たちは資機材を用意して配置することはできるんですけれども、やはりその使い方、指導、こういったところの地域に向けた啓発というのは、消防とも連携をしていかないと、それが実現されないということは日々感じているところです。

それが市内全域でできているかというとなかなか難しいところはあるんですけれども、訓練の機会を捉えて、その資材を使った訓練の指導というのは、消防のほうでも行っていただいているところでございます。

○後藤恭平委員 いろいろやって大変なものよく分かるんですけど、その消防さんもいろいろ日常忙しいと思うんですけど、AEDの講習とかそういうときに、救助とかっていう部分をあまりピックアップしないじゃないですか。救助って命をその場でぱっと助けるといのは、日常的にはしますけど、災害のときになってなったら、それだけでは多分駄目なんだと思うんですよ。そういう場面場面の訓練とか市民への講習とか、そういうのって、あまりされていらっしやらないんじゃないかなっていう気もするんですよ。そういうのは連携されないんですかね、あんまり。

危機管理室のほうにも手伝ってもらおうとかこういう資料を提供してもらおうとかあったほうが、臨場感というか、すごいあると思うんですよ、こういう場合は絶対こうして助けないとってね。日常とその災

害時とかっていうので、本人の危機感とかというのは多分大分変わってくるんやと思うんですけど、言ってる意味分かりますか。そういう連携とかというのはあんまりないんですかね。

○井上真樹消防本部次長 確かに、救急講習や先ほど委員がおっしゃられたような可搬式小型動力ポンプの地域への指導等におきましても、もちろんその訓練訓練が主体単体で行っているものが今ではメインの活動、啓発になっているのかなというようにところがございます。

今後につきましては、意見を尊重しながら、危機管理室と連携をしながらやっていけるような体制を検討していきたいと考えておる次第でございます。

○後藤恭平委員 ぜひ、危機管理室だけで市内全域に広げるのはちょっと無理かなと思うんで、消防さんのそういう講習とかね、年々増えてるじゃないですか、今は。一時コロナのとき、減りましたけど。そういう講習とか市民向けとか、学校向けとかいろいろやってると思うんですけど、ぜひそういったシーンも一緒に考えてやってもらうとか、いざというときにやっぱりこれ使えないと本当に困るよっていうのが分かるように伝えてほしいなっていうふうに思います。

先ほど言いました救助の優先順位を災害時ってどういうふうに考えてるのかなと。今ちょうど言われたんですけど、すごい気になって、絶対人手が足りなくて消防も足りないじゃないですか。地域に張り付いて何か救助活動をするのか、それともやっぱり今と同じように救急車とか消防車を使って、皆さん配置につけていう指揮命令の下で何か活動するのか。連絡があったときに、その連絡があったのを優先順位としているのか、目の前にあったものを優先するのか、本当にその選択が迫られるんやと思うんですけど、その選択が迫られるシーンっていうのをどういうふうに想定していらっしやるのかなというのは教えてほしいです。

○辻 英司警防救急室参事 委員の言われたように大災害時にはまず、119番の段階においてコールトリアージといったものを実施いたします。重症であるとか中等症であるとか軽症であるという、まず通報

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

段階での振り分けをいたします。

その後、出勤に際しても通常ですと、火災ですと消防隊5台とか、もう最悪十何台出るところを、隊を減らしまして、分散して出勤できるような体制、こういったものも取り組んでおります。

ただ、消防におきましては、まずは大きい延焼火災であったりとか、多数の方の救出が必要な場面に向かうというのが原則で、そういった対応ができるようなマニュアル等を作成し、それに向けて運用を進めているところでございます。

○**後藤恭平委員** 何かすごい酷なんですけど、そういうふうな救助の順番だっているふうに、多分、世間さんも知らんと思うんですよ。だから、自分の身内だけが危ないときって、消防来ないんだよ。大きい建物が倒れたとかなったら、そっちのほうの現場に行っちゃって、自分の一戸建ての家が倒れた、ちょっと何か倒れてきたっていうときは、消防は来ないんだよって言うておかないと、自分たちで助けてくださいねって。もうそれが答えになっちゃうじゃないですか。

危ないからやめてくださいって日常なら言うと思うんですけど、有事のときは、それは自分で助けてくださいと言わないと、助けが来ると思ってるかもしれないですよ。そういう情報ってすごい大事だと思うんですよ。選ばれるんですよって、そのときは、酷かもしれませんけどって。

それを正直に言って、日頃から建物とか物を置いてるのが危ないよとかっていうのを周知してもらうというのは、すごい大事なんじゃないかなと思うんですよ。危ないからこうしてくださいっていうんな、配られるじゃないですか、防災のやつとかもね。そこに臨場感がないのはやっぱり、命の選択を迫られるんですこちらもっていうのをちゃんと言うておかないと、その危機感というのはあまり生まれないんじゃないかなというふうに思うので、消防のその大事な選択っていうところを、やっぱりもうちょっと危機管理室とも共有してもらって、ちゃんと周知してほしいなというふうに思います。

○**井上真佐美委員長** 理事者から、先ほどの今西委員の質問に対する答弁の訂正について申出があります

ので、ただいまから発言を受けることにします。

○**羽生田 健危機管理室主査** 先ほどのシステムの利用料につきまして、税抜きの金額をお伝えしておりましたので、訂正させていただきます。

システムの利用料、防災情報システムの利用料が20万でお伝えしていたのが22万円、メール機能の利用料14万でお伝えしていたのが15万4,000円、月額にありましては34万円でお伝えしていたのが37万4,000円となります。

○**井上真佐美委員長** ただいま理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○**藤木栄亮委員** 地域の防災訓練を年1回されてますけども、あれは地震が起きたという想定で、例えば何分後とか何十分後とか、まず地域で集まって、そこから避難所である小学校のグラウンドとか、そういうところが多いんですけども、そういう時間的な決まりというのは何か一定指針ってあったんですか。

○**塩津達哉危機管理室主幹** 一斉合同防災訓練の時間、地域の訓練につきましては、全市一斉でこの9時ぐらい、発災時間というのは決めておまして、その要領に基づいて各地域で発災後について、例えば緊急集合避難場所とか、小学校への避難というところでさせていただいているところでございます。

○**藤木栄亮委員** 時間を聞いてるんです。3時間後でいいの、集まるの。半日後でいいんですか。集まるそういう指針っていうのがあるんですかっていう、時間的なものに関して。

○**菊地祥吾危機管理室主幹** こちらの訓練の時間、想定してる時間でございますけれども、発災直後という形になりますので、地震が起きてまず身の安全を守る、それからその家から避難所まで避難するという工程になりますので、おおむね発災から1時間、2時間以内の場面というのを想定した訓練ということで実施しているものでございます。

○**藤木栄亮委員** 1時間、2時間以内というのは、避難所に集まる時間ですね。

○**菊地祥吾危機管理室主幹** 自宅から避難所に集まって、そちらで地域の中で避難者の集計等を行う、また市と連携を取るような時間、発災後1、2時間ぐ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

らいを想定しているものでございます。

○藤木栄亮委員 これ、前にも指摘したことあるんですけど、危機管理室の人間を吹田市民で集めなさいって言ったんだけど。何でか言うたらね、要は大災害が起こると当然交通も遮断されていうことになってきて、吹田市内になかなか市外からは集まってこれないという状況が容易に考えられるんだけど、そうすると、皆さんがそういう吹田市民に一定1時間以内、2時間以内に集まりなさいと言いながらね、実際、指揮を執る危機管理室の職員さんが1時間、2時間で来られませんわということであれば、何をすることか、何を指針出していることか分からないじゃないですか。全員吹田市民なんですか。

○塩津達哉危機管理室主幹 危機管理室の職員につきましては、吹田市の職員と吹田市以外の職員も含まれております。その理由といたしましては、吹田市におきまして大規模な災害が発生した場合、職員も被災する可能性がございます。そういったところの被災して来れない場合ってのが想定されますので、吹田市内だけで固めてしまうと、もしかしたら全員被災する可能性がございます。

そうではなくて、他市にもいることによって、吹田市では被災せずに来れるっていう職員も出てきますので、そういった観点から吹田市内と吹田市じゃないところで職員を分けているところです。

○藤木栄亮委員 割合はどれぐらいですか。

○菊地祥吾危機管理室主幹 今の現状におきましては危機管理室の中で6割ほどが市内在住、それ以外が市外在住という形で在籍しております。

○藤木栄亮委員 それは、今の一つ前の答弁にあったことを踏まえて6対4がいいという判断なんですか。それともたまたま6対4なんですか。

○菊地祥吾危機管理室主幹 必ずしも6対4という形で想定して配置しているわけではないですけども、先ほどのような塩津主幹から申し上げたような観点をもって市内ですぐ集まれる者と、市外でまた、追って集まれる者、二手に分けて配属ということが今現状されております。

○藤木栄亮委員 命に関わってくるようなことなので、そんなアバウトなことでもいいんですか。先ほどおっ

しゃったように、吹田市で集めちゃうと、全員が被災する可能性があるんで市外ということであればね、きっちり3対7、6対4、2対8っていうことで決めないといけないじゃないですか。

アバウトでやってるということは、何か後づけの答弁に聞こえちゃうんですよ。これは聞かれたらこう答えてこうみたいな。命に関わるようなことでね、きっちりそういう数字、割合、パーセンテージというのを出していかないといけないんじゃない。そうじゃないと、僕は後づけの答弁を考えてはるなと思ってしまいますよ。いかがですか。

○岡田貴樹危機管理監 ただいまの御質問ですけども、現在のところ、申し上げましたように何か基準があって6対4になっているということではございませんで、人事異動などの経過をたどって現時点で6対4になってると。ただ、今後につきましては、今、委員に御指摘いただきましたように、そういった観点も含めながら、総務部人事担当とも協議、相談をしていくということをしていきたいと思っております。

現時点で6対4という割合で何か対応で不都合があるというようなことは生じておりませんので、おおむね今ぐらい、今現在程度の水準というのは少なくとも維持をしていくというのは、そのような観点を持っておきたいと思えます。

○柿原真生委員 資料たくさん用意していただいてありがとうございます。

まず、消防のほうからお伺いしたいと思います。

過去5年間の消防と救急のそれぞれの出動してから現場到着の平均時間、各町名別で頂いております。おおむね、消防と救急というのは、傾向としては似通ってるかなっていうふうに思います。一部違うところもありますけど。

消防のほうでお伺いしたいんですけどね、消防のほうの資料の5ページで、全体の件数というのも、下のほうに入れていただいています。圧倒的に警戒発生件数っていうのが多いんですけど、これはどういう事案のことなんでしょうか。

○徳森 司警防救急室主幹 警戒出動につきましては、自動火災警報器の鳴動に対する調査出動であったり、

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

救急隊、重症患者対応のために救急隊の支援に出動するような案件でございます。

○柿原真生委員 内容は確認しました。

次に、救急の資料も頂いています。令和7年は、平均が6分49秒ということになっています。また、全体の出動の件数も、最後10ページのところにありますけれども、令和7年でいいますと年間2万3,519件ということで、その過去2万3,000、2万3,000、2万1,000、1万7,000というふうに、年々増えてきてるのかなと思いつつ、コロナもあったので、それ以前の状況も過去のオープンデータで見ってみましたけど、やっぱり基本的にはずっと増えている。コロナの令和2年だけががくっと3,000件ぐらい減ってますけれども、平成25年で1万6,000件台からずっと1万7,000、1万8,000と、平成30年には2万台に乗るっていう状況になりました。

DRCの整備なんかも行われたり、救急隊も増隊されたのではないかと思いますけれど、一方で、高齢化率が現在25%弱ぐらいかなと思います。市の計画で、今後の高齢化率を見ますと、やっぱり増えていく方向です。これにどう対応していくのかということですね。見通して言うんでしょうかね。

実施計画では、近隣との連携強化っていうふうに書かれてるんだけど、それはそれで一定効果があるというふうに思いますが、出動の件数の見通しと、あと近隣との連携強化で対応できるのかどうか、その辺りの考え方をお聞かせください。

○長嶺秀則警防救急室参事 御指摘のとおり、救急出動件数の増加の主な要因としましては、高齢化の進展というふうに分析しております。

今後の対応としましては、やはり救急搬送先の医療機関というのは限りがございますので、求められているものは、まず高齢者の方がかかりつけ医をしっかりと持つ、その上で予防救急をしていただく、その点につきまして普及、啓発を行っていくということが本市として求められていると分析しております。

○柿原真生委員 すみません、予防救急というのはどういったことでしょうか。

○長嶺秀則警防救急室参事 予防救急といいますのは、

高齢者の方ですと、自宅内で転倒して負傷するというのがございますので、自宅内で転倒しないように家の中を片付けていただくとか、そのような段差をなくす取組をしていただく、そのような点、あと熱中症予防というところが予防救急となっております。

○柿原真生委員 こういうことで、一定救急の要請をする件数を減らすっていうことは、可能な部分もあるかと思いつつ、割合がどうなのかというのはよう分かりませんねんけどね。これでどれぐらいなくせるというふうに見ておられるんですかね。

○長嶺秀則警防救急室参事 どれくらいなくせるのかというのは、その推測等はできないと考えておりますが、やはり今後ですね、限りある消防士、救急と医療資源っていうところで、まず市民の方に、予防っていうところを重点にしていくのがポイントと考えておりますので、そこら辺を普及、啓発を進めていきたいと考えております。

○柿原真生委員 おっしゃられるように、限りある資源ですから、防げるものは防いでいただきたいし、1分1秒を争うような重篤な患者さんのところに救急隊が向かうということは、これはそもそも予防ができない部分もあるかと思いつつ、そこはしっかりとやっていただけるのかなというふうに思いますが、今の予防救急ですか、啓発を行うっていう話は、これはいつからやっておられるんですか。

○長嶺秀則警防救急室参事 予防救急はいつからというのが、今現在手持ちで資料がありませんが、救急講習というのは以前から実施させてもらいまして、その中で事前にかかりつけ医を持ちましょうとか、転倒の予防しましょうというところを普及、啓発ですね、させてもらっているところでございます。

○柿原真生委員 だから、そうやってやっておられるけれども、やっぱり高齢者が増えるということで、救急の要請とかというのは、当然増えていってるわけですね、過去の資料を見ますとね。だから、それで本当に本来、転倒などでけがしないほうが御本人のためにもいいと思いますし、それはやっただけいいと思うんだけど、それで本当に大丈夫なのかということをお心配してるんですね。

もう一つ、資料で頂いて、平均の時間よりもかな

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

り遅れて到着する地域が幾つかあるなっているふう
に思います。一方、さっき言ったように、DRCが
できたことによってすごく早くなった地域もありま
す。令和7年でいうと、平均の6分49秒から大幅に
長いなどと思うのが、例えば9ページの青葉丘北の11
分1秒とかね、あとは江坂町3丁目の9分3秒とか、
南正雀5丁目10分22秒とかね、あとは幾つかありま
すけれども、その地域によるばらつきの解消という
のは、どんなふうにできるのかなど。どんなふう
に考えておられるのかなというのをお聞きしたいん
ですが。

○長嶺秀則警防救急室参事 消防署っていうところは
適材適所っていうところで、今現在配置している
ところでございますが、各地域のバランスっていう
ところに関しましては、救急隊のほうでですね、救急
需要件数や、この現場到着までの時間等を勘案しな
がら、弾力的な配置、多い地域に救急車を、時間帯
なりを分析しまして配置するなど、その点で対応し
ていきたいと考えております。

○柿原真生委員 それは、今はやってなくてこれから
そうしますっていうお話なんですよ。

○長嶺秀則警防救急室参事 直近でいいますと、昨年
度は実施しておりませんが、その前ですとコロナ禍
で、やはり現場到着時間が遅れていくっていう現場
がありましたので、その際には弾力的な配置を実施
しまして対応していたということがございます。

○柿原真生委員 先ほど幾つか事例として挙げたところ
が、長いところはずっと長い時間がかかっている
ということになってますので、その点は弾力的配置、
スペースとか、どれぐらい可能なのかというのはよ
う分かりませんが、その点は大丈夫なんですか。

○長嶺秀則警防救急室参事 御指摘のとおり、場所
ってものをピンポイントでそこに詰めるっていうわ
けにはスペース上難しい部分はあると思いますが、
例えば多い地域でございまして、西署のほうに救急
車を常在させて、その間、救急件数が予測される地
域を巡回しながら救急対応する、そのような対応も
考えられると思っております。

○柿原真生委員 よろしくお願ひします。

それをまたやっていただいた上でね、一定検証を
できるようなタイミングでお聞きできたらいいかな
っているふうに思います。

あと、もう一つの資料で、救急の受入れ病院が決
まるまでの時間、どれぐらいかかっていますかって資
料を頂いてます。

過去5年なんで、コロナ禍もかかっているんでね、
単純に分析しづらい期間にはなっていると思いた
すが、少し短くなってきているかなというふう
に思います。その理由で、もし何か思い当たるところ
があればお聞かせいただきたいのと、あとは市民病
院が、この間、受入れを結構断ってたっていう話
もお聞きして、その辺り、2点どのお感じな
のか、お聞かせください。

○長嶺秀則警防救急室参事 まず、現場滞在時間が短
縮している主な原因としましては、新型コロナウイルス
感染症が一定程度落ち着いたことに伴いまして、
医療機関側の受入れ体制が改善されたことが主な
原因と考えております。

次に、吹田市民病院につきましては、令和7年中
の応需率に関しましては、応需率といえますのは救
急件数を問い合わせまして、その問合せに対して
受け入れていただいた件数の割合となっております
が、応需率につきましては70.4%となっております。

コロナ前と比較しますと、コロナ前は約80%台
となっております、まだやはりその水準までは回
復してないってところで分析しております。

○柿原真生委員 その辺りの市民病院との連携とい
うのは何かされてるんですか、もうちょっと受け入
れたいんですけどってような話合いとかって
されてるんですか。

○長嶺秀則警防救急室参事 3か月に1回、病院長を
はじめ地域医療の方が集まった会議体ございま
して、その場で市民病院の受入れ状況や吹田消防
の救急搬送状況等を情報共有しながら、受入れ等
のお願い等を実施させてもらっているところ
でございます。

○柿原真生委員 その会議体ってどういう名称な
んでしょうか。

○長嶺秀則警防救急室参事 地域医療支援病院連
絡協議会となっております。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○**柿原真生委員** 次に、危機管理室のほうに資料を頂いていますのでお伺いします。

職員の参集体制の資料で、3号配備だったかな。これ、全職員対象だということで、職員数、正規職員の数が上がっているんです。実際にね、どれだけ参集できるのかっていうところを知りたかったんですけど、それは危機管理室のほうでは把握はされていないということでしょうか。

○**塩津達哉危機管理室主幹** 業務継続計画で職員の参集というのは算定しておりまして、大規模災害の場合におきましては24時間で66.3%の参集を想定しております。

○**柿原真生委員** その計画では66%の参集を見込んでるっていう話なのか、実際できますよっていう話なのかどっちなんですか。

○**塩津達哉危機管理室主幹** こちらの計算につきましては、過去の災害、阪神・淡路大震災やその他の災害、大規模災害を踏まえまして、職員の参集率っていうのを参考に算出したものとなっております。

○**柿原真生委員** その職員の方が阪神・淡路大震災のときと、いろいろ構成は変わってるのかなっていう気もしてまして、一つは当時と比べたら多分女性職員がすごく増えているということがあると思います。

もう一つ、公務員の場合は、そういう大規模災害のときには、例えば超過勤務とか、そういう上限とかも別にないので、住民のために働かなければいけないっていうことがあるんだと思いますけれど、かと言ってですね、先日も輪島の職員さんの朗読劇を見させてもらいましたけど、24時間以内に来れるかって言われたら、やっぱり家族のこととかもあってね、これない人もいると思うんですね。

そういう点がしっかりと加味をされているのか、現実に即しているのかなっていうのが、24時間で66%っていうのが果たして可能なかっていうところは、今、数字を聞いて疑問に思うところなんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○**菊地祥吾危機管理室主幹** 先ほど塩津からも答弁いたしました参集率につきましては、あくまで現状の職員の体制についての想定というところになっておりまして、我々としては当然ながら、委員おっしゃ

るように、様々な状況で参集できない職員というのは生じるものかとは考えてございます。

その中で、先ほど申し上げたBCP、業務継続計画などで通常業務でも成立するもの、休止するものなどをあらかじめ定めながら、災害時にも応急対策業務が新たに発生する中で、通常業務をできるだけ休止して、災害の人命に関わるような業務を優先して実施できるような体制というのをつくれるように、こういった計画等を定めておりまして、それに基づいた訓練を定期的実施することです、より対応力というのを高めているところでございます。

○**柿原真生委員** 起こってみないと分からないっていう部分もあるかもしれませんが、基本的に大規模災害が起こったときには、その被災地の職員が頑張ってるというだけじゃなくて、広域的に受援、支援を受けるということを前提にね、今は計画をされていると思います。

ただ、実際に輪島市の職員の方々も、被災地でお仕事をされていて、超過勤務のものすごくたくさんあったというふうにも言われていますが、その辺り、どんなふうな状況なのかなと思うんですね。職員が66%参集して、業務を行うと。長時間勤務でもそれはもう災害時だから仕方がないっていう中で、必要な支援は他市から受けますよっていう枠組みなんだけど、実際そういう枠組みであったとしても、物すごい超過勤務が発生したと思うんですね。それで本当に現場の職員さんも疲弊をされるというふうに思います。

それをできるだけね、過酷な勤務じゃないようにっていうことを言いたいわけなんだけど、被災時の職員の超過勤務ってどれぐらいなのかというのは御存じなんでしょうか。

○**柴野将行危機管理室参事** 大規模災害が起こったときの災害対応業務というのは、本当に日常業務を超える中で、限りある職員で対応していかないといけないということで、時間外勤務は増えます。輪島市でもそうでしたけれども、実は業務については偏りが生じます。それも、フェーズによってその対応業務のピークが変わってきますので、その都度、その対応に当たる職員の時間数というのは伸びていき

ます。

これをちゃんと適切に配分をしない場合には、輪島でもそうでしたけれども、数日間、自宅にも帰れない、時間外勤務が200時間を超えるという職員も我々も確認しております。

そういった状況で何をしないといけないのかという事は、それを見越した上で、輪島でも実際に支援の中で取り組ませていただいたのが、業務量を調査する。本当に大変なところなんですけれども、今誰がどの時間に帰ってどんな業務をしているのかっていうのを、すぐさまそれに取にかかるということをさせていただいております。

それによって、今のその市の状況の中でどこに偏りが出るとかということを見たと、それを適切に配分をすると、こういったようなことを取り組んできたというようなことがございます。これは、吹田にも置き換えられることですから、ピークに偏りがないようにしていくということが重要であるというふうには考えております。

○**柿原真生委員** それをマネジメントできる人材がいるかどうかによって、大きくそれぞれの被災地の自治体というのは変わるのかなというふうに思います。

もう一つお聞きしたいのが、今回、片山、岸部の備蓄倉庫の件です。予算を増やして入札不調に対応するっていうことだったんですけど、1億3,400万円増額をする。これはこども園の部分も含んでるんであれなんだけど、レイアウトも事前に見せていただいて、この備蓄倉庫ってこんなにスペース必要なかなっていうのは正直思うところなんです。ほかの備蓄倉庫もあると思うんだけど、それぞれの面積って分かりますかね。

○**菊地祥吾危機管理室主幹** 各倉庫の面積につきまして、今、市内におきましては6地域に各一つ、倉庫を設けておりますが、順番に申し上げますと、千里ニュータウン地域、こちら来年度整備予定の、旧北消防署の北千里出張所の跡地で設けるもので347.17㎡、JR以南地域備蓄倉庫、こちらにつきましては624.917㎡、山田・千里丘地域備蓄倉庫につきましては192㎡、片山・岸部地域地区倉庫につきましては487㎡、旧岸部診療所、現在暫定で使っているも

の面積でございます。新しく整備する複合施設におきましては349㎡確保の見通しでございます。千里山・佐井寺地域備蓄倉庫につきましては238.7㎡、豊津・江坂・南吹田地域におきましては236.97㎡、それぞれ延べ床面積で以上の面積を確保する形で、それぞれの地域の備蓄物量に応じたスペースを確保しているものでございます。

○**柿原真生委員** 今、お聞きしたら、JR以南が一番広そうですね。これは必要な備蓄量とか、支援の対象人数に対しての面積なのか、それとももうこの施設でやるから、このスペースになるんですよなのか、それはどちらなんですか。

○**塩津達哉危機管理室主幹** 備蓄倉庫の面積につきましては、被害想定避難者数に基づいて備蓄計画で備蓄数を決めております。その備蓄数に基づいた物資の面積を算出したしまして、必要な面積を確保した上で備蓄倉庫を整備しているというところでございます。

○**柴野将行危機管理室参事** 少し補足をさせていただきますと、JR以南地域、それと山田・千里丘地域につきましては、既存施設の改修でこの備蓄機能を設けたという事がありますので、スペースに若干の差異が生じているというところになっています。

純粹に備蓄倉庫の機能ということで新設した豊津・江坂・南吹田地域ですね、ここの備蓄倉庫がモデル的になるというように考えております。

○**柿原真生委員** だから、備蓄倉庫の面積はそういうことなんですっていうことは分かったんですけど、それ以外に入り口のところから入っていく辺り、そのスペースがまあまあ広いなっていうふうに思っていて、車も3台置けるようになってますけど。他の備蓄倉庫もそういう状況なんでしょうか。

○**塩津達哉危機管理室主幹** 備蓄倉庫の機能といたしまして、荷物の運搬が必要になって、荷さばきするスペースが必要になっていきます。それに当たってトラック等が展開できるスペースが必要になってきますので、豊津・江坂・南吹田の地域備蓄倉庫につきましても4tトラックが展開できるぐらい、片山、岸部につきましても同等のことで考えております。

○**柿原真生委員** ほかは逆に言ったら、できないとい

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

うことなんですね。

○菊地祥吾危機管理室主幹 今現在整備しております
いずれの倉庫につきましても、そういった物資の輸
送も前提とした倉庫になっておりますので、トラッ
クの展開を含めたスペースの確保というものを、恒
久的な整備をした施設におきましては必ず具備して
いるものでございます。

○柿原真生委員 だから、既存施設を利用したところ
では、逆にそれは用意はできていないっていうそう
いう意味ですね。

○菊地祥吾危機管理室主幹 既存施設を改修したとこ
ろにつきましても、恒久的に倉庫で使うという形で
運用しているJR以南、山田・千里丘地域につつま
してはトラックでの搬入を想定した体制、場所を確
保することができております。

○塩見みゆき委員 危機管理室のほうでは、資料も作
っていただきましてありがとうございます。

まず、消防のほうからお聞きをしたいと思います。
今年度、女性の隊員の方が4名採用されるっていう
ことでね、現在11名になってるのかなとは思って
すけど、新年度の採用については女性隊員の方おら
れるんですか。

○岡本 瞳総務予防室主幹 今年度、採用試験実施し
まして、令和8年4月1日採用者は7名になってお
ります。

○塩見みゆき委員 そうですか。結構、数年間、女性
の方が増えないっていうことがあったと思うんです
けども、この間、それなりの人数の方が入ってこら
れるということで、現在、24時間、当務と非番って
いう形の勤務体系の方と、毎日勤務っていうんです
かね、消防署でお仕事されてる方と、大体女性の場
合、何人ずつぐらいおられるのか、教えてください。

○岡本 瞳総務予防室主幹 現在の内訳でございます
が、11名のうち2名が育児休業中、1名が初任教育
生として大阪府立消防学校に入校しております。実
質勤務している女性職員に関しましては、予防や総
務などの毎日勤務の勤務者が2名、消防隊や救急隊
など、泊まり勤務となる隔日勤務者が6名となっ
ております。

○塩見みゆき委員 今、国とかも含めて、全体の女性

隊員の比率を上げていこうっていう動きがあると思
うんですけども、国の基準はどれぐらいで、また
吹田ではどれぐらいを目標にされているのか、教え
てください。

○岡本 瞳総務予防室主幹 国のほうの令和8年4月
当初の予定としましては5%、全職員に対して5%
という目標でございました。吹田市消防本部で考え
ますと、女性職員数19名というところになります。

現時点で、令和8年4月採用者を含めまして18名
というふうになっておりますので、現時点で4.8%
となっております。

○塩見みゆき委員 そうですか。ずっと、目標に近く
なってきたということで、やはり以前からも申し上げ
てますけど、やっぱり男性の社会的な場所だった
ところに女性の方がそうやって入ってこられるって
いうことでは、女性も男性ももちろんなんですけれ
ども、大変厳しい勤務の中でね、やっぱり健康で働
いていただけるっていうことが必要になってくると
思うんです。

去年なんかの女性の生理休暇の取得率のことをお
聞きしたいんですけども、6年度とそれから7年
度途中なんですけど、どんな様子か教えていただけ
ますか。

○岡本 瞳総務予防室主幹 令和6年度の生理休暇の
取得状況につきましては、全職員数7名で4回とい
う形になっております。令和7年度現時点では2名
が取得し、合計4回取得となっております。

この取得内容に関しましては、先ほどお話ししま
した毎日勤務者が1名、それから泊まりとなる隔日
勤務者がそれぞれ1名取得されております。あと、
こちらが一番懸念する取りたい職員が我慢して休め
ないという状況は、現時点まででは発生しておりま
せん。

○塩見みゆき委員 今いろんな働き方改革の中で、休
暇もね、本当に育休についても男性の方もかなり取
られるようになってきていますし、そういう休暇に
ついては関心もあるし、実際、目標とするところに
だんだん近づけるように取れてるっていうのはある
んですけど、生理休暇については消防にお聞きして
ますけど、消防だけじゃなくて、見てみましたら

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

2020年度で0.9%しかやっぱり取れてないんですよ、国の。

これがピークだったときが、もうかなり古くて1965年がピークで、それでも26.6%っていうことで、やっぱりその後、男女雇用機会均等法なんかができ、いろいろそういう男女の格差をなくしましょうよという中で、深夜勤務なんかについても女性に制限をしてたっていうか、保護の規定みたいなものがだんだんなくなったり緩和されたりする中で、男性と同じようにということで、そういう女性特有の休暇というのは取りにくくなってるといって、やっぱりそういう社会情勢もあるのかなというのと思うんですけど、本当に長い人生の中で、そこで無理をやるかどうかによってその後の妊娠とか、更年期の過ごし方みたいなものも影響してくると思いますのでね、ぜひ取れるような環境をつくっていただきたいと思うんですけど、この間、研修もされてるみたいですが、また来年度なんか特に女性隊員が増えるというところでは、どんなふうにお考えでしょうか。

○岡本 瞳総務予防室主幹 この件に関しましては令和6年度からの風土改革のために、全職員に対して動画研修を実施し、受講後のアンケートで現状について意見を求め、たくさん前向きな意見を頂いておるところでございます。

また、今後女性職員が増える形となりますので、女性の新規採用者につきましては、あらかじめハンドブックを用いて休暇制度について説明した上で、生理休暇を含む様々な休暇に対して、現場の職員も実際に取っている実績がありますというところをお伝えした上で、御自身の判断で取得を促してまいりたいと考えております。

○塩見みゆき委員 判断は確かに仕事ができるかできないかっていうね、その症状にもよるっていうところなんですけれども、厚労省が2022年に調査している中でも、そういう生理に対する症状がないっていう人はわずか5%なんです。そのほかの人は、強弱はあるにしても、一定やっぱり薬を必要とする、本当に寝込んでしまうというような方もあったりして、後の95%については、やっぱり何らかの困難が生じている。実際に休暇取れるかって言ったら、や

っぱり取りにくいっていう調査も、やっぱり61.8%だったかな、あるんですね。

それが特に男性の場合取りにくいというのもあるんですけど、女性であっても、やっぱりそういう生理に対する理解がね、あるかないかっていうこともありますので、これは別に今回は生理のことを取り上げてますけど、男女問わず、本当にあの激務の職場ですのでね、お互いがやっぱり気遣えるような、そういう環境をつくっていただきたいし、一つの指標として、やはり結婚された方は産前産後休暇で、育休っていうふうになっていくんですけども、その前のやっぱり生理についても取れる環境というのは、ぜひ考えていただけたらなというふうに思います。時間休的なことも含めてね、またよろしく願います。

それから、資料を頂いた危機管理室のほうにお聞きをしたいと思います。

一斉防災の様子をお聞きして、それぞれに様々な取組がされてるかなというふうに思っているんですけども、これで全ての地区になるんでしょうか、実施されてるのは。されてないところはないうことですかね。

○清田知秀危機管理室主査 地域からの報告を受けているものについては全て記載しております。

○塩見みゆき委員 何かその空白になってやってないっていうところは、一応ないっていうことなんですかね。

○塩津達哉危機管理室主幹 全ての地域で訓練を実施しております。

○塩見みゆき委員 それと大分、印象ですけども、充実がされてきているのかなっていう、各地区がそれぞれ工夫もされてされてるのかなっていう印象なんですけれども。ここ10年くらいといいますか、大阪の北部地震があって以降といいますか、特にそこから辺から、我が事として捉えられるというのかしら、そういうふうになってきてるっていうのがあるのかなと思うんですけど、この約10年くらいの間で、危機管理室としてそういう地域の活動なり、防災訓練みたいなものがどんなふうに変化してるのかとか、どんなふうの評価したり、今後の課題として考えて

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

おられるのか、教えていただけますか。

○塩津達哉危機管理室主幹 地域の訓練につきましては、やはり地域の实情に合わせて訓練を実施されているんですけれども、年々よく相談に来ていただいているところがございます。そういった中で市の取組はこういったものを行っているとか、また地域でこういったものやりたいということでしたら、こういったやり方がありますよとか、避難所の運営とか、そういったところをお伝えさせていただいているところではございます。

そういった意味で、また特徴的なところといたしましては、一部の地域につきましては災害救助犬を用いた訓練をしたりとか、炊き出しの訓練はもちろんやっているとこもいっぱいあるんですけれども、本当に地域の实情に合わせて多岐にわたる訓練を様々な独自で考えていらっしゃるってところを相談を受けていて思うところがございます。

○菊地祥吾危機管理室主幹 加えて答弁させていただきたいのが、やはりこの間の推移という中で、やはり地域の防災の高まりというのは、非常に感じております。

その中でも、連合自治会の自主防災組織につきましても、この間非常に増加しております。我々も補助金制度等で支援を行っておりますけれども、その前22団体であったのが、今、34地域中32団体まで増加してございます。そういった連合自治会の自主防災組織、それを核としまして地域の訓練なども取り組まれておまして、我々としたしましてもその支援として、連合自治会の自主防災組織の情報交換会、こちらを毎年実施して、近年では発表会ということで好事例も御紹介させていただくなど、取組についていろいろと各地域で新しい取組を進めていただいている中で、それを横展開できるようなサポートというのでも継続して実施しております。そういったところが、かなり地域の自主防災力、こういった訓練の充実というのにつながっているものかなと考えてございます。

○塩見みゆき委員 次のところでお聞きしたいなと思っていて、そういう共有ですよ、本当にうまくいっているところをどんなふうに市域全体に広げていく

かっていうことでは、お聞きしたいなと思ってましたので、それもお答えいただいております。今後また、よろしくお聞きしたいと思っております。

続いて、もう一つ頂いた資料で5ページなんですけれども、ここ5年ぐらいですかね、様々な防災、減災に資する主な取組内容ということで資料を頂きました。

2025年度、新たな取組も様々な行われたということで、来年度、2026年度については特に予算上も目立った施策としてはないのかなと思うんですが、2026年度についてはどういう形でこういう取組をされようとしているのか、教えてください。

○塩津達哉危機管理室主幹 2026年度ですけど、今回、令和7年度に新たにシステムとか導入させていただいております。そういった部分の導入、例えば循環トイレの検証とかそういったところも含まれておりますので、令和8年度につきましては7年度に入れたものの検証を行いつつ、さらに防災の取組について進めさせていただきたいというふうに思っております。

○塩見みゆき委員 検証っていう辺りが、どんな形でされようとしているのか、もう少し具体的に教えてくださいいただけますか。

○塩津達哉危機管理室主幹 例えばですけども、避難施設解除システム、今年度導入させていただいております。一斉合同防災訓練でも活用しておりますし、6月の訓練でも活用させていただいたんですけれども、地域の皆様からの意見を踏まえまして、こういったふうに改善したほうがいいとかっていうお声も聞いておりますし、また災害用のトイレ等につきましてはですね、1月の下旬から導入、試験運用をさせていただいておりますけれども、使用回数を今確認しているところがございます。

その後、現在、循環トイレのアンケート、使用した方のアンケートを取っておるところでございます。評価について確認をした上で必要な改善課題がありましたら、そこについて改めた上で、次の導入について検討していきたいというふうに思っております。

○塩見みゆき委員 今おっしゃったように、確かに今

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

回の一斉防災訓練の中で、その避難所の解除システムとかそれからラップポイントトイレですね、こんなのもされてるところもあるんですけど、それって、どちらかというところ危機管理室のほうから具体的にこういうの皆さんの意見というのかな、聞きたいので取り組んでほしいというそういう働きかけはされたんですか。

○塩津達哉危機管理室主幹 一斉合同防災を訓練を実施する際に、避難施設、避難所マネジメントシステムの活用についてですね、地域の方には御連絡させていただいて、試験運用されたいというところにつきましては、全ての地域において、ICTだとQRコードで、実際に体験していただいたというところになっております。

また、ラップポイントトイレにつきましては、今年度導入したところがありますので、そこを校区防災要員と連携しながら設置をしたというところになっております。

また、そのほかにも、出前講座とか市の研修を通して、地域防災リーダーとかにもマネジメントシステムやラップポン、そういった体験っていうのを研修等を通じて周知を行っているところでございます。

○塩見みゆき委員 そしたら、何か所かこれ見せていただくと、そのトイレなり、避難所の解除システムなり、積極的に入れておられるのかなと思います。そこから御意見を聞かれるのだと思います。

私の地区でも、両方とも取り入れた訓練しまして、早速自治会がアンケート取ってるんですよ。ただ避難所の解除システムのほうは、それほどでもなかったですけど、トイレはやっぱり関心が、すごいよかったっていうのがあって、実際に本当にお水を入れて凝固剤を入れて、ちゃんと圧着をしてこうなりましたというね、現物もみんな見てっていうことで、非常に好評というのかしら。

いつも報告なんかを、もし被災地の支援に入られたときのお話を聞いてたら、本当にやっぱりトイレの臭いっていうので、もうまずはすごい皆さんが驚くというか、それで衛生的な面から見てもやっぱりトイレの問題って本当に我慢できないことですのでね、今、各避難所にそのラップポイントトイレにしたら

1台ということで配備していただけてますけども、もちろん今のお話の検証を受けて、今後どうするかっていうことにはなるとは思いますけど、ラップポイントトイレは非常に圧着する時間が結構1分とは言わないけどかかるんですね。まずは、お一人の方がそういう凝固剤入れて、用を足してからそれを圧着してとかいうと、それなりにお一人の方がトイレを使用される時間が通常よりも延びるっていうところでは、やっぱりこれがいいから、たくさん入れてほしいっていうか、今1台しかないんですよっていうことだと、そういう声をたくさん聞きましたのでね、その辺で検証後とは言うものの、どんなふうにお考えか、お聞きできたら。

○柴野将行危機管理室参事 ラップポイントトイレ、非常に被災地でも有効に活用されておりました。それを吹田市の中でも取り入れていきたいということで、危機管理室からも環境部と協議しながら、この導入に至っているわけでございますけれども、申し上げたように、令和8年度についてはこの様々新たに導入した被災地の教訓をもとに導入したシステムトイレ、こういったものをお声を聞きながら、どう展開していくかという次のステージに向けた検討を進めるわけでございます。

もう有用性は明らかではありますので、どの場所に配置するのが適切なのか、その量がどれぐらいなのか、こういったところもちゃんと根拠を持ってお示しができるようなこの1年に、令和8年度にしてまいりたいということを考えておりますので、それに基づいて次年度どうしていくか、令和9年度に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○塩見みゆき委員 ありがとうございます。

○井上真佐美委員長 理事者から、先ほどの柿原委員の質問に対する答弁の訂正について申出がありますので、ただいまから発言を受けることにします。

○長嶺秀則警防救急室参事 先ほど市立市民病院との3か月おきの会議体の名称について、訂正させていただきたいと思います。

名称としましては、吹田市民病院地域医療連携推進委員会でございます。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○井上真佐美委員長 ただいま、理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○乾 詮副委員長 資料ありがとうございました。資料からまず、御質問させていただきたいと思います。

消防の資料で、車両購入費の内訳を資料として頂いたところですが、消防車両、特に救急車2台と化学車、これは更新でしょうか、新規でしょうか、その内訳を教えてください。

○坂野晃平警防救急室主査 3台とも更新となっております。

○乾 詮副委員長 昨年も車両の更新で車両の売却益、これは委員会で質問させていただいて、売却をされるっていうことに至ったと思います。

今回、更新される旧車両の財産売却収入は計上されているでしょうか。

○坂野晃平警防救急室主査 歳入に関しては予算計上はしておりませんが、入札を実施して売却予定でございます。

○乾 詮副委員長 ぜひ官公庁オークション、他の自治体でも先行してやられているケースがありますので、それもまた、検討いただいて、前回のような売却に加えて、官公庁のオークション、これに臨んでいただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○坂野晃平警防救急室主査 当市の財務規則と入札保証金の関係等もございまして、その点、確認しながら、関係部局と調整して検証していきたいと思っております。

○乾 詮副委員長 ぜひいろんな手法で歳入確保を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、予算書の中で明許繰越で消防のほうですね、繰越明許が上がってますけど、この内訳について教えてください。

○新納秀和指令情報室参事 支援事業におけます繰越明許といたしましては、北消防署、北千里出張所、こちらの指令システムを今建築中であります北千里出張所仮設庁舎、北千里出張所へ移設する事業となります。

委託料としましては1,055万3,000円を予定してお

ります。この繰越しの理由でございますが、指令システムの移設について、これは業者、関係者との調整に時間を要したため、令和7年度内に移設を終えることが困難となったため、供用開始時期に合わせ、次年度に予算を繰越しするものとなっております。

○乾 詮副委員長 次に、補正予算で常備消防費、給与、職員手当共済費が大きく減額されてるんですけど、何か特別な理由、人員体制とかそういう理由があった上での減額でしょうか。理由についてお答えください。

○小西将也総務予防室主査 人件費の算出におきましては、人事室で算出しておりますので、こちらでは御答弁を控えさせていただきます。

○乾 詮副委員長 また、後で人事室に聞きたいと思ひます。

次に、危機管理室のほうから頂いている資料で、大阪府衛生無線の第3世代の工事負担金、これは令和7年に予算取られたのを減額して、令和8年で同額を計上されているということで、これは消防、危機管理室ともに同様の対応されてるんでしょうか。

○羽生田 健危機管理室主査 消防と同様の対応とさせていただきます。

○乾 詮副委員長 予算的には昨年度の予算と同額で執行できる見込みというのは、これ、間違いなく執行できる見込みでしょうか。

○菊地祥吾危機管理室主幹 現状におきまして、既に大阪府はこちらの工事についても契約を締結しているということをお伺っております。その金額につきまして、この予算と同額の金額ということで、負担金の割合をお伺っておりますので、この金額内で執行できるものと確認しております。

○乾 詮副委員長 大阪府はもう既に工事請負契約をやっているということであれば、これ、なぜ明許繰越にされずに、減額補正でまた、新たに当初計上というそういう手続をされたんでしょうか。

○菊地祥吾危機管理室主幹 こちらにつきましては工事完了後に、大阪府から負担金として吹田市、各市町村に請求が来るものということで確認してございます。現時点では工事が完了していないことから、

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

まだ明確な金額としては確定はしてございませんので、支出負担行為として今現状実施していない状況となっております。

そのためですね、来年度こちら工事完了の時期に合わせて、支出負担行為を行うということで財政的な手続を予定しておりますので、一旦今年度に支出負担行為を実施する見込みがないことから、一旦今年度の予算を取り下げまして、また、来年度に当初予算に計上する形を取らせていただいたものでございます。

○乾 詮副委員長 分かりました。

次に議案書で、災害対策費で2点併せてお聞きしたいんですけど、委託料のリアルハザードビューアデータ更新の委託料が432万9,000円の減額、それから負担金補助及び交付金で、これはほかとかも書いてあるので、耐震化の補助金とか、大きくこの不用額が出ている理由を教えてください。

○菊地祥吾危機管理室主幹 災害対策費のまず、リアルハザードビューアにつきましては、こちらは令和7年度に洪水ハザードマップの更新を行ってございまして、リアルハザードビューアのシステムが、この洪水ハザードマップを基にしたシステムでありますことから、そのデータの更新を予定してございまして。しかしながら、このリアルハザードビューアの提供事業者から、来年度令和8年度いっぱいをもちまして、このシステムのサービスを終了するという御連絡がありましたので、今、そのサービスの終了が見込まれている中で予算をかけて、こちらの更新を行うことについて、少しもったいないというところもございましたので、一旦この委託業務については取りやめを行いまして、その分を減額補正を行ったというものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、先ほどございました大阪府衛星無線の減額につきまして、危機管理室としては大きく計上しているものでございます。そのほかにつきましては、災害対策費として、他事業の部分も含まれているものと認識しております。

○乾 詮副委員長 リアルハザードビューアデータはもうこれ一切やらなかったということの御答弁のよ

うですので、今後、予算取りをされるときには先行きも見越した上で十分に予算対応縮減に図っていただきたいと思っております。

また、負担金補助及び交付金のところで、ほかとくられたところが今回衛星無線で資料を頂いた分の減額の額が相当額含まれるというようなことでしようから、その辺りほかでくくらずに、やはりはっきりと予算内訳の明記をしていただいたほうが私たちも理解しやすいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

取りあえず以上で置いておきます。

○柿原真生委員 危機管理室のほうにお伺いしたいんですけど、長期間派遣、他の自治体に派遣をされていったりっていう方の人事評価ってどんなふうにされてるのか、教えて欲しいんです。

1年間派遣されてる方は、もしかしたら現地職員という扱いになってたんかもしれないんですけど、一般論で結構ですので、お答えください。

○岡田貴樹危機管理監 恐れ入りますが中・長期派遣、自治法に基づく案件につきましては人事室の配置、人事室の職員という形で長期派遣という形になっておりますので、総務部の人事室が入る際にお聞きいただければと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○柿原真生委員 中・長期派遣、その人事室の在籍職員という扱いでない方はおられないんですかね。派遣というんですかね、長期間吹田市役所で働いておられない方。

○柴野将行危機管理室参事 防災に係るところでは今行っていないので、よろしくお願ひします。

○井上真佐美委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、議案第31号中、総務部所管分及び議案第19号中、総務部所管分に対する質疑は保留し、議案第31号中、消防本部所管分及び議案第19号中、消防本部所管分に対する質疑は終了します。

○井上真佐美委員長 暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時 再開)

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○井上真佐美委員長 分科会を再開します。

次に、議案第21号 令和8年度吹田市部落有財産特別会計予算を議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で議案第21号に対する質疑は終了します。



○井上真佐美委員長 次に、議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第9号)中、総務部所管分及び議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中、総務部所管分を一括議題とします。

質疑を保留しておりましたので、質疑を再開します。

質問があれば、受けることにします。

○今西洋治委員 一つ人事のほうに聞きたいんですけども、会計年度職員の予算計上の仕方が今年から変わったんですけど、なぜなのか教えていただけますか。

○河合俊郎人事室長 会計年度任用職員の予算につきまして、令和2年度の制度移行時から人件費ということで整理されるようになりまして、近年、正職に準じた取扱いをされるということでの予算規模もなかなか占めてきているというような経過もございまして、一体的に、相対的に把握させていただくと。正職の人件費と同様に取扱いをさせていただくということで、予算については人事室で一括計上させていただくということに変更したものでございます。

○今西洋治委員 そうなるとですね、事業ごとの要、不要がちょっと分かりにくくなってしまいますので、トータル的には大きくなってるとは思うんですけども、事業ごとで大きく変わったところって、どこかあるのか教えてもらっていいですか。

○河合俊郎人事室長 要、不要につきましては、これ、予算のことになりますので、基本的には各所属のほうで必要な業務対応体制を取るために予算要求といえますか、していただいているものでございますので、所管の事業のほうで必要な人数の把握というのはされていると思うんですけども、今、特段大きな何かの事情で大きく変わっているということでは

なくて、基本的には例年どおりの予算額を計上しているものというふうに認識しております。

○今西洋治委員 もうちょっと時間たったら分かってくることだと思うんですけども、結局、人数が大きく、大きくというか、トータルでは増えたか減ったかとか、あと、給料の平均額が上がっているのか、上がっていないのか、その辺とかというのはどういった感じで報告されるというか、いつぐらいになるんでしょうか。

○河合俊郎人事室長 今回、初めてこういう形で人事のほうで取りまとめさせていただいておりますので、今後、予算執行がされて経年で見れるようになってきたときには、そういったところの増減要因とかっていうことも、一定人事のほうで把握ができるようになるかなとは思っております。

ただ、基本的には所属の事業費、事業運営の中で見ていただくものですので、事務事業を進める所管の方でしっかり必要額の精査をしていただくというのがベースにあるのかなというふうに考えております。

○今西洋治委員 今度は特別職の報酬について、今回変わった部分ありますけども、基本的には自治事務次官通知によって、昭和39年5月28日の自治給第208号によりますと、この報酬審議会は、給与価格改定、給与改定をする前には、毎回その都度、随時行わなきゃいけないというルールがあると思うんですけど、この間の答弁の話では、2年前、2023年の報酬審の意向によりって話になったんですが、その辺は何か特別な理由とかあったんでしょうか。

○山谷竜也人事室参事 特別職等の報酬につきましては、おっしゃるように、報酬審議会のほうで御審議いただいて、答申を受けて給与改定を行うということでございまして、直近では令和5年に開催しております。その令和5年の答申を受けて、当年度は一旦提案を見送ったんですけども、次年度に上げてというような手続を経てます。一連の令和5年の答申を踏まえて対応したというところでございます。

○今西洋治委員 先ほどの御答弁で令和5年の分の、引き続いてっていうことがちょっと気になったんですが、一旦我々っていいですか、私の認識なんです

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

けれども、令和5年の分は1回そこで終わって、令和6年度から仕切り直しやと思ってたんですが、その辺はちょっとそごがあったと思うんですけど、どういう感じが御説明いただけますか。

○**山谷竜也人事室参事** 報酬審につきましては、本市につきましては、以前開催されました報酬審の中で、おおむね4年に1回ということが示されておりまして、令和5年の前は令和元年に開催されているところなんです。ということで令和5年の答申を受けて改定が答申されましたので、それに基づいて我々はそれに沿って提案等、事務手続を進めさせていただいたというところがございます。

○**今西洋治委員** となると、確かにその昭和39年っていう通知は大分前、もう一昔前とは思いますが、そもそも、本当は世間的に言ったらですね、選挙が行われた後、首長が変わった直後とか、そういう都度で報酬審が開かれるみたいな形になってますけれども、吹田市はおおむね4年、2023年ってことは1回選挙終わった後ぐらいに行われた切りって話になってますけど、私の任期は3年ちょっとぐらいありますけど、この間でも結構その経済事情とか、周りの環境とかは激変したと思うんですね。それも踏まえて給与の、特別職に限らず一般職員さんとかの給与も改定みたいな話になってきてまして、今回、今年令和7年ですか、の給与も見直しされたという形で大きく変わったところ、この節目においてですね、変わるよっていうところで1回報酬審は開くべきだと思うんですが、その辺は御見解いかがでしょうか。

○**山谷竜也人事室参事** かつて令和元年に開催されるまでにつきましては、そういう基準みたいなものがございませんでしたので、しばらく開催されていなかったんですけども、令和元年に開催されたときに、どれぐらいのスパンで開催すればいいかということも含めまして、答申いただきました。その後、令和元年ですね、ちょうどコロナが始まる直前ぐらいだったかと思うんですけども、その後コロナがあって、令和5年に開催されまして、その令和5年の中でもそういった社会変容はあったんですけども、一応、引き続き、そのスパンについては各4年ごとということで示されていますので、我々としまして

は、報酬審の中の議論を踏まえた上で対応させていただいているというところがございます。

○**今西洋治委員** 4年に1回というのは、定期的に見直しするという定期点検みたいな形でやるというのはやぶさかではないとは思いますが、やはり特別職とか我々公選職の給与、報酬に関わる話というのは、我々が頂いてます市民の信託において貴重な、本当に大きな部分というか、大事な部分に関することだと思うので、定期点検とは別にですね、あと大きく変えますよっていうところでは、一旦はやはり何ていうか専門知識を持った報酬審のほう、都度行うべきやと思いますので、1回、その辺のところは改めていただきたいなどは思います。

○**泉井智弘委員** 会計年度任用職員の件で一つ聞きたいんですけど、人数ってどんな感じ、どんな感じって言ったらあれなんですけど、業務委託とか、結構いろいろしてて、そこで本来必要だった人はもう必要なくなったとかというのはいろいろあると思うんですけど、その辺どうですかね。人数ってどういふふうに調整してるんですか。

○**谷口 明人事室主幹** 令和7年4月1日現在で人数は2,179人でございます。会計年度任用職員が始まった当初から大きくは変更はございません。会計年度任用職員の人数についても、所管は行政経営部のほうで管理されていますので、人数の増減に関しては人事室で控えさせていただきます。

○**泉井智弘委員** 管轄外ってこと。定数については。

○**河合俊郎人事室長** ちょっとだけ補足なんですけど、正規職員につきましては定数ということで管理をさせていただいているのと、会計年度任用職員については予算で管理をさせていただいておりまして、各所属に必要な会計年度任用職員の予算額を決めるものというのは、例えば保育園とかでしたら、そういった配置基準があって何対何で、こういう人数を受け入れたらこんだけの職員体制が要りますよというようなところで積算が積み上がっておりまして、それらの会計年度任用職員につきましても、その人数とか必要性のところの精査というのは予算として行政経営部のほうで査定を一定されているとは思いますが、執行管理とか予算としての管理は人

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

事室が行うということで、今回整理をさせていただいたものでございます。

○藤木栄亮委員 本会議でも質疑させていただきましたが、予算説明書の98ページの収益事業収入にですね、これ、決算で話しさせていただいて、以前までは収益事業収入ということで明記、表記されていたのが今回は、この予算書に関してはボートレース事業収入ということに変わったということで、市民からね、やっぱり分かりやすい表記がいいということで、これのほうは私は分かりやすいと思いますので、一定評価させていただきます。ありがとうございます。

あと、ここの額でいうと、4億1,500万円ということで、これは前年度分と言ったらおかしいかな。入ってきたお金で、もう来年度分は決まって5億円ぐらいということで、当然、売上げによってこの配分金というのは決まるのでね。1億円ぐらいの大きなレースがあるときは、それだけ収入があるということで、吹田市にもそれだけ上乗せして入ってくるということなんですけど、結局売上げが悪かったら、これほぼゼロのときもあったと聞いてますけども、駄目なわけで、やはり吹田市としてもですね、当然今もう交付団体になって、財調も取り崩してという、なかなか収支の均衡が図られていない中でね、やはりこういう4億円、5億円といえども、貴重な財源だと思うので、ぜひともやはりPRに努めていただきたいというのが本会議の趣旨だったんですけど、その中で本会議では日本財団の話をしました。あまり時間がなかったんで、あのときはそんな話してなかったんですけども、今年の1月に都市ボートレース企業団議会の議連のメンバーで議長、副議長とあと議連のメンバーでですね、東京赤坂にある日本財団の本部を訪れまして、向こうの職員の方とお話しさせていただいたわけでございますが、やはりね、地方自治体、我々選出の議員からしてもありがとうございますということでね、お礼方々訪ねていったわけでございます。

本会議ではああいう市内の福祉団体が多かったんですけれども、そういう車とかね、そういうのの購入に寄与しているということで、そういう使い道に

関してもやはりPRしていただきたいなど。それがやはりボートレースの事業の売上げの増大というか貢献になると思うので、今後ね、よろしくお願ひしたいと思うんですけれども。

私、今、連合自治会長してまして、私の地区の青パトも実は日本財団で購入、160万なんですけどね。額はそんな、この前出したような額ではないんですけど160万円で10年ぐらい前かな。その前にも日本財団の助成金で、全額助成金で買ってるんですけど、やはり何かあったときに、その地域の会合とかあったときに、これは日本財団ボートレースの売上げから青パト代出てるんですよということで、私も喧伝してるわけであって、ぜひ、吹田市としてもですね、そういうことも努めていただきたい。

あと、そうですね、提案というかなんですけど、いろいろボートレーサーとかね、例えば吹田出身のね、あの松井選手なんて御存じだと思いますけれど、吹田市出身です。これはもう生涯獲得賞金が40億円超えて、断トツですよ。まだ一線でA1のレースで出ている現役のぼりぼりのレーサーですので、こういう方を例えば市報で紹介するとかね。今、町田啓太さんという俳優さんを使って、ボートレースのほうも、町田教官かな、何かそんなボートレース養成所に絡めた、テレビコマーシャルとかYouTubeとかコマーシャルしてますけれども。

鹿児島の、福岡の柳川っていうところに、ボートレーサーの養成所、学校ですよ、あって、あれ1年間行かないといけないんですね。ほぼ休みないです。年末年始ちょっと休業があるだけで、ほぼ休みなして朝6時に起床して朝食をとって、あと外にでて日章旗はいわゆる国旗ですね、日の丸を掲揚して、国歌君が代を歌って、そこから朝一始まります。それから講座とか実技が始まって、夜の10時かな、には就寝という、こういう生活。それで男子はもう丸刈りです。女子も短髪ということで非常に厳しい訓練。稀にやっぱり死亡事故もあるのでね、やはり厳しい、そういう訓練が必要だということ。そういったことで1年間、当然その学校に入るまでの何十倍という審査があって、それを通して学校に行っても、そこでやはり脱落していくということで、残っ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

の方がプロのレーサーとして残るわけでございますけれども、最近はですね、大学生も増えているんですよ。

僕はたまたま視察行ったときに、卒業式に行くんですけども、大阪支部のこと話したら、私の関西大学の後輩ですということで、1年間行かないといけないから休学するんですね。また、復学して1年、3年生だから次もう1年大学行って、卒業したら走るといふか、レーサーになりますということで、今ちょっと出てはりますけれども、そういった、やっぱり吹田市に関係のある大和大学とか大阪学院とかは存じ上げませんけれどもね、そういう方もおられますので、何か吹田市にちなみ、だからゆかりもあるようなレーサーとかももしね、取り上げていただいたら、ポートルースのそういうPRになるのではないかと思います。部長、今後の広報について広報課ではないけれども、総務部としてこういうことを考える、私が今提案したのはどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○山下栄治総務部長 ポートルースの収益事業については、委員御指摘のとおり、本市の財政に非常に有益な事業収入であるかなと認識しております。それをどうやって周知するかというところで、いろいろ工夫をしていかないといけないなと思っております。

御提案いただいた広報がいいのか、あるいはもう少し柔らかい媒体のほうがいいのか、ちょっといろいろ考えてみたいと思いますので、そこはよろしくお願いいたします。

○柿原真生委員 人事評価についてお伺いしたいと思います。

先ほど危機管理室のほうで長期間出向というか、輪島市の職員扱いになってるんですかね、今。その方々については、どういう人事評価なんですかって聞いたら、今は人事室付けになってますっていう話だったんですけど、それはどんなふうにされているんでしょうか。

○川口敬規人事室参事 輪島市への派遣職員につきましては、おおむね2か月に1回、帰庁報告を受けておまして、その中で業務の取組状況や健康状態な

どを聞き取っております。

その内容を基にですね、人事評価の自己評価を確認しながら人事評価を行っているものでございます。

○柿原真生委員 いわゆる上司が面談をするのが一般的かと思いますが、それは人事室のどなたかが上司ってということになるわけですか。

○川口敬規人事室参事 委員御見込みのとおり、こちらの派遣職員につきましては人事室付けになっておりますので、その上司が評価をするものでございます。

○柿原真生委員 それ以外に国の省庁とかにも出向されている方もいらっしゃいますけど、それも同じですか。

○中川真麻人事室主幹 委員お見込みのとおり、国、府、県の職員に関しましても人事室付けの職員となっておりますので、人事室のほうで定期的に帰庁報告を受けて評価を行っているものでございます。

○柿原真生委員 人事評価については過去からいろいろあったと思いますが、その人事評価に対する職員の評価っていうんでしょうかね、職員のアンケートっていうんですか、これが公正にちゃんと評価されているというふうな納得性を得られているのかどうか、その辺りについては、何かそちらとしても把握をするようなことってされているんですか。

○中川真麻人事室主幹 人事評価についての職員意見なんですけれども、今年度ですね、人材育成基本方針の改正作業の一環で、職員向けのエンゲージメント調査というものを実施いたしました。その中で、人事制度に対する職員の意見等も広く集約をしておりまして、そこで出た意見等もこちらのほうで認識をしているところでございます。

○柿原真生委員 そこについてはどんな結果ですか。

○中川真麻人事室主幹 人事評価についての職員意見といたしましては、主なもので、評価者の評価のばらつきであったりとか、どのように自分が評価者になったときに相手の評価するときのポイントであるとか、その部分が人によってばらつくっていう課題っていうところも意見として出てきたところでございます。

○柿原真生委員 それは自由記述欄にそういう意見が

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

ありましたよっていう話なのかなと、今のお聞きして思うんですが、全体として、今の人事評価でいいんじゃないっていう納得が得られていると、おおむね納得は得られているというふうに評価できるような何か指標っていうのがあったんですか、そのエンゲージメント調査ってよく分かんないんだけど。

○藤井麻由子人事室参事 エンゲージメント調査の項目の詳細について、今手元にすぐ出ないんですけども、一定5段階でつける項目っていうのがありまして、その中で人事制度っていうところを聞かせていただきました。その中でも評価というのは一定出ておまして、決して低い評価ではございませんけれども、現状満足とかに比べれば、人事制度というのは一定見えにくいところもございまして、自由意見も含めて意見ありましたので、その点というのは、今後、検討していこうと思っているところでございます。

○柿原真生委員 新年度、人材育成の基本方針を改正するっていうお話なので、今いろいろ上がっている職員からの意見というかな、実際に評価する側になって客観的に評価できるか、それに耐えられるかっていうのも、やっぱり職員の働くモチベーションに関わってくると思いますので、その点については職員の仕事を、市役所の職員の仕事をどう評価するかってすごく難しいと思うんですけどね。どう成果を上げたかなんて、職場で違うし、話題になっている仕事もあれば、すごく地味な仕事もあって、そこで堅実にやってはる人らって、あんまり日の目を見ないかもしれないけど、それができて当たり前で、何もないからっていうこと自体がすごく貴重だったりっていうこともあると思うんですけど、そういうところの納得性っていうんですかね、そこはしっかりと職員の意見を聞きながら進めていっていただきたいと思います。

次に、もう一つお聞きしたいんですけど、採用の試験がもう大分前から変わってると思うんですけど、いわゆる昔の公務員試験っていうのが、一転、その行政関係だけじゃないけど、いろんな法律とかについてのざっくりとした基礎的な知識とかね、そういうのが問われるやろうということで、皆さんそれを

勉強して試験受けてはったと思うんですけど、今の場合はそういうことは特段求められてないんですかね。どんな感じの試験になっているんでしょうか。

○水谷昌揮人事室主幹 現在は特別な公務員試験対策の勉強が不要となるように、SPI3試験を導入しております。2次試験以降はグループワーク、グループ討論試験、3次試験は個別面接試験という形で、特別な公務員試験対策は不要としております。

○柿原真生委員 そうしたら、そういうのをもともと分かかって、その行政関係とか法律関係について一定の知識持ってはる方が来られてる場合もあるし、そうじゃない方が来られてる場合もあるかなっていうふうに思うんですけど、その辺りで、それは知識なんで、後から、別に就職してから勉強したらいいっていう部分もあるかもしれないんだけど、それはどうやって身につけていきはるんですか。

○中川真麻人事室主幹 採用後の職員のそういった公務員としての知識の向上につきましては、まず、一番大きな取組としまして、新規採用職員向けの研修を約五日間実施しております。

こちらの中では公務員倫理や地方公務員制度そのものについて、職務基本能力の向上など職員として働くための基本的な知識をまず、一番最初に勉強していただくというようなプログラムを組んでおります。

また、その後も、職階、希望する職員といろいろな形の研修があるんですけども、法務研修であるとか、財務の研修等を適宜行っているものでございます。

○柿原真生委員 その新規採用向けの五日間の研修の中で、公務員制度に関して、説明というかね、されてると思うんですけど、もう少し具体的に教えて欲しい、どういう中身ですか。

○中川真麻人事室主幹 今、研修の資料そのものを持ちで持っていないくて、なかなか詳細をお答えができず申し訳ないんですけども、公務員倫理、地方公務員制度のところにつきましては、外部から講師をお招きしまして、そもそもの地方公務員法等法規の在り方であったり、公務員倫理、公務員として守らなければいけないコンプライアンスの部分であっ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

たりというのを、具体的な事例等を交えながら、外部講師の方から御説明いただいているものでございます。

○**柿原真生委員** いろんな市民の方が来られて、対応されると思うんですね、市の職員の方々って。市民の方でもいろんな法律とかに詳しい市民の方とかもいらっちゃって、あるいは制度に詳しい方とかもいらっちゃって、そういうことについて答えられない職員さんがいるようなことも、市民の方から言われたりして、今、あのとき電話に出たのは委託なんやろかとか、いろいろ言わはるわけですよ。だから、委託の方は委託の範囲内でしか答えられないんで、もう全体のことを聞かれても答えられないっていうのもあるんだけど、職員の方でも一定ね、職階に応じてっていう話だったけど、別に係員の方でも一定答えられなあかんこともあるんちゃうかなっていうふうに思うんですね。その辺りが何か、大丈夫なんかなっていう率直な心配です。

○**中川真麻人事室主幹** 委員御指摘のとおり、市民の方になかなかお答えができずに、市民の方が困ってしまうというような事例もあるかなと思うんですけども、その中で一つ取組といたしましては、職場内研修というものも制度としてございまして、こちらにつきましては先ほどの公務員倫理のように全職員が一律で持つ、それぞれの職場の中で法律でありましたり、定め、あとはその職場に特化して行うべき取組等、職場の中で研修を実施するという取組も各室課のほうで適宜行っておりまして、その辺りで専門性というのを高めていけるものかなと思っております。

○**藤井麻由子人事室参事** 補足といたしまして、職場の研修に関しましては職場内研修のほか、もともとOJT制度というのもございまして、先輩職員から具体的に教わっていくっていう制度を設けているところでございます。そのほかには、新任主査にはなるんですけども、法務能力向上研修というのもつくってございまして、法務能力につきましては法制室にいる特定任期付きで弁護士を雇っておりますところから、そこと連携しまして、法務能力の向上というのは不可欠というところで、研修体系も組んでおり

ますので、法務能力の向上につきましては研修でも努めていきたいと思っております。

○**柿原真生委員** 時間もなくなってきたんであれなんですけど、今、OJTの話がありましたけど、決算委員会のときにね、在課・室課年数がだんだん年々短くなってきてますよねっていう話をしたと思います。マニュアルとかつくってるんだっていう話もありますけれど、やっぱりマニュアル化できない部分も含めての、教えていくっていうことをやっていく必要があると思っております。そこがね、だんだん経験年数が少なくなっていくと、マニュアルはしっかりしたものがあるかもしれないんだけど、事務とか実務の話はしっかり伝わるけれど、そのバックボーンっていうんですかね、その辺りがちゃんと伝わってるんだろかというふうに、それもちよっと心配になる部分があるんですね。ですから、いろんな在室課年数を短くしようと思って短なってるわけじゃないっていうのが、それも決算委員会で言われてましたけれど、その辺りも含めて、私自身は考えていっていただきたいなというふうに、要望にとどめます。一旦置きます。

○**塩見みゆき委員** まず、最初に資料を頂いたんですけど、これは決算のときと同じ資料、令和6年度までということでした。おおむねどの部についても残業自体は減ってきているということが言えると思うんですけど、よく市民の方から言われますのは、今年度からでしたかね。夜間とか、土日の市民の懇談とか、この前、先日でいうと、自治会が地域の要望のことで担当と話したいっていったときに、まずは土曜日は駄目、じゃあ夜は、夜も駄目っていうことで、なかなか参加できない人がね、役員の中に出ってしまった。やっぱり若い人にもそういう地域のことも参画してもらおうと思うと、どうしても働いてる方というのは、夜間とか土日になってしまうんですけどね。

一方では、もちろん職員の人たちにもきちんと休みを取っていただきたいし、自由な時間をやっぱり使って、それを活気に仕事をしていただきたいということもあるんですけども、毎日夜とか毎週土日ということではないと思います。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

部局によっては、その仕事の中身の関係でやっぱ土日に出られて、その代休を平日に取るっていうことになると思うんですけど、その辺りの地域や団体の要望があったときの対応として、職員の方にはその代わりちゃんと代休は取っていただくということで、夜間や休日なんかの対応というのはいけないものなんでしょうか。その辺のことを聞かせてください。

○川口敬規人事室参事 標準的な勤務時間である9時から5時半外の勤務につきまして、今委員おっしゃっていただきましたとおり、振り替えでありますとか時間外勤務命令もありますし、今制度としてあります時差勤務などを活用して、柔軟に対応していただければと考えています。

○塩見みゆき委員 人事の方はそういうふうに今言っていたいたんですけど、なかなか市民相談のところなんか自治会なんかでも要望を出されると、もうそこで断られちゃうんですよね。だから、その辺は今後、連携していただいて十分に休みを取っていただく、そこは確保していただくということを条件に、夜間や休日のそういう市民の要望にも応えていただきたいというふうに思いますので、お願いします。

それと、会計年度任用職員さんの給与のことは先ほど、正規の職員と同じようにっていう表記になったということなんですけど、今年度、国のほうも骨太の方針2025とか、それからその中では職務経験をちゃんと考慮してね、適切な給与水準とかそれから実情、能力の実証を経た会計年度任用職員さんの常勤化みたいな、そういうことを進めていこうっていう方針が出ているんですよね。

本会議でもお聞きしたように、そこで私は短時間正規職員っていうのを提案させていただいたんですけど、これからいろいろ研究していくということでした。

会計年度任用職員さんの制度を運用するに当たってのマニュアルが、これも今年度改定されて、その中では、今、吹田でもそうだと思うんですけど、職種によって違うんでしょうか。入職してそれから1年で4号給上がるけど、それが4年とか5年でも

う条件が決まってしまうと、もうそれ以上何年働いても一緒っていうようなね、そういう形になって、その上限をもうなくしてもいいですよと、そういうふうになってると思うんですけど、その点についてはどんなふうを考えておられますでしょうか。

○谷口 明人事室主幹 経験加算につきまして、本市におきましては健康専門的な職の方につきましては、4年の昇給で給与設定をさせていただいております。会計年度任用職員の給与水準につきましては、均衡の原則に基づきまして、同程度の職務の内容や責任の度合い、国や他市、民間企業の給与水準を参考にすることとされております。

初任給である基礎号級や上限号級の上限から権衡しないよう検討し、決定しているものでございます。

総務省通知により、必ずしも上限を設定する必要はないとされたことは認識しておりますが、吹田市の会計年度任用職員の基礎号級や号級の給与水準が総合的に他市と比べて低いものとは認識しておらず、直ちに上限を撤廃することは難しいと考えておりますが、今後につきましても引き続き、他市や民間の動向に注視して適切な給与水準の確保に取り組んでまいりたいと思います。

○塩見みゆき委員 決して低くないということでしたが、いつか私、学校看護師の時給に換算したときの比べたものを本会議で御紹介したこともありましたが、国の厚労省なんか調べてる全国平均の時給よりも、やっぱり吹田の場合低かったと思うんですよ。だから、会計年度といいますが、昔その非常勤と言われた職務は、何か補助的な業務というような表現のされ方もしたと思うんですけど、今、吹田の業務の中でも会計年度任用職員さんが正規職員とほぼ同じ仕事っていうのをしておられる割合って分かりますかね。正規職員さんとほぼ同じような仕事をされておられる会計年度任用職員さんの割合ってどれぐらいでしょう。

○河合俊郎人事室長 割合というところで把握はしておりませんが、そもそも業務内容が同一かどうかというようなことと、また、正規職員と非正規職員で職責といいますが、そういった困難業務に当たっていただくとか、こういう例えば、議会対応

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

とか関係部局との調整とか、そういった職責ある行動を、責任を負わせられるかというようなこともありますので、一概に業務内容だけで同じことやってるから同じ処遇なのかという議論ではないのかなというふうには考えております。

○塩見みゆき委員 全国的な調査では、正規職員とほぼ同じ仕事をしているっていう方が大体この会計年度任用職員、自治体の調査したら、27.9%ほどは職員さんとほぼ同じような仕事をしている。正規職員の方の指示を受けない専門的な仕事をしてるっていう方も13%おられるということで、やっぱりそれなりの責任を持って経験生かして仕事をされている方がいると思うんですね。やっぱり上限があることで、一定のところまで行ったらもう昇給しないっていうことになってしまうんだけど、学童の指導員の方とか学校看護師もそうですし、正規のそういう人たちがいないところで、もう本当に会計年度任用職員でありながらも責任ある仕事をしてはる方たちもたくさんいて、やっぱり一定そこは評価をされるべきだと思いますし、専門職としてのやっぱり資格なり専門性っていうものはきちんと認められなければならないのではないかなというふうに思います。

今後、どこか他市でその上限のことを見直しているとか、短時間正規職員もですし、会計年度任用職員さんを正規の職員に採用する試験を優先的に受ける、そういう試験を実施するとか、いろんな動きが全国でも出てきていますので、その辺は吹田としても研究していただきたいし、ぜひ、職員の皆さんの声も聞きながらですけども、考えていただきたいと思っておりますけど、その辺りいかがですか。

○河合俊郎人事室長 他市の方でそういう短時間勤務の方の正職を一部、運用的なところで実施されてるような事例というの、もちろん我々把握はしております、そういった皆さんが働く上で働きやすい、皆さんに定着していただけるような勤務なり、採用っていうのができればというふうには思っておりますけれども、今後も検討はしてまいりますけど、基本、正規職員については常時勤務が原則という法律の大前提でございますので、そこをしっかりと踏まえつつ、どういった手法が取れるのかというのは引き続き検

討はしていきたいと思っております。

○塩見みゆき委員 会計年度任用職員さんであれ、やっぱりちゃんと公務労働っていうところではね、やっぱり市民のためっていうことで頑張っていたらいいと思いますので、その辺りは今後も研究しつつ、前向きに検討していただきたいということをお願いしておきます。

続けて、以前には、若年層でね、市の職員になられても、20代、30代、40代ぐらいでお辞めになる方が結構いるんじゃないですかっていうことで、資料も頂いたりしたことがあったと思うんですが、逆に民間とかで働いておられて、吹田の公務員に、職員にっていうことで入ってこられる方もあると思うんですけど、それは採用試験の中の割合というか、人数にしてどれぐらいおられるものですか。

○水谷昌揮人事室主幹 採用試験におけるいわゆる既卒の割合ですけれども、職種によるところはあるんですけれども、例えば一般事務の試験で申し上げますと、新卒が受けられる22から25歳の区分では応募者が、今年度実施試験で779名、それに対して事務の26から30歳、いわゆる既卒の区分では応募者数は266名ということで、大体新卒の3分の1程度の人数となっております。

○塩見みゆき委員 新卒の3分の1は、ほかの民間なんかで経験した方が試験を受けに来ておられるということなんですね。

もしもそういう方の場合でね、大学を卒業されて、勤められたとして、10年以内というか、10年くらいとした場合、きちんとそこら辺の評価といいますかね、今までの経験というものを評価した給与になってるんですか。新卒で大卒で市役所に入られた方と同じような給与になっているんでしょうか。

○古谷光平人事室主幹 既卒者の給与に関しましては、税抜きの加算をしております、新卒で入った者の給与とは同水準にはならないんですが、一定の加算は行っております。

○塩見みゆき委員 同じではない、同水準ではないということですね。

○山谷竜也人事室参事 補足をさせていただきますと、全く新採と一緒にではなくてですね、もちろんその前

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

に勤められていた会社が、我々公務員、市役所で働く上で仕事と同業種の場合もありますし、全く違う場合もありますので、みんな一律に同じ額が、経験が加算されるわけじゃないんですけども、基本同じような会社に勤めてはって、引き続き吹田市で働いた場合につきましては、新採で卒業してからすぐに入って4年たった方と、その方もどっかの民間に卒業してすぐ入って4年後、吹田市に入った場合はもうほぼ一緒ということです。ですので、そういう意味では違いはないんですけども、いわゆる違う会社とかで働いていた場合は、吹田市で働いていた方と差が出たりとかするところがございます。

○塩見みゆき委員 同じ公務員同士とかだったら変わらないけれども、民間の会社なんかだったら違うということになるんですね。

○山谷竜也人事室参事 言葉が足りなくて申し訳ございません。民間の会社でも我々と同じような業務をしておれば、いわゆる100%と言うんですけど、全く同じになるんですけども、例えばですけども、事務職で働く方が全然違うような職種で民間の企業で働いていた場合、やっぱりこの入ってきたときの仕事というのは、全く同じような、例えば銀行で事務職やっていた方で吹田市に入る方と、全然違う何かそういう調理師の方で事務職になった方って、同じ4年間を同じように評価するのは難しいので、そういう方についてはちょっと差が出てしまうというところがございます。

○塩見みゆき委員 そしたら、技術職なんかの場合、どうですか。今、本当にいつも建設環境委員会でも聞いてますけど、なかなか水道とか、土木なんかの関係でも技術職がなかなか募集しても来ないとかいうのがありますよね。だから、それが経験した人が役所に来てくれるかどうかそれは分からないんですけど、そういう人たちにも来てもらおうと思うと、やっぱりそこら辺の配慮っていうんですかね。前から言うてるように、府下でも初任給で見たら、吹田って一番高槻と一緒に低いじゃないですか。

だけど、働いてるうちにどこかで追いついたり、いろいろその時期によっては違うということだったと思うんですけどね。だから、逆に経験した方が来

たら、初めて勤める方は初任給を見るけれども、経験者の人はやっぱり一定評価してもらえらって、次のところを見るわけやから、技術職でもそこら辺で給与面でも魅力があればね、来ていただけるっていうことにもなると思うんですよね。その辺はちゃんと評価されるんですか。

○山谷竜也人事室参事 先ほど事務職のことについて述べさせていただいたんですけども、専門職も同じでございまして、これまで長い間、私もそういう格付けの作業というのを見てるんですけども、技術職、例えば、土木とか建築の方というのは、基本やはり民間でも同じような仕事されていますので、ほとんどの方がいわゆる前の会社を同じように、吹田市でもし仮に働いていた場合と同じように評価されて、給与面でもそのほとんど遜色ないような状態っていうこともありますし、あと、初任給のことで差が、府内では差があるという、低いということもございましたが、今年度予算のほうでついに、地域手当が16%に上がるということで、実際、府内で初任給給料の本俸自体は、8号低いってということなんですけども、府内では4号高いところと8号高いところ、自治体があるんですけども、4号高いところに至りましては、地域手当を含めると、もう吹田市のほうが高い。また、8号給高い豊中につきましても、もうその差額はもう1,900円となっておりますので、そこまでその月額1,900円のために豊中を選ぶかという、その辺は給料だけで、今まではそうだったかもしれないけど、もうそういう状態ではないというふうに私は認識しております。

○塩見みゆき委員 でも、地域手当って言っても、固定されたもんじゃなくて、また、変わりますもんね。分かりました。同じような業種であれば、中途の採用であってもきちんと同じように評価されているし、業種の違う場合は、どうしても差が出てしまうということですね。

できればね、やっぱりそういうふうになれて即一緒にお仕事ができるような方が来てくださるというのは、市にとっても市民にとってもプラスになるというふうに思いますので。

一旦置いときます。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○乾 詮副委員長 先ほど消防で質問しましたら人事に聞いてほしいということでしたので、議案書の218ページの常備消防費の給料、職員手当等、共済費というところで大きく減額補正されています。予算の譲与ということ以外に、体制的なもので何かこの要因があるのではないかと考えて質問したところなんですけど、いかがでしょうか。

○山谷竜也人事室参事 消防のほうの所管というところでございますが、人事室のほうでも理由を把握しておりますので、ここで述べさせていただきたいと思えます。

御指摘の219ページで人件費、給料、職員手当等、共済費で合計で約1億3,700万円の減額補正をさせていただいているんですけども、これは何か体制が変わったというわけではございません。もちろん、年度途中で退職者が出たりということもあるんですけども、我々のこの減額の主な要因としましては、まず、1点目が、当初予算を見込むときに依願退職者を見込んでいるんですけども、その見込みが実際の数より3名ほど低かったので、4,500万円程度、そして、最近では育児休業を男性でも取る方がたくさん増えてきて、消防のほうでも例外なく取られていっているんですけども、それが大体年間で20名ぐらいいらっしゃるんですけども、そこで4,700万円、そして、当初予算の人数から途中の依願退職で辞められた方が2名ほどいらっしゃいまして、1,600万円、合わせて1億800万円程度ありますので、大体はそういったところが理由となっているところでございます。

○乾 詮副委員長 それは依願退職が見込みよりも少なかったということは、以前に比べて、やっぱり定着率が高くなったというふうに読んでいいのでしょうか。

○山谷竜也人事室参事 退職手当につきましては定年退職と違いまして、依願退職というのは本当に見込むのが大変難しいところでございまして、見込む際には過去のいわゆる平均値であったり、そういうものを参考にしていますので、何かたまたまそういう要因があったかとかいうのは不明なんですけども、ただ、現実的に当初予算で見込んだ方よりも少なか

ったというところでございます。

○乾 詮副委員長 はい、分かりました。

続いて人事室に質問させていただきます。

今回、予算書の318ページ見ますと、一般職、対前年で24名の増ということで、本会議で同僚議員が質問させていただいてる中でも、DX化とか委託に振った窓口業務の委託とか、保育所も過去から公立保育園を民営化したりとかってということで、職員体制としては職員数が減っていったところなんですけど、ここでも予算人員は増えているというところで、これは行政経営部でないと答えられないことですか、それとも人事で答えいただけることですか。この24人増加している要因というのはどういうところにあるのでしょうか。

○河合俊郎人事室長 予算が人員として増えているところというのは、当然予算計上、積算をしている人事のところにはなるんですけども、定数そのものがどういった形で増員、委託で減る分、新たな行政事業のために増やす分というものを管理をしているのは行政経営部のほうになります。ただ、我々のほうとして言えることとしては、各所管で様々な行政需要のためにいろいろ定数要求、増員要求をされていると思うんですけども、人事室といたしましては、やはりその働き方のところですか、育児休業のところとかでお休みされる方の代替職員の部分、ここをしっかりと拡充してほしいというようなことで、行政経営部のほうには働きかけをしているところでございますので、一定そういった要因で増えている部分もあるのかなというふうに我々としても認識しております。

○乾 詮副委員長 それでは、増減の内容については、これはもう行政経営部に質問させていただくというところになるんですかね。

○河合俊郎人事室長 給与のこととか、処遇の面では人事室のほうになりますけれども、人数ということであれば、行政経営部のほうになるかなというふうに思っております。

○乾 詮副委員長 また、人数の内訳については行政経営部で質問します。

続いて、総務部に庁舎管理のことでお伺いしてお

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

きたいと思います。

庁舎管理事業の予算の中で、本庁舎の駐車場に係る経費もここに含まれていると思います。そして、行政経営部資料で頂いている雑入の100万円以上の内訳を教えてくださいという資料の中でも、駐車場のこの利用料収入、これの総務室の所管分が上がってきています。今、本庁舎の駐車場管理に係っているコストと、それをまた歳入として見込んでいる駐車場の利用料収入、これはどのようになっていますか。配分的にコスト高なのか、それとも収入超過しているのか、いかがでしょうか。

○霜竹美樹夫総務室参事 駐車場の管理につきましては、大きく駐車場管理システムですね、保守の委託をさせていただいておりますけれども、ただ、今手元に金額がないんですけれども、歳入のほうにつきましては、大体1,000万円ほど歳入がございまして、収入のほうが大幅に大きくなっているような状況でございます。

○乾 註副委員長 収入のほうで歳出よりも多いということですので、今後、システム改修も予定されているというふうにお聞きしていますので、昨年、駐車場料金も値上げをされたというところで、収入については一定確保できるところでしょうか、やはり駐車場の混雑、駐車場に出入りするために、周辺道路の混雑が相変わらず続いている状況ですので、駐車場管理システム、これを更新される際には、今、スーパーとか大手の商業施設であるような、ナンバー読み取り方式ですか、事前精算システム、またキャッシュレスですよ、非接触でキャッシュレスでできるカードで支払えるとか、ペイ払いができるとか、そういう先進的なことも、歳入が十分確保されているならば、更新時期にそういうことも検討いただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○霜竹美樹夫総務室参事 委員おっしゃるとおり、今年度、駐車場料金値上げをさせていただきまして、今まで大体年間1,000万円ほどやったのが、今年度の見込みでいうと、500万円ほど上がるような感じになっております。実際に、その形で歳入も大きく増額が見込めますので、今後また、行政経営部との調整も必要になるかと思っておりますけれども、その予算

の使い方について、また相談したいと思います。

○泉井智弘委員 これも行政経営部と言われるか分からないですけど。

1 回定年になられて再任用される職員さんいるじゃないですか。その場合に、例えば部長級だったら課長級でとか、の場合あると思うんですけど、その評価というのはどこでされているんですか。評価っていうか、誰がそれを決めているんですかね。

○川口敬規人事室参事 いわゆる役職再任用、特例任用等につきましては、本人の希望と、あと、所属からの要望に基づき、検討して判断しているものでございます。

○泉井智弘委員 その場合、1 回退職金を払われるんですかっていうのと、例えば、役職がついた場合は、その給料はどうなるんですか。正規の職員さんと同等の給料が出るのか。

○山谷竜也人事室参事 委員おっしゃっているのは、多分、定年延長ということだと思うんですけど、今、定年延長が将来は65歳になるんですけども、今、段階的に上がっている段階で、今62歳ということになります。ですので、今までであれば、60歳で定年され、まだ再任用という方がいらっしゃいますけど、60歳で定年して退職金もらって再雇用されて再任用ってなるんですけども、定年延長の場合は、60歳を迎えても定年が延長してるのに引き続き62歳まで働きますので、そのときに退職手当は支給されるので、60歳では出ません。かつ60歳のときには、おおむね役を、例えば部長であれば、それより下ということで、役付きであれば主査級に役が落ちるんですけども、そのときはその60歳の定年前の7割にカットされた給料になるところでございます。

○泉井智弘委員 要するに、その基本給とかその基礎給みたいなのがそもそも下がるってことですか。

○山谷竜也人事室参事 はい、おっしゃるとおりです。そもそも役も落ちますし、給料額も7割、以前、定年前にもらっていた額の7割に全員なります。

○泉井智弘委員 能力があるから必要だということで、各所管からそういう役職も含めてつくと思うんですけど、それによって逆に定年ってだんだん伸びてくると思うんですけど、その分、意欲のある方が出世

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

できないとか、枠が埋まっちゃうとかというのはあり得るんですか。それはないんですかね。

○川口敬規人事室参事 いわゆる特例任用は、例えば課長職であったり、引き続き任用する場合というのは、極めて限定的には捉えておりますので、なるべく現役世代のその昇任を阻害しないようには考えております。

○泉井智弘委員 部署によっては、例えば、一般事務でしたら部署を異動して出世できると思うんですけど、さっきの消防とかでしたらね、枠組み決まっているわけですね。それでやっぱり上がれない職員が出てきてないのかなというのが一つ懸念されるのと、あと、こんな言ったらあれなんですけど、秘書課は総務部の中の一つの課になるんですよね。秘書課の今、次長級はいますよね。何でここに入っていないんですかね。それはいいんですけど、その秘書課の簡単な仕事を教えてもらっていいですか。

○久保考司秘書課長 主に、議会調整事務が秘書官の仕事。議会関係の事務がメインになっております。

○泉井智弘委員 議会調整事務ですよ。もともと秘書課って秘書課長だけだったじゃないですか。そこに次長級を置いた必要性っていうか理由って、これ部長しか答えられへんと思うんですけど。

○山下栄治総務部長 秘書課全体の業務で見ますと、特別職の秘書業務であるとか、あとそのほかの栄典業務等々がございます。それと加えて先ほど課長が御答弁させていただきました議会との調整ということで、これは秘書課業務よりも一段、非常に困難、機微な業務であるということで次長級を配置させていただいております。

○井上真佐美委員長 ほかに質問はありませんか。

それでは、質問の途中ですが、職員入替えのため、暫時休憩します。

(午後2時9分 休憩)

(午後2時12分 再開)

○井上真佐美委員長 分科会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○泉井智弘委員 広報課に伺いたいんですけど、市報すいたってあるじゃないですか。あれの表紙、いろんなデザインされてて、何かいわゆる、ザ・市役所

みたいな、以前に比べれば、結構写真であったりとかデザインよくなったなというふうに思うんですけど、あれは毎回、何かコンセプトを持ってされているんですか。

○西村知華広報課主査 市報の表紙につきましては、その号の特集記事であったりとか、あとはその季節のものをテーマに作成をさせていただいております。

○泉井智弘委員 議会広報委員会というところがありましてね、私、結構長いんですよ。議会自体をやったり市民の方にも身近に感じていただくということで、これまでいろんな提案をしてきたんですけども、やっぱり予算がちょっと増えるからまとまらなかったりとか、じゃあ裏面から始めたらいんじゃないかっていうのとかもね、それもちょっと広報課に蹴られたりとか、いろいろ寂しい思いをしてるんですけどね。4回ですよ、年間でいうと。市議会だより合併号って、同じような色で、薄く右上に書かれてるだけっていうのが、なんか寂しい気持ちはあるんですけど、せめてこの議会だより合併号のときはですね、市議会を取り上げてもらうとか、表紙で。そういうことってできないものかなっていうのを希望も含めて質問なんですけど。

○船越絳希広報課長 市議会だより等の中に含んでる号がありますので、そういったところで議会事務局とも市議会だよりの見せ方など、いろいろ相談させていただいたりとかした経過がございます。その中で、市議会だよりをもっと充実させたいっていうことは聞き及んでますので、その中では、例えば市民の方に市議会を身近に感じていただけるように特集を組ませていただくとか、そういったこともできるのではないかとというのは広報から御意見をさせていただいています。それであれば、先ほど答弁したとおり、特集の内容と連動して表紙を作成することも多いですので、今御提案いただいた内容もかないやすいのかなというふうに考えております。

○泉井智弘委員 年4回、ぜひ特集していただくようお願いしたいなど。やっぱりね、そこも大事だと思うんです。行政と議会っていう立ち位置っていうか、やっぱり議会を市民の方によく知っていただくっていうのも、市の中では重要な部分かなというふう

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

うに思いますんで、ぜひその辺を考慮していただいて、市議会だより合併号のときはですね、市議会の特集を組んでいただいて、今、議会広報のほうでも、いろいろSNSの発信をしていこうとか、議員一人一人、市民に親しみやすいように身近に感じてもらうという取組をしていってる最中なんですけどね。また、そういう取組をしているっていうのもですね、ぜひ広報課の皆さんも興味を持っていただいて、一緒に盛り上げていただければなというふうに思います。

○後藤恭平委員 昨年できた条例、社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例なんですけど、どうですかね、できて、何か、この実効性であったりとか、今までの評価と今後の取組みたいな、この条例ができる前とできた後、また今後っていうそういう視点で見たらどうい変化があったか教えてもらえますか。

○佐藤浩一法制室主幹 今年の10月から、まず、外部委託業者により相談窓口を開設をしまして、件数が多いほうがいいのか悪いのかというのはあるんですけども、一応10月開設から今までで十数件といますか、10件程度の相談が入りまして、やはりその相談内容の中には、法制室の担当者では答えるのが難しかったかなというような、専門知識を生かした回答を頂いてるようなものもございます。

条例制定からの目立った取組としてはまず、そのやはり相談窓口かなと思っておりまして。

あとは条例が始まる、条例制定前からの取組ではあるんですけども、やはり研修ですね。カスタマーハラスメント対象研修というのはまた、実施をしまして、100名ちょっと足りないぐらいの参加、1月ぐらいの実施だったんですけども、それでも感想、受講の感想などを見させていただくと、ロールプレイングなども入れたような研修だったんですけども、やはり実際にどういう対応するかを文章ではなくて、あの演技として見たりですとか、あるいは本人が、研修を受ける者が自分でどういう回答するかっていうことで、研修講師がカスタマーハラスメントを行う者の役をやりまして、それに対するどう対応するかというのを実際にやったりですとかで

すね、そういうのも非常に参考になったというような意見もいただいております。

こういう取組を引き続き続けていきたいというふうに考えております。

○後藤恭平委員 いや、もう分かったんですけど、その研修は条例なくてもできますよね。別にそれがこの条例が根拠になってその研修してますじゃなくて、多分なくてもできますよね。

できたことによってどう変わったっていう、その相談窓口も別に条例なくてもできますよね。その条例があったことによって何か変化が見受けられたかという質問なんですけど。

○由利宏樹法制室参事 研修につきましては令和5年度から始めておりまして、令和6年度とやってきております。条例ができた後、今年度につきましては、より充実させようと、受講者もより多くの方に参加していただくということで、今年度はコンプライアンス推進リーダーという各室課の室長、課長級の職員も、研修、必須受講という形で受けていただいたり、より多くの受講をしていただくような取組をしております。

また、相談窓口につきましても、従来は職員が受けておりましたけれども、委託業者が入ることで、開設をする前から各室課のヒアリングをしっかり行って、市のカスタムハラの現状を知っていただいて、また、職員側もそのヒアリングの場でもこういったことがあるんですけど、相談をしてもらったりとか、そういうことで、カスタマーハラスメント対策ということへの様々な取組の意識というのも向上していただくと考えております。

○後藤恭平委員 はい、分かりました。例えば何かこういう取組をしてるから、職員さんにアンケートとかで、どう変化がありましたかとかっていう評価をいただかないと、多分ね、結果として何も分かってこないんじゃないかなっていう気がするんですけど。まだ、そこまでには至ってないという見方でいいんですよね。

○由利宏樹法制室参事 まだ、条例施行1年目でございます。相談窓口という形をつくらせていただいたのも、昨年10月からということで、一定の評価は今

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

後のことになるかなと思っております。

○藤木栄亮委員 市報について、紙質は何であんなべらべらなんですか。1回指摘したんだけど、一向に改善される雰囲気もないし、仕事柄、他自治体の市報等もよく見ますし、また、いろんな諸団体の同じような冊子も見ますが、やはりちょっと貧弱だし、雨降ったときなんかね、もうひつついたりで見える気も失せるような紙質なんですけど、継続されるおつもりなんですか。

○船越絳希広報課長 市報の紙質については、配布するのに、あまり分厚いと配布が大変になるとか、そういったところもありますし、今、カラーでお見せしてる中でできるだけ見やすい紙面でっていうところ、そういった経済性とか見やすさなどを総合的に判断して、今の紙質になっております。

雨のときに濡れてというところについても、配布業者には雨に濡れないようにというような指導はしながら配らせていただいているという経過でございます。

現時点では来年度、発行については契約の変更がありますので、業者の変更がありますので、その際に、もう一度紙については現行でいいのかどうかというのは再度確認したいなというふうに考えております。

○藤木栄亮委員 いや、紙質が厚かったら配りにくいというのは、配布業者からの御意見なんですか。

○船越絳希広報課長 配布業者から聞き取ったというわけではありませんが、そういったこともあるだろうなというふうに検討しているところです。あまり厚過ぎたらという考え方です。

○藤木栄亮委員 逆に、何を根拠に配りにくいっていう話なんですか。

○船越絳希広報課長 重みが増すというところですか。

○藤木栄亮委員 だから、配りにくいのですか。ちょっとよく分からないですけどね。部長、いいんですか、そんな答弁。何の根拠もなく、何の業者からの意見もなく、重いから配りにくいだろうと。それが吹田市の公式見解なの。

○山下栄治総務部長 広報課長が御答弁させていただきましたけども、一般的に、物を運ぶ、委託契約を

するときに見本を見せて、この部数で、この重さであろうということで見積もりを頂いて契約をしていると。年度途中で変更するとなりますと、極端に重くなると、その分費用が跳ね返ってくるだろうということが容易に考えられますので、こういう御答弁をさせていただいたということでございます。

○藤木栄亮委員 だろんですけど、近隣他市比較はされましたか。

○船越絳希広報課長 近隣他市との比較は具体的にはしていません。

○藤木栄亮委員 質疑が終わってからもいいので、約40万人前後の全自治体の広報紙に係る、いわゆる配布部数、それとあと重さ、あと配布業者との契約金額、また出しておいてください。

それとあと、ユーチューブのほうなんですけど、吹ちゅ〜ぶか。あれも前回決算委員会で費用対効果が悪過ぎるという意見を申し述べましたが、来年度も当然、予算見てないんだけど、来年度予算額を教えてください。

○林 滋之広報課主査 来年につきましては約420万円計上させていただいております。

○藤木栄亮委員 決算で600万円ぐらいでしたっけ、同じ400万円でしたっけ、決算額。

○林 滋之広報課主査 今年度の決算見込みとしましては広報課としまして340万円、決算委員会で出させていただいたのは670万円になります。

○藤木栄亮委員 ということは200万円ぐらい減額されてたということですか。その積算根拠、減額根拠を教えてください。

○林 滋之広報課主査 8年度につきましては、回数を一旦見直しさせていただきまして、お伝えさせてもらいました420万円前後の積算をさせていただいております。

○藤木栄亮委員 回数比較、ちょっとして、何回から何回になったんですか。

○林 滋之広報課主査 これまでは毎週の配信という形で約年間50本つくらせていただいていた部分を月1回をベースにさせていただいた本数として約十五、六本ぐらいにはなっております。

○藤木栄亮委員 毎週が月1回になると4分の1ぐら

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

いになるんだけど、4分の1にはなっていないということですかね。

○林 滋之広報課主査 委員おっしゃるとおり、4分の1にはなっておりませんが、要因としましてはロケの回数であったりとか、50本つくる上でのスケールメリットなどが生じるところから、4分の1に単純にはなっていないというところにはなります。

○藤木栄亮委員 決算委員会でも何やかんやとか答弁されてたけど、結局あんまり費用対効果というより、費用じゃなくて効果がないと受け取ってはるんじゃないんですか、広報課のほうも。もうそんなんやったら辞めてしまったら、月1回とか、週1回とか。ああいうのって割と頻繁に更新しないと回数回らないっていうこともね、傾向にもあるし、回数回すためにやってるんじゃないって、何か前おっしゃってたけど、次はまたこの指摘受けて、月1回が半年に1回になるの。そんなんやったら、もうやめてもうたら。いかがですか。

○船越絳希広報課長 週1回、これまで更新してきた中で、2年続けてきて、一定再生回数についても、回らない回数もあるんですけども、全体としては総再生数が増えてきているというところがあります。一定、定着が図れてきたということで、来年度につきましては月1回以上は配信したいなということで考えておまして、市報とかSNSだけでは伝えにくい市の魅力であるとか、市政情報についてYouTube、若い方見られてるっていうところもありますので、いろんなターゲットにアプローチするという観点で、吹ちゅ〜ぶ、番組形式でも市政情報を発信していきたいというふうに考えているところでございます。

○藤木栄亮委員 ちょっと観点違うんだけど、僕らの業界でよくやるのはSNSに広告を出すんですよ。あれはターゲット層を絞って、まあまあ効果的に広告を出せるんだけど、そういうのにシフトしていったら、一つ何か核になるような動画があると思うんですね、吹田市の魅力を発信するようなね。何を目的にするかというのは一つあるんだろうけど、当然、今、人口減少の中で、どれだけ人口、吹田市も中・長期的には人口が減るという予想だけど、それをど

れだけ延命させるかっていうね、今の課題の中で、人口流入にという観点からすると、やはり子育て世代をこちらへ、吹田市に呼ぶというね、一つの中でそういうのをターゲット層にして、家庭持って子供できて、どこに家買おうか、マンション買おうかっていったときに、吹田市を選んでもらうというような、動画1本つくってさ、1本だけでいいやんか。それをSNSの広告費に今の何や、月1回と、週1回とか、そういうのじゃなしでね。1本つくったら、もうそれをSNSの広告に流していくっていう考え方もあると思うんですよ。同じお金をかけるにしてもね。もうそういうことで、そちらの提案じゃないからいいんだけど、そういうこともやっぱり含めて、時代の流れに沿った広報の在り方、予算のかけ方っていうのを今後検討していただいたらいいのかなと。あまり期待してませんけども、お願いしておきます。

○乾 詮副委員長 広報課にお伺いします。予算書の118、119ページのところからなんですけど、昨年度に比べて、今回、広報費の予算額が283万4,000円増額となっているようなんですけど、これの理由を教えてください。

○船越絳希広報課長 増額の要因としましては、市報の発行委託に関する委託料と、ホームページの保守に関する委託料の増額が主な要因でございます。

○乾 詮副委員長 その要因というのはどのような理由で今回増額になったんでしょうか。

○船越絳希広報課長 市報につきましては、来年度、入札でまた、発行業者が変わる中で、単価が、紙代が今、高騰しているというのを聞き及んでおりますので、紙代の高騰を見込んで、単価の上昇を見込んでます。

それから、ホームページにつきましては人件費であるとか、そういったところが高騰しているところで、委託業者から聞いているところでございます。

○乾 詮副委員長 やる内容が特に増えるわけじゃないですけど、諸般の物価、人件費高騰による影響で増額せざるを得なくなっているということなのですね。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○船越絳希広報課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○乾 諺副委員長 次に、同じページのところから、i JAMPの利用料が入ってるんですけど、i JAMP、これ、どのように利用されてますか。

○高岡達夫広報課長代理 i JAMPにつきましては、時事通信社の発信してる行政情報サイトになります。現在はサイトのライセンスですね、閲覧できるライセンスっていうのを30ライセンス契約しております、原則部長級職員及び部長級職員から指定を受けた職員が閲覧しているという状況になります。

○乾 諺副委員長 それでは山下部長お伺いします。i JAMPは大体どれぐらいの頻度で御覧になりますか。

○山下栄治総務部長 記事の内容によりますが、見出しだけでいきますとほぼ毎日見ております。

○乾 諺副委員長 見出ししか御覧になってないということですし、本当に各部長、ライセンスを配られてどれだけ御覧になってるんでしょうか。その辺りの実績をつかんでの再度の予算要求でしょうか。

○高岡達夫広報課長代理 i JAMPの管理アドレスというのがあってんですけども、そちらのほうで、その閲覧回数っていうのが分かりませんので、毎年度、人事異動に伴いまして、i JAMPを閲覧できるライセンスが必要かどうかを各部局に照会しております、そちらのほうで必要な部署にライセンスっていうのを付与しているという状況にあります。

○乾 諺副委員長 しっかりと活用していただいているという実績があって、それが行政に反映されているということであれば、利用価値があるんですけど、先ほど御質問させてもらったように、諸般の経費が上がっていった中で、もし、こういうものが利用頻度が高くないのであれば、見直しをしていく必要があるのではないかと意見をしておきます。

次に、市報すいたの広報の広告料収入とかが雑入の中で、700万円以上の雑入で計上されてるのが行政経営部から頂いた資料で分かるんですけど、広報紙、それとあと、ホームページのバナー広告等、これが一括でこの雑入に入ってるかと想像しますが、広告収入料はここ近年の推移で、上昇でし

か、下降でしょうか、いかがでしょうか。

○西村知華広報課主査 広告収入につきましては、市報のものに関しましては、ここ5年間で毎年上昇しているような形になっております。

○乾 諺副委員長 上昇傾向にあるということはいいことなんですけど、そこにはどういう努力をされているんでしょうか。

○西村知華広報課主査 特段何か市のほうから営業活動をかけたりとかはしてはいないんですけども、毎年、入札で広告代理店を選んでおりまして、入札時に複数者参加していただいているので、競争性が働いて、金額のほうが増加していったのかと考えております。

○乾 諺副委員長 今全体的に財政状況、収支の不均衡がある中で予算編成も大変なところだと思いますので、特定財源の確保についてはより一層の努力をしていただきたいと思うんですけど、その点についてどのように今後お考えされているのか、積極的な広告収入、先ほど営業はされていないということでしたけど、その点のお考えはいかがでしょうか。

○船越絳希広報課長 市報につきましては先ほどの答弁のとおり、委託業者さんのほうで営業かけていただいているところがありますし、人口増えている中で市報の発行部数が増えているっていうところで、広告価値は一層高まっているのかなと思いますので、そこは事業者さんのほうにしっかりと広告を取っていただくっていうところは仕様の中で定めたというふうに考えておりますし、先ほど御質問の中に含まれていましたホームページのほうのバナー広告というのは、実は近年では減少傾向にあります。

そういったところで、もう少し頑張れる余地があるのかなというのは考えているところですので、そういったところは今後、検討していきたいというふうに考えております。

○乾 諺副委員長 少しでも特定財源の確保に努めていただくよう努力いただきたいと思います。

置いておきます。

○泉井智弘委員 今の質疑聞いて思い出したことがいろいろあったんですけど、この委託のね、市報の配布業者って今何者ぐらいでやってるんですか。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○西村知華広報課主査 全戸配布している業者につきましては2社となっております。

○泉井智弘委員 その業者はどうやって決めてるんですかね。ちなみにどこどこですか。

○西村知華広報課主査 業者につきましてはハリビングプロシードという民間事業者と、あと、障がい者の働く場事業団という業者となっております。

○泉井智弘委員 その2社の1件当たりの配布金額というのは一緒ですか。

○西村知華広報課主査 それぞれに配布単価は異なっております。

○泉井智弘委員 何でそれは差があるんですかね。その理由と割合を教えてくださいいいですか。どっちが高いですか。

○西村知華広報課主査 配布の割合につきましてはハリビングプロシードが、具体的な割合は今ここでお答えがなかなかできないんですけども、半数以上の場所がハリビングプロシードが担当している場所となっております。

単価につきましてはハリビングプロシードのほう、民間事業者に委託するほうの配布単価が入札で業者のほう決めておりますので、そちらで入札金額入れていただいた金額で決まっているものとなっております。

働く場事業団の単価につきましては、事業団のほうから毎年見積りのほうを請求させていただいて、それを基に決めさせていただいているものになります。

○泉井智弘委員 いや、だからですね、その金額はどっちが高いんですか。

○西村知華広報課主査 金額のほうは働く場事業団のほうが高い金額となっております。

○泉井智弘委員 その、何で高いんですかね。何かそれがよく分からないんですよ。入札もしてないんですよ。その理由は何ですか。

○西村知華広報課主査 働く場事業団の金額につきましては、その民間事業者の金額を参考に、それに手数料がかかったり、あと、今、人件費も高騰しているところを勘案して決めさせていただいているものになります。

○泉井智弘委員 いや、その人件費がちゃんと、障がい者の方が多分配ってると思うんですよ。そっちに行ってるのかっていうのがね、これ、福祉部の所管になるんですけど、その辺ちゃんと見極めてますか、その出すほうとして。

○船越絳希広報課長 先ほどの答弁のとおり、民間事業者の価格も参考に、実態としては働く場事業団のほうにおよそ10%ぐらい高い金額の単価を設定しているような形になってまして、それは働く場事業団のほうで調整いただいて、各事業者のほうとかに配布するのを調整していただいているっていうので、手数料がかかるというところを聞いていますので、実際にその配る方には民間事業者の方が配るのと同程度程度の単価が入るような積算になるような計算の仕方ができているというふうに考えております。

○泉井智弘委員 何が言いたいかって、何でそこにわざわざ振ってるんかっていう話なんですよ。半分弱の配布を。民間と同等の給料が行くようになって、今発言ありましたやんか。それね、ほんまにそうやってんのかって。なってないんやったら振る意味ないんですよ。そなん全体でもっとね、倍ぐらい出すからもっと安くしてくれて入札かけたらいいじゃないですか。その理由を知りたいんですよ、わざわざそこに振ってるっていう。そういう既得権みたいになってるわけじゃないですか。

○西村知華広報課主査 働く場事業団へ委託している理由といたしましては、吹田市障がい者就労施設等からの物品等優先調達推進方針に基づいて、委託のほうをさせていただいているものになります。

○泉井智弘委員 要するに、その何とか方針の所管は福祉部ですか。障がい福祉なんですか。

その辺、見直していかなあかんの違うかなと思うんですよ。ほんまに障がい者のほうに工賃として入ってるんやたらいいんですけど、そうはなってないっていう、僕の憶測ですけどね、多分そうなんですよ。

でね、それやったら何のためにそっちに振ってるかっていう理由づけが、全く理由にならないですよ、優先する。それはまた、こっちで調べさせていただきますけれども。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

もう一つね、さっき副委員長の質問の中で、広告会社を入札して決めてるから広告費が上がってるって言うんですけど、広告会社に払っている金額は大体どれぐらいなんですか。

○船越絳希広報課長 広告業者からは歳入として頂いているので、費用は、吹田市からは発生しておりません。市報の広告につきましては、広告業者が何百万という形で年間の枠を買い取って、それを営業されているので、広告をやられてますので、市としては広告業者からまとめて広告代を、広告料を得ているというスキームになります。

○泉井智弘委員 ということは市報の広告枠は1,000万円やったら1,000万円で買い取りますって言って、その先は広告会社で1,500万円になろうか2,000万円になろうか市には1,000万しか入ってこない。要はその広告会社一択に売ってるってことですよ、要は。

○船越絳希広報課長 おっしゃるとおり、広告業者のほうで買い取るという言い方があれなんですけど、広告業者のほうで営業されて広告を取ってこられるという仕組みになっております。

○泉井智弘委員 それ、もうちょっとやりようあるんじゃないですかね。それやったら、もう700万円やったら700万円って決まっているじゃないですか。

いや、何が言いたいかって、例えばですよ、すいたフェスタや何やらって都市魅力がね、寄附を募りに行くわけですよ。それも広告ですよ。1日の広告ですけど、多分もっと稼いでるんじゃないですか。稼いでるって言い方おかしいですけど。

それやったらね、吹田商工会議所であったりとか、吹田の企業に、別に吹田市広報課として営業をかけたっていいんじゃない、そんな大した仕事にならないですよ。

ほんで基本的にこんだけ長年やってるんで出すとこって、結構もう定着してきてると思うんですよ。そういう考えにはならないですか。だって、頑張っても、幾らで買い取りますかって言って、そこでもう一番高いとこで売ってるわけでしょ。それ、自分でやったらもうちょっと努力次第では収入になるん違うかなって思うんですけど、そういう考えにはな

らなかったですか。

○船越絳希広報課長 これまでの市報の広告については、広告代理店の方に買っていたっていう形で掲載してきておまして、その営業していくノウハウってというのが正直、職員のほうでは現時点ではないのかなというふうに考えておりますし、広告の審査なども1個1個基準に基づいてしていくところで、それも最終審査は今も広報課でやってるところあるんですけど、一定ふるいをかけて、業者のほうでふるいをかけていただいといるところもあります。継続して広告出される業者さんもあれば新規の業者さんを獲得していただいたりということで、民間の事業者のほうで広告を開拓していただいといるという側面もありますので、事業者さんのほうにやっていただくほうが経済合理性が高いのかなというふうに考えております。

○泉井智弘委員 都市魅力部とかに1回聞いてみたらどうですか。どうやって営業してるか。何かもうちょっといけそうな気がするんですけどね。時間もあれなんで終わりますけど、さっきの特に配送のほうに関してはまた、明確な理由をね、別にこの場でじゃなくてもいいんで、教えていただきたいなというふうに思います。

○井上真佐美委員長 ほかに質問はありませんか。
(発言なし)

なければ、以上で議案第31号中、総務部所管分及び議案第19号中、総務部所管分に対する質疑は終了します。

○井上真佐美委員長 以上で、本日の分科会を閉じたいと存じます。

次回は、3月5日(木曜日)午前10時に再開しますので、よろしくお願いします。

本日は、これにて散会します。

(午後2時53分 散会)

予算常任委員会財政総務分科会審査順位（案）

令和8年2月定例会
(2026年)

1 総務部・消防本部関係

- 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
- 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中分担分

2 総務部関係

- (1) 議案第21号 令和8年度吹田市部落有財産特別会計予算
- (2) { 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
- 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中分担分

3 行政経営部関係

- { 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
- 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中分担分

4 税務部関係

- { 議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
- 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中分担分

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

令和8年2月定例会
(2026年)

予算常任委員会
財政総務分科会記録

会議日 3月5日(木)

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月5日(木)

開会 午前10時 閉会 午後3時53分

○場 所

第1委員会室

○出席委員

委員長	井上真佐美	副委員長	乾 詮
委員	後藤恭平	委員	塩見みゆき
委員	柿原真生	委員	今西洋治
委員	泉井智弘	委員	藤木栄亮

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者(部長級以上の職員及び発言した職員を記載)

[行政経営部]

部長	今峰みちの	次長	宮崎直子
企画財政室参事	河内僚一	企画財政室参事	中村暢之
企画財政室参事	吉川祐輝	デジタル政策室参事	谷口博之
企画財政室主幹	安部聖子	企画財政室主幹	大塚猛志
企画財政室主幹	小柏 円	企画財政室主幹	板谷康次
企画財政室主幹	山本佳奈	デジタル政策室主幹	溝口英毅
デジタル政策室主幹	安倉弘志	企画財政室主査	中田夏葉
デジタル政策室主任	妹尾果琳		

[税務部]

部長	中村大介	市民税課長	藤本彰子
納税課長	北川大輔	債権管理課長	平井健一
市民税課長代理	岡 美樹	市民税課主幹	藤原真紗子
市民税課主幹	亀野雄司	資産税課主幹	永井達也
市民税課主査	吉田順一	納税課主査	下田理美

[会計室]

会計管理者	伊藤さおり	会計室参事	檀野良美
会計室主幹	福島計哉		

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません。

○議会事務局出席職員

主 幹 辻 本 征 志 主 査 吉 原 大 喜
書 記 中 川 晃 希

○付議事件

議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）中分担分
議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中分担分

（署名又は押印）委員長

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません

(午前10時 開会)

○井上真佐美委員長 ただいまから、予算常任委員会
財政総務分科会を再開し、本日の会議を開きます。
これより議事に入ります。

○

○井上真佐美委員長 議案第31号 令和7年度吹田市
一般会計補正予算(第9号)中、行政経営部所管分
及び議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中、
行政経営部所管分を一括議題とし、質疑を行います。
質問があれば、受けることにします。

○今西洋治委員 議案第31号の去年の歳入の寄附金の
うち、指定寄附金の予算が400万円から1,400万円と
1,000万円ほどアップして上方修正しているんです
けれども、これって内容はほとんど企業版ふるさと
納税だと思われるんですが、議案第19号の令和8年
度予算の指定寄附金の予算は2,500万円と大幅にま
たアップしてるんですが、これって現実的な数字な
のかどうか、金額なのかどうかお答えください。

○小柏 円企画財政室主幹 まず令和7年度の補正で
すけれども、こちらは企業版ふるさと納税のものも
含まれてはいるんですけれども、それ以外の寄附金、
指定寄附金についても計上しているものでございま
す。

令和8年度の予算につきましては、企業版ふるさと
納税も含まれてはいるんですけれども、増要因と
しましては、大学版ふるさと納税、こちらを始める
ことによる増でございます。

○今西洋治委員 また新たなふるさと納税が出てきて、
何か非常に頼もしいなと思うんですけども。

ただ、企業版ふるさと納税なんですけれども、何
ていうのかな、期限付っていうか、ずっとやれるわ
けじゃなくて有効期限が決まっているみたいな話、
3年延長されたみたいな話にもなってるんですけ
ども、例えば静岡県裾野市は、市単体で十数億円、
企業版ふるさと納税を受け取ったりしてたりとか、
大体のところは仙台市とか石川県とか被災地が多い
んですけれども、単体でも10億円以上ぐらい収入が
あるというところもあるので、市単体でも。

吹田市でも、今回ホームページ見させてもらいま
したが、阪急さんとかああいうところで大口のは入

ってるのかな、金額非公表なんで何とも言えないで
すけど。非公開なんですけど大口が入ってきてる部
分もあるので、非常に税金に対してポテンシャルを
見込めるので、ちょっと工夫してみたらいいのかな
とは思ってます。

思うにですけど、使用目的を選んでもらって企業
がやってくれるというところなんですけど、アピ
ールの仕方っていうかPRの仕方と、あとどこの企業
を指名するわけでも指定するわけでもないんです
けども、企業にとってメリットのあるような、こ
こに寄附したらこんなメリットあるかもしれないな
ぐらいのところとかあると思うんですね。

あと、吹田市でも予算というか、吹田市の魅
力的な部分がある、例えば健都だとか、あとパナ
スタだとか将来的にはアリーナかもしれないし、
そういった事業とかちょっと直接的にやってみ
たりとか、あとJR吹田の再開発とか、そういう
ところとかも目的に入れてみたら興味を引いて
もらえるのかななんて思いますので、今回の今
年っていうか、来年もやるにしても、今年も
やるにしても、工夫をしてみたいかなと思いま
す。

先ほど言った、例えばパナスタとか健都とか
そういうところと結びつけるようなやり方って、
一応考えてたりはするんですか。

○小柏 円企画財政室主幹 現状、企業版の
ふるさと納税につきましては、やはり他市の状
況と比べますと、本市はまだ少ないというよ
うな状況がございます。ただ、令和6年度
からの実績が出てきたところで、広がりつ
つあるのかなとは思っています。

具体的に、健都とか分野ってところまでは
検討はしてないんですけれども、やはり企業
さんが応援したい取組と本市がやりたい取
組っていうのがマッチすると、非常に財源
的には助かる制度ではあるので、できる
だけ本市が目指す施策っていうのを効果
的、効率的に進めていけるように、そう
いった形で歳入確保策全体の中で検討は
していきたいというふうに考えておいま
す。

○今西洋治委員 継続的によろしくお願
いします。
以上です。

○泉井智弘委員 決算のときもちょっと話題出たと思うんですけど、金利2%でしたっけ。あれはどう考えてるんですか、今後。いろんな話が出たと思うんですよ。過去にも後藤委員がいろいろ指摘したっていう話をちらっと聞いたんですけど。何十億円って借りてるわけじゃないですか。それに対する2%っていうのは、これはもう普通に考えて民間の感覚とはかなりかけ離れてるっていうか。その辺のお考えはどうですか。

○小柏 円企画財政室主幹 やはり、利率につきましては後年度の負担になってくるというところがございまして、実際2.175%というふうに申し上げたんですけども、やはり安くはない金額ですので、できるだけ抑えていけるように借り方等も含めて、手法も含めて検討はしていきたいと考えておりますし、検討しているところでございます。

○泉井智弘委員 いや、安く考えていただいているのは、それはそのとおりなんですけど、検討もくそも、何でもともそういう金利になっているんですか。それはもう慣例的なもんなんですか、銀行との。

○小柏 円企画財政室主幹 借り方っていうところがやはり大きいところにはなってくるかと思うんですけども、決算のときにも申し上げましたとおり、現状では吹田市の指定金融機関との相対交渉で実際、銀行等引受債についてお借りをしているという状況で、その手法を見直すことで利率はできるだけ抑えていけるのかなというふうには考えているんですけども、今現状、指定金融機関で発出をする経費であったり、振込手数料であったり、そういったものもトータルで見直していく必要がございまして、そういったものと併せて見直しをしていきたいというふうに考えております。

○泉井智弘委員 見直ししていただかないといけないっていうのはそのとおりなんですけど、具体的にプランっていうか、いつまでにそれをまとめられるかってありますか。決算はいつでしたか。11月やったらいうてももう数か月たってわけじゃないですか。決算のときにある一定の見直すみたいな答弁ありましたけど、そこからすぐ取り組みましたか。

○小柏 円企画財政室主幹 検討については行ってい

るところではあるんですけども、実際に手法を変えていくというところになりますと、指定金融機関の発出経費等の見直しの年度が令和9年度になりますので、そちらと併せて実際には変えていけるようにということで検討していきたいというふうに考えております。

○泉井智弘委員 今実際、全部でどれぐらい借りてるんですか。

○小柏 円企画財政室主幹 銀行等引受債、令和6年度債、令和7年の5月に借りたものでいいますと、約30億円弱だったと記憶しております。

○泉井智弘委員 それは、借換えとかもできるんですか。普通やったら借り換えますよね、金利高いから、こっちのほうが安いからって。これ分かんないですよ、行政手続的にどうかっていうのは分かんないですけど、普通の感覚でいったらもうそうなりますよね。

○小柏 円企画財政室主幹 仕組みとしましては可能でございます。

○泉井智弘委員 それやったらもう早いほうがいいと思うんですよ。利息だけで、逆にどれぐらい払ってるんですか。どういう払い方なんですか、その利息。

○小柏 円企画財政室主幹 銀行等引受債につきましては、10年償還となっておりますので、半年に1回利息をお返しする、利子を払うということになりますので、半年分の元金均等でお借りをしておりますので、それが10年間続くというような払い方になります。

○泉井智弘委員 それ単年度で借りたのが10年かけてっていうことでしたら、毎年借りてますよね。ってことは、ずっとそれが積み重なってるわけじゃないですか、相当な額になりますよね。大きい事業をするときに何十億って借りたりもするでしょ。それも10年。で翌年また何かの事業で借りて、また10年って。それを今までずっと払い続けてたと思うんですけど、それはどれぐらいの額になるのか。

例えば、令和8年度だけでもどれぐらい返さないといけないんですか、過去のも含めてですよ。分かんないですか。

○中村暢之企画財政室参事 申し訳ありません。銀行

からだけのっていうところの抽出した金額ってのは今すぐに持ち合わせていないんですけれども、過去に借りた分っていうのは、確かに先ほど借換えの話もございましたけれども、なかなか銀行さんとの話で、そこを今後、見直したからといって過去の分を遡って換えるってのは難しいかなというのも考えておりますので、確かに御指摘いただいたように前から時間がたっているんじゃないかという話もございましてけれども、今後の各課の一応、経過も踏まえて前向きには考えていきたいと思っております。

ただ、一定、銀行との時間調整もかかるといいますので、先ほど申し上げた令和9年度というのを見据えて着実に進めていきたいと思っております。時間はもう少し頂けたらなと思っております。

○泉井智弘委員 いや、時間かけたらあかんと思うんですよ、こんな。過去のやつ借り換えられへんことないじゃないですか。行政手続上可能ということなんですけどね。これちょっと個人に照らし合わせて申し訳ないですけど、住宅ローン借りて、ほかの銀行が金利ももっと安くなって、手数料払っても月払い安くなりますよっていったらすぐ借り換えるじゃないですか、残ってたとしても。そういうことはできないんですか。もう、1回借りたら、10年間はずっと利息を払い続けられないいけない、何かそういう契約か何かになってるんですか。

極端な話、今残ってる借金、全部うち貸しますよってって、金利0.3%にしますよって、それでもいいわけじゃないですか。そんな簡単じゃないっていうのは分かってるんですけどね。そういうのはできないもんなんですか。

○小柏 円企画財政室主幹 借入れの際の契約の細かいところまで、すみません、資料を持ち合わせてないのであれなんですけども、もし今の段階で、もともと10年で借りてるものを借換えをすとなりますと、もしかしたらちょっと追加の費用等何か支払わないといけない費用がかかってくる可能性もございしますが、仕組みとしては可能かなと思います。

○泉井智弘委員 一括返済するのに絶対手数料取られるんですよ、それは分かってるんですけど、それを踏まえたとしても、ほかで金利が安いやったら

そっちのほうが安くなるっていうのはよくある話なんですよ。

幾ら返してるかっていうのも把握できてないぐらい借りてるわけですか、逆に言うと。利息でどれぐらいかかっているかっていうのを分かってないってことですよね。銀行との契約、どういう契約になっているかっていうのも分からずに借りてるんですか、毎年毎年。そこはちょっと大きいですよ、2%って。

○中村暢之企画財政室参事 その辺り正確な数字を把握できてなくて申し訳ございません。

全体で見ますと、公的資金から借りているところが大きいということもございまして、銀行債というのは一部ではございますけれども、ただその金利がほかと比べて高いうのも事実でございますので、その辺りの把握と、今後、制度をしっかりと把握する、それからどういった対応ができるのかっていうのは借換えも含めて、今後の見直しのときにできるもの、できないものっていうのを検討していきたいと思っております。

○泉井智弘委員 今聞いている限りでは、行政がお金借りようが、個人で借りようが同じような仕組みにはなってるのかなっていうふうに思うんですけど。

これ、例えば変動とかってあるじゃないですか、固定とかって。それはどちらなんです。変動型なんです。

○小柏 円企画財政室主幹 今借りてるものにつきましては、固定でございます。

○泉井智弘委員 ちょっと額が結構あると思いますんで、そこはしっかりスピード感持ってやっていただきたいなというふうに思います。

銀行さんとのいろんなこれまでの付き合いもあると思うんですけど、決算のときにも言いましたけど、銀行さんは銀行さんで、銀行の都合をすぐ言うてくわけじゃないですか。幾らこちらがお願いしてるっていても。そういう意味でいうと、別にそこにこだわる必要はないと思いますんで、その辺はしっかり検討していただいて、スピード感持ってやっていただきたいなというふうに思います。

○後藤恭平委員 まず質問の前に、先に会計室のほう来ていただいていいですか。

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません

○井上真佐美委員長 ただいま後藤委員から会計室の職員の出席要請がありましたので、出席を求めます。暫時休憩します。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○井上真佐美委員長 分科会を再開します。会計室の職員に出席していただきました。引き続き、質問があれば、受けることにします。

○後藤恭平委員 議会質問でも聞かせていただいたんですけども、今、本市のほうは先ほど金融機関の話ありましたけども、決済用口座を歳出の現金の部分はそうですね、決済用口座を使って、ほかは運用しているということなんですけど、決済用口座を普通預金にできないのかっていうような質問だったんですけど、すごいリスク管理という意味で今の決済口座を使っていて、物すごい理解もできるんですけども。全てをそうしてしまわずずっと固定でしてしまうというのも、またそれはそれで機会を逸失しているという部分もあるんじゃないかなという見方もできるので、今後、何か変更する点とか、これまでの取扱いとか、そういったところで何かあればお願いします。

○福島計哉会計室主幹 普通預金につきましては、1,000万円までしか預金保護されませんので、公金管理には適さないと考えております。

一方、決済用預金につきましては、無利息の預金ではありますが、預金額が全額保護されますので、公金を安全、確実に保管するという観点から、引き続き決済用預金に預け入れをしたいと考えておりますが、今後につきましては、ペイオフの範囲内での短期的な預金につきましても検討していきたいと考えております。

○後藤恭平委員 全部普通口座にしてる自治体もあるというふうにも伺ってますし、都銀が潰れるとかっていう、それもう国家の信用に値するぐらいのリスクやとは思ってますよね。そのときに、災害のときに国が自治体に援助するのと同じで、さすがに決済用口座をそのまま、ほんまに破綻したからといって誰もどこも救ってくれないとはなかなか思えないので、そういうリスクっていう部分で考えると、答

弁はしやすいですよ、安全のためっていうのは、確かにそうなんですけども、一部運用できる部分は賢くちゃんとしていただいて。経営するとか、歳入確保とかってよく言うてるのね。

せっかく行政の大事な部分をつかさどっているこの会計室なんで、ぜひ積極的にやってもらって、ほかの部署にも示してほしいなというふうに思います。管理者から何かあればお願いします。

○伊藤さおり会計管理者 ただいま担当からも御答弁させていただきましたとおり、確かに現状では、やはり預金の安全性ということで、基本は決済用預金に現金のほうは管理していきたいと考えておりますが、6月ぐらいから秋ぐらいまでは一定、支払い資金に余剰がある時期もございますので、その部分について、まずは短期的な運用で、今、金利が上がっている状況も踏まえまして、少しでも増やすといったことに取り組んでまいりたいと考えております。

○後藤恭平委員 分かりました。

先ほど泉井委員もおっしゃったみたいに、金融機関との在り方っていうのも一つ大きな視点で、会計室も金融機関と当然話をすると思うんで、行政経営部の先ほどの金利の話もやっぱり高過ぎますよね、どうしても金利が。手数料の話もあるって言うのはあったんで、すごい何か交渉しにくい。僕、言い出したの大分前だと思うんですけど、全然身動き取りにくいかなとは察してはおるんですよ。長年の付き合いとか、担当者の付き合いなのか、歴史なのか分かんないですけど、その辺配慮はしながらのつもりではあるんですけど、あんまり放置しとくのもよくないかなとは思うので。

できるところから、預けてる金利と手数料と借入金利とバランスがあったりとか、指定金融機関なんでも来てもらってるとかいろいろあるんやとは思ってますけど、ほかの市の状況もお調べされてはるんですよ、多分。借入金利、全部の市がこの金利ってわけではないとは思ってますよね。上手にしているところもやっぱあるんじゃないかなというふうに思うんで、そこは支出を減らしても歳入確保にはなると思うんで、その考え方をぜひできるだけ予算にすぐ反映できるようにお願いしたいなと思います。

もう1点、質問で出ささせていただいた水道事業のほうへの繰り出しについてお聞きしたいんですけども、ちょっと簡単に説明しますと、一般会計から水道のほうにお金を繰り出すと、そのうちの半分程度は交付税措置されると。その繰り出す基準も、今回でいうと管路整備とか、前までは消火栓であったりとか人件費の部分もあったと思うんですけど、管路整備も拡充されて、今後も総務省のほうは拡充していきたくて言われている中で、事業実施するけども、繰り出してはなかったという予算を今回、組んではるんですけども。

最初1点目聞きたいのは、交付税措置をするかどうかで事業を選んではいけないという答弁だったんですけども、事業実施したのに交付税を取らなかった事業って、本市で今まであるんですか。

○今峰みちの行政経営部長 この件に関しましては、水道側で繰り出しの対象になり得る事業をしている、それに対して繰り出しをすれば、そこが交付税措置される。その繰り出しっていうか、事業をすれば交付税措置っていうのではなくて、そこに繰り出しをすればということなので、交付税措置されることそのものをやっているのに、算定に入れないということは基本的にはないというふうに考えております。

○後藤恭平委員 分かるんですけども、繰り出してたら同義ですよ、要は。繰り出してたけども交付税を措置、要は選択しなかったってことはあり得ないという、この答弁、一緒ですよ。普通に考えたら事業実施したら、それが交付税措置の対象ですよってなったら、それ算出の計算式に当然入れて積み上げていきますよね。予算のほうを見ると、需要額と収入額、基準財政の差額と予算で計上してる普通交付税の金額見ると、9割から10割交付税というふうに毎年下りてるっていう算定してんのかなっていう気もせんでもないですよ。

そう思うと、今回でいうと、これも実計の数字なんではっきりその数字ではないかもしれないんですけども、水道のほうは1.4億円、おおよその額を、事業を実施するとなつて、交付税措置でいったら約7,000万円、6,000万円とか5,000万円なんかもし

れませんが、一般会計からはその金額を起債を起こして繰り出しておけば、水道は1.4億円か水道事業が助かる、資金的収支の中に入るという状況であるにもかかわらず、この事業を実施しなかったのであればそうですけど、すると言っている状態で交付税措置も出ると言っているのに起債を起こさない。

答弁では、何か会計的な状況やって言うてはるんですけど、起債をここで1.4億円を起こしても、キャッシュフローでいったら、逆に収入しかないわけですよ、予算で見ると。支出は再来年ぐらいからスタートするはずなんで、キャッシュがないってことも当然あり得ないと思いますし、公債費の比率で考えても、その1.4億円を起債することによって、何か財政的に基準の数値が超えるとかそういった状況にあるとも到底思えないんですけども。

水道事業を実施するのに、水道事業は1.4億円丸々現金が入ってくる状況になるわけですよ。どの会計で見ても、別にキャッシュフローがどれも潤う状況になるわけですよ。本市の一般会計も短期的には7,000万円ぐらいお金が入ってくるし、支払いが2年後、3年後ぐらいから発生するというだけで、水道事業は1.4億円丸々資金的収支に入ってくるという状況で、会計的に何かしんどい部分が当面、その1.4億円借入れることによって生じるとは到底思えないんですけども、答弁ではそう言われてはるんですよ。

そこが、事業を実施するのに、一般会計から繰り出さない理由を独立採算とも言ってますけど、総務省のほうでは、これは独立採算を阻害するものではないだろうというような視点で、繰り出していいよというふうになってるんかと思うんですよ。だから、繰り出さない理由がよく分からないんですよ。

水道料金の値上げの話があるのに、今回出さない、次出しますとかっていう考えは普通あり得なくて、値上げの議論がもう令和8年度からすると言われてるので、この時点で行政経営部足並みそろえて本市全部の事業として水道料金値上げするんだったら、一般会計からの繰り出しを複数年度でこう見ていきたいと思いますというふうにしていかないと、出したり出

さなかつたりなんてしだしたら、その計算式にどうやって入れるのってことになってしまいますよね。

その考え方、今回その予算を組むに当たって、水道からは当然上がってきてる話だと思うんですよね、出してくださいと。でも、それを今回お断りして蹴った理由が、今のところ私は答えが見いだせないの、それを教えてほしいと思うんです。

○板谷康次企画財政室主幹 まず、独立採算のお話いただいてました地方公営企業法であったり、法の施行令におきまして、経費の負担の原則として一般会計が負担するもの、企業会計の収入をもって充てるものっていうのが書かれております。

さらに、詳細な部分として、繰り出し基準が総務省から毎年通知されておきまして、そこに沿った繰り出しであれば、当然、独立採算を阻害するものではないと思っております。

ただ一方で、繰り出し基準が基本的な考え方として示されているものでもございまして、地方公営企業の実態に即しながら運営することを求めるというふうな記載もございまして。その辺りで市町村において、双方の会計や実態を把握して判断する必要があるというふうに考えております。

その中で我々としては、本会議の答弁でもあったように、今後の料金の動きであったり両方の会計の財政状況であったり、あとは繰り出しがそれぞれの会計に与える影響であったり、様々なことを総合的に考えて判断すべきと考えておきまして、令和8年度当初予算においては繰り出しの予算計上に至らなかったものでございます。

○後藤恭平委員 もう予算組んじやったんで、非常に私も聞くの心苦しいんですけど、私、9月の議会でも1回これ言ってるんですけど、指摘して。値上げもあるし、値上げは急いだほうがいいと。やるのであれば、後の世代に負担を残してしまうので、だから今回これ取れるもんがあったらちゃんと取ったほうがいいんじゃないですかっていうのを9月に言ってます。で、今回予算に計上されてなかったっていうので、当然、その事業も水道部としては実施しているという状況の中で。行政経営部は、今年はこちらだ、来年はこちらだとか、本当にそれで値上げの話とマツ

チしていくんかなと。出すか出さないかですよね。出したり出さなかつたりっていう考え方ってあり得るんですか。

今回出さないってことは、令和9年も出さないが通常じゃないのと。値上げの話をしていって、市民にもその資料を公開して、審議会にもその資料を出して、値上げの話をするっていうのに、資本的収支、毎年何億円って入ってくる一般会計からの繰り出しがあるかないとでは、水道料金の値上げ幅もどっと変わってくるわけですよね。それは、令和8年の僕が指摘した段階で一緒に議論しとかなないといけないですよ。今後、検討していきますっていう言葉が通用していいのかなと。いや、それは水道部ともう話が出来上がってるんですけど、それはそれで内々で水道料金の値上げをずらしてるとしか思えないんですよ。

令和8年の段階で議論して、令和9年からしますという答弁をもらってるわけですよ、うちも。水道料金のほうは。それをずらすのを勝手に内々で合意して進めていくのも、それはそれで行政の執行側の権限でできんこともないんでしょうけども。

でも、この予算を出す出さないは、今回しないと、決めておかないと。出さないって決まったら、独立採算って何だったんですかっていう議論になりますし、出すとなればなつたで、今回出しておかないと、令和9年からしますとかがなつたら、じゃあ令和8年度のこの損失分、誰が補填してくれるんですかとかっていう話になりますよね。

上手に答えてはくるんかもしれないですけど、失われた利益っていうのは明らか存在しているので、令和9年から出しますっていう考えになり得るのかどうかっていうところが、分かりますか。令和8年の段階で答え出しておかないといけないですよ、出すか出さないかは。これから検討しますが、妥当なのかどうかっていうところをお答えいただきたいですか。

○中村暢之企画財政室参事 今回は、令和8年度当初予算での取組というのを見送ったというのは先ほどの答弁のとおりなんですけれども、まず加えて、繰り出しの指針については、具体的な料金改定の規模

や内容と併せて一体的に議論する必要があるというのは思っておりまして、その考えは変わっておりません。料金改定自体、繰り出しの有無というのも料金改定自体の有無とか、スケジュールが大きく変わるものっていうものでも、規模感的にも考えておりません。

今後、水道部のほうで審議会のスケジュールであったり、どういうふうな決定をしていくかというのはまだ未定かとは思いますが、一定、今後ですね、来年度も含めて審議会での議論が始まっていく過程として令和9年度という話も出ておりましたけれども、そこに並行して我々の議論も、繰り出しをどうするかっていう議論も並行して進めていくというのがまだできるというふうには考えております。今回の令和8年度当初予算で判断をしなかったからといって、今後、その議論ができないというふうには考えておりません。

○後藤恭平委員 言わんとすることは分かるんですけど、じゃあ令和8年度予算のときは何の協議をしたんですか。今後協議するのと、今まで協議した内容って何が変わるんですか。

○中村暢之企画財政室参事 先ほども申し上げたんですけども、実際どれぐらいの料金改定が必要なのか、影響がどうなのかというところが今の段階では見えないので、そこは現時点では判断できないと。そこを来年度以降に見えてきたタイミングで、かつスケジュールのほう、十分調整が必要と考えておりますけれども、そこを見極めながら判断をしていきたいというふうに考えております。

○後藤恭平委員 違う、違う。令和8年度の予算の段階で出してくださいって言われて、出しませんと言ったその協議の中の話は、その内容は当然把握してるわけじゃないですか。出してほしいんですけど。でも出しませんという判断をしたっていうその流れの協議は今後も同じじゃないですか。

料金改定の話じゃなくて、予算を出すかどうかという話は、もう協議し尽くしてるわけでしょ。し尽くさずにこの予算つくったんですかっていう話ですよ。もう十分した中で決めた決定ですよ。独立採算とか規模感とかっていうのは、もう話した結

果ですよ。令和9年からっていう内容と、それは料金改定の話であって、繰り出すかどうかのあれじゃないですよ。繰り出すかどうかは、だから令和8年の段階で決めておかないとおかしいじゃないですか。

○中村暢之企画財政室参事 繰り返しの答弁になって申し訳ないんですけども、我々としては、料金改定の中身がある程度見えてからでないと判断ができないっていう考えをしておりますので、繰り出しをまずすることを前提にして料金改定の御議論いただくのではなくて、料金改定の議論を進めながら、どれぐらいの影響があるのか、それから先ほど申し上げたように、一定聞いている部分はございますけれども、今後の両会計の財政がどうなるのかということも踏まえて一体的に議論をしていきたいということで、今回は見送ったということですので、今回、議論を尽くしたというよりは、判断できないところがあったので見送っているという認識でございます。

○後藤恭平委員 いや、水道部はもう公開してる資料あるじゃないですか。判断できひん基準がどこにあったのかがさっぱり分かんないんですけど。それは一般の人が見ても分かるようにグラフつくってると思いますし、その数字がうそかどうかとかって言われたらそれは分からないですけど、そんなもん公開しないですよ。すいすいビジョンもちゃんと検討した内容を公開してはるわけですよ。それを行政経営部はこれだけじゃ分からないって言うわけですよ、今の話だと。そんなことありますか。

○中村暢之企画財政室参事 すいすいビジョン等々でお示しされている内容というのは公開されているものですし、近い将来に資金不足が起こるというのは前提は把握しておりますけれども、その上で繰り出しをすることが必要かどうかっていうのは、繰り返しになって申し訳ないですけども、料金改定の中身と一緒に議論をする必要があるということですので、一番最初にも申し上げましたけれども、繰り出しの有無にかかわらず料金改定が必要であるというところもあると思いますので、それは一旦、理解しております。その上で、料金改定の中身が見えてから判断をするというところでございます。

○後藤恭平委員 いやいや、繰り出すかどうかで料金改定の中身が変わるわけじゃないですか。料金の算定はもうそこそこできてると思いますよ、当たり前ですけど。どんだけ足りませんって分かってるわけですから。

なので、令和9年から出しますってなったら、令和9年の3月、今ぐらいにまた議論をして、そこから市民に説明するんですかという話になるじゃないですか。その時期のタイムスケジュールがおかしくないですか、ちょっと。

○中村暢之企画財政室参事 仮に令和9年度から変わるという前提で申し上げますと、確かに令和9年度予算ということでしたらスケジュール的に間に合わないというところもございまして、そこは年度途中での何らかの判断というのも視野に入れて検討してまいります。

○後藤恭平委員 なら、補正予算があり得るという考えでいいんですか。いや、本当にまだ何も詰めてないと言ってはるんやったら、それはそれでああそうですかと。僕も何か腑に落ちない部分ありますけど、まあそうですかと言わせていただきます。

でもね、令和9年度予算って言われたら、ちょっと待ってと。それはどう考えてもスケジュール感おかしいよと、もともと聞いている話と。内々でずらすのは可能かもしれないけど、もともと言っている話と違うんやんっていうのは、僕は早めに値上げしはったらどうですかと前から言っていて、去年の9月にも質問させてもらって、こんなありますよって言わせてもらってるんで。別に値上げするとか言ってるわけじゃないんですよ。

ただ、一緒に行政全体としてちゃんとそういうことをやっていこうよっていう中で、まだ水道部はこういうスケジュールでこうやりますって言うのに、行政経営部はまだ協議してませんか、まだ整ってませんかかっていう姿勢がちよっとどうなんかなど。分かりますか、言っていること。じゃないと、スケジュールずらしてしまうことになるじゃないですか。だって、今言っている内容は今すぐ協議できる内容ですよ、繰り出すかどうかの話って。

水道部からしたら全部資料出してるわけなんで、

何が足りてないんですかと、何の話が足りてないんですかって、逆に水道部言いはると思いますよ、今の話だったら。先が見えませんかかっておっしゃいますけど、いや、見えてるじゃないですか。じゃあ逆に、どんな資料が水道部が用意できたら市民に説明ができるんですかという話ですよ。もう全部整えてるから、審議会にも出してるって答弁してますやんか。それ以上の資料、何を用意しはったらいんですかと、水道部もってという話になるじゃないですか。

だから、補正予算で用意しますっておっしゃるんやったらもうこれ以上質問しませんけど、令和9年度だとおっしゃるんやったら、ちょっと待ってという話になりますよね、どう考えても。令和9年に上げますって言うのに、令和9年度予算で出してきた、そこから市民に説明して、また説明会の期間短過ぎなんじゃないですかとかっていう話になって、どんどんずれ込んでいきますよね。今までの値上げの議論考えてても、それはもう答え見えてるじゃないですか。

だから、そのスケジュール感をもう一回、協議をするっていう内容もよく分かんないんですけど、でも補正予算でも令和8年度の交付税措置も多分受けれると思うんですよ。別に今すぐ当初予算に入らないとあかんというわけでもないと思うんで。ただ、工事を執行してしまったら多分もう無理やと思うんですよ。だからそれまでの間やったら今年度の予算も話ができると思うんで、その辺どう考えているのかお答えいただいていいですか。

○中村暢之企画財政室参事 スケジュールに関しては、まだ水道部のほうの審議会のスケジュールであったり、判断のタイミングというのがありますので、そこを十分確認する必要があると思っておりますけれども、そこと併せて料金改定の中身が見えてきた段階で、補正予算なのか別の判断なのか、まだ未定なところがございましてけれども、少なくとも年度始まってすぐというタイミングではないかなというふうに考えております。

○後藤恭平委員 普通に考えて繰り出さないっていう考えがあるのかというふうに思うんですよ。今の

答えも、節々に令和9年からっておっしゃってるようなものに聞こえるんですね。出さない判断やったら、もう最初に、今後も出しませんって言ったらいいいじゃないですか。だってその協議を令和8年度予算段階にしてるわけじゃないですか、その担当部とね。検討しますって言うてる時点で、出すけども今回漏れましたみたいな話にしか聞こえないんですね。だって普通はちゃんと資料提出して、出してほしいんですって言われて、駄目ですって判断してるわけですから。令和9年から出す理由を今から探しますってやってるようにはしか聞こえないんですよ、もう。出さないんだったら、出さない答弁とか、出さないオーラが出るわけですよ。そうではないから。その宙ぶらりんの状態をいつまでやるんですかという、だからそのスケジュール感を教えてほしいと。

もう早く決断してあげたらいいじゃないですか。向こう、もう協議し尽くしたと思ってますよ、新たに出せる資料もないのに、向こうも、水道部も。料金改定の状態をとかっておっしゃいますけど、そんなもう全部用意してはるわけですよ。それで予算の要望に臨んでると思うんですね。それを、今後の協議っていうのはちょっとどうかなと思うんで、ちゃんとしたスケジュールをお願いしたいです。

○今峰みちの行政経営部長 先ほど来答弁しておりますとおり、繰り出しの判断というところに料金改定の具体を示してもらって、足並みそろえてということ委員もおっしゃいましたけど、まさに私どもとしても水道側と一般会計側と足並みそろえた議論が必要だというふうに思っております、料金改定のほうが、水道部側の、何ていうんですか、見通しとして、令和8年度議論をして令和9年度から上げられたらというような見通しの下で審議会にというような動きは、もちろん承知しておりますけれども、その上での最終といいますか、料金改定、それと、それもセットで繰り出しの有無の判断というものと同じ俎上にのせて、市として議論し、判断するというようなことをいつすべきかということ、そこを水道部と今後調整してそごのないようなスケジュールで進めてまいりたいと、そういうふうに思っ

ております。

○後藤恭平委員 分かりましたと言わせてもらいますけど、本当は料金改定と関係なくても、国が出すって言って、独立採算にそこまでこだわる必要がなければ、もう出したらいいい話じゃないですか。ほかで交付税下りるよってなって、事業を実施しますってなって、その事業を選択してないときなんかなくて自分たちでもそうおっしゃってるわけなんですから。

料金改定に合わせるどうこの話以前に、もうその事業が出てきた時点で、普通選択、メニュー提示してるわけでもんね、だって。このメニューの中から担当部も選んでやりたいですって言うてはるはずなんで、その時点でもう検討を終わらせとかなあかん話なのに。今、料金改定っていうのは、私が言ったから無理にそれに合わせてそう答弁してはる気もするんやけども、本来はそんなことなくとも、交付税措置が出るってなってんだから、その事業にのってやるべきじゃないかなというふうに思うんで、取りあえず早めの答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○乾 詮副委員長 すみません、行政経営部資料で財産運用収入の内訳資料の中に、会計室に非常に関連する予算の資料となっておりますので、会計室に質問を後ほどしたいと思います。

すみません、資料ありがとうございます。

行政経営部資料の財産運用収入の内訳のところの利子及び配当金の一覧の中で、この資料、今、会計室、お手元にありますでしょうか。聞きたいところの番号を言いますので、左の番号の1番、4番、8番、10番、11番、12番、14番、この基金で貸付金利子が大きく前年度よりも歳入予算増額になっている公債利子が昨年度よりも大幅に増額の歳入予算となっている、この内容について教えていただけますでしょうか。

○檀野良美会計室参事 まず、企画財政室の貸付金利子につきましては、普通預金の利率のほうが、それまでと低い0.01%から0.1%に上がりましたことから、その分の利子を見込んでおられるというふうに

認識しております。

○乾 詮副委員長 すみません、今お願いしたほかの基金の公債利子が大幅に昨年度より増えている内容なんですけど、これについてはそれぞれの基金の公債利子の増額の要因っていうのを教えていただけますか。

○檀野良美会計室参事 すみません、失礼いたしました。公債利子のほうにつきましては、債券の運用を積極的に行っている結果であるというふうに思っております。

特に住宅政策室なんかは、昨年度、令和6年度のほうの積立額が多かった関係で、債券のほうの運用のほうもより多くなったものというふうに思っております。すみません、個別のほうは少しお時間頂けたらと思うんですが、総合的にはそういうふうに見ております。

○乾 詮副委員長 先ほど後藤委員からの質問にもありましたように、積極的に基金の運用、それぞれにこの公債利子のところでは、昨年よりも倍増していたりとかっていうことで、やはり運営益が、利率が上がってきてるっていうところで、非常に歳入確保の一つの方策としてしっかりと運用していただくことがこれから肝腎になってくるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

財政調整基金の貸付金利子、これは行政経営部と会計室と両方に関係するところかと思うんですけど、一時借入金、繰替運用の利率、今年度の予算では貸付利率何パーセントで見込んでおられますか。

あわせて、公共用地先行取得事業特別会計の用地専用特会への貸付けも利率を幾らでされてるか、多分同じではないかと思うんですけど、今回、令和8年度の予算上の利率は何パーセントで見込んでおられますか。

○板谷康次企画財政室主幹 まず、財政調整基金の貸付金利子について御答弁させていただきます。

こちらは、指定金融機関の普通預金の利率を適用しておりますので0.2%で積算しております。

○乾 詮副委員長 0.2%ということで、会計室と企画財政室が連携されて、資金が不足する際に一時借入れということで基金からの繰替運用、これが収支

構造が悪化してくると、借入れの回数や借入れの額っていうのが非常に回数も多く多額にもなってきて、その分、利子も大きく影響するかと思うんですが、0.2%ということなんですけど、今朝の新聞報道では、大体メガバンクと言われるような銀行金利が普通預金で0.5%辺りというようになってきてますので、金利の見直しは、予算上は今0.2%でしょうけど、実行される際には、その時点の普通預金金利でやられるということでもいいんでしょうか。

○板谷康次企画財政室主幹 内規で繰替運用の取決めをしておりますので、前年度12月1日時点の利率を適用するというのを定めております。

○乾 詮副委員長 前年度でいいのかっていうのは、これまではゼロ金利政策で金利上昇というのはほぼない、横ばいっていうところが、金利政策が変わってきた中では、日銀も金利を上げていくっていう方向性の中で、果たして昨年度12月の時点でということでもいいのかどうかということは十分に検討いただきたいと思っております。

ここでちょっと会計室の件は置いておきまして、後ほど企画財政のほうに質問したいと思います。

○井上真佐美委員長 ほかに会計室の職員に対する質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、会計室の職員は退席されます。

暫時休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○井上真佐美委員長 分科会を再開します。

引き続き、質問があれば、受けることにします。

○藤木栄亮委員 教育委員会の学校徴収金に係る貸付金の予算が今議会で提案されております。貸す側、要は債権者側の観点から行政経営部に聞きたいと思っております。昼からまた文教のほうで教育委員会には質疑をするという予定になっておりますので。あと、時間も限られてますので、答弁のほうは簡潔にお願いしたいと思います。

まず、最初にお聞きしたいのは、我々の代表質問、去年の9月定例会におきまして、今峰部長は学校徴収金の管理について、関与をしておらず、判断でき

る立場にないと答弁されておりますが、この答弁は現在でも変わりありませんか。

○**今峰みちの行政経営部長** 学校徴収金そのもの、事務のそのものの部分につきましては、所管、学校教育部のほうでしているという認識でございますので、直接的な関与というのがないというのには変わりはありません。

ただ、この間のいろいろな御指摘を受けての学校教育部側での改善の方策を、政策調整会議に諮りました上で、今回、貸付けというような歳出計上に至っているというようなことでございますので、改善に向けたプロセスの一環であるというふうに関与を考えております。

○**藤木栄亮委員** ちょっと今、聞こえにくかったんですけど何とか会議っていうのをもう一度御答弁お願いします。

○**今峰みちの行政経営部長** 政策調整会議という会議におきまして、この件の取扱いについての改善策、幾つか方向性が見いだされております。今回、歳出のほうに計上しております貸付金につきましても、その中で方向性を定めたものでございます。

○**藤木栄亮委員** それでは、教育委員会と当然だとは思いますが、この貸付けに関しては協議をなされたということですが、いつどのような形でされたのかお伺いいたします。

○**小柏 円企画財政室主幹** 政策調整会議の、すみません、ちょっとアバウトになるんですけども、何週間か前に教育委員会のほうと協議はさせていただきました。

○**藤木栄亮委員** ということは、それは一度だけ、時間的にはどれぐらいですか。

○**小柏 円企画財政室主幹** 回数は一度だったと記憶しております。時間は約1時間ぐらいであったと記憶しております。

○**藤木栄亮委員** それでも9月の段階では一切関与していない、知らない、知らないというか、中身は分からないということだったとは思いますが、それ以降、この700万円の予算ですけど、貸付けに関しては一度きり1時間の協議で貸付けを決定したということよろしいですか。

○**宮崎直子行政経営部次長** 先ほど、一度、1時間と申し上げたところなんですけれども、そのほか企画財政室全体としましては、会議の調整であるとか、あるいは部長との協議というのがありますので、それが何回ってというのはあれですけども、1回きり、1時間のみということではなかったかとは思いますが。

○**藤木栄亮委員** まあいいでしょう。

あと、一般論としてお伺いしたいんですけども、要は吹田市の一般会計から特定の団体に公金を貸し付ける場合、財政当局としてどのような審査、確認を行うのか。

例えば、貸付先の法的地位の確認、これ法人格を取ってるかどうか、個人はないやろうけども、そういうことの確認だとか、当然、お金を貸すわけですから返済能力の審査もせなあかんよね、金融機関同様。債権保全措置の設定、また回収不能時の処理方針等について、一般的な手続を教えてください。

○**小柏 円企画財政室主幹** 貸付先の団体等の具体的なところにつきましては、財政としまして直接何か書類等で確認をするということは今のところしていないんですけども、そういったところを満たしているという前提で所管のほうで要求はいただいているというふうに考えておりますので、その点を踏まえて実施計画として協議をしているものでございます。

○**藤木栄亮委員** それは一般論の話ですか。

○**小柏 円企画財政室主幹** この事業に限らず、実施計画、そうした手続で進めているところでございます。

○**藤木栄亮委員** 何もどんな団体なのか、どんな財務内容なのか、何も分からず審査もせず、要は言い値、向こうの要求どおりに判断しているということなのか、そんなことあり得るんですか。

○**小柏 円企画財政室主幹** どんな団体であるかとかそういったところにつきましては、一定、所管のヒアリング等で把握はいたしておりますが、実際その返済能力があるかどうかとかってところの具体的なところまでは、書類としてこちらで把握をするということはいたしておりません。

○藤木栄亮委員 いや、最初の答弁で何か、何も団体について確認しないと言って、2回目は何か一定するとかいて、ちょっと今の答弁に矛盾があるんですけど合ってるのか。ちょっとよく両方とも正確には話し言葉なんで覚えてないんだけど、合うてるのか。

○宮崎直子行政経営部次長 貸付金につきましては、この5年間ほど新しい民間団体に貸し付けるというようなところというのはなくて、そういった意味では例年同じところに貸付けの予算を計上させていただいておりますので、そういう意味では、今までの信頼とかいうところもございますので、新たな何かをこちらで判断をしていたというようなところはなかったのかなというふうには思っております。

○藤木栄亮委員 もう信頼関係で貸してるということです。これ一般論でお聞きしましたので。

では、今回の予算についてお伺いしたいんですけども、700万円ということですね。全く、そしたらこの教育委員会の貸付先については、把握されておらない、教育委員会だから、学校だから信用してるんだらうということで政策決定されたということではよろしいですか。具体的に教育委員会に対しての言及をください。

○今峰みちの行政経営部長 信頼関係ということでありますと、見ず知らずの民間団体というようなことでは、まずはないということが一つにはございます。

それと、この貸付けの件に関しましては、政策調整会議においてもいろいろ確認をいたしました。学校徴収金の未収金ですね、その部分への対策、様々な対策と併せて公会計化していくまでの経過措置としての必要性ということを議論されておまして、そこに関して必要性が判断できたということでは、予算としても承認し、計上に至ったというふうに考えております。

○藤木栄亮委員 その事前協議の中で、令和6年度の未納金が310万円で、今回の予算700万円なんだけど、この積算根拠については何か教育委員会からレクありましたでしょうか。

○小柏 円企画財政室主幹 説明はございました。

○藤木栄亮委員 その内容を教えてください。

○小柏 円企画財政室主幹 すみません、ちょっと具体的に説明を受けた際の資料というのを持ち合わせておりませんので、数字ではお答えできないんですけども、今現状で実際に滞納等の金額っていうものを踏まえまして積算をしたというふうに聞いております。

○藤木栄亮委員 令和6年度では310万円だったのが、令和7年度の何月言うたかな、12月か11月でしたっけ、事前協議があった時点では700万円程度の未納金があるという説明だったということではよろしいでしょうか。

○小柏 円企画財政室主幹 今のところ、ちょっとお答えができない状況ですので、後ほどお答えをさせていただけたらと思います。

○藤木栄亮委員 お願いします。

それじゃあ次、行きますね。管理団体、要は貸付先の団体についてお聞きしたいんですけども、当然、公金を貸し付けるということで、今おっしゃった信頼がおける、教育委員会ということですからそれはそうなんだろうけども、どのような、例えば口座、どこの口座に振り込まれる、どこの口座で管理している、その口座名義は誰なんだというところは調べられましたか。

○今峰みちの行政経営部長 今回の貸付金に特化して、口座名義のところまでを協議等で確認したという記憶はございませんが、この学校徴収金自体を管理している口座につきましては、昨日、本会議での御質問に御答弁する際に、教育委員会名義でということを確認した記憶がございます。

○藤木栄亮委員 細かい話なんですけども、教育委員会名義と教育委員会教育長名義とはちょっと違うんですね。そこは確認されてないとは思いますが、僕も確認してないんですけど、教育委員長にこれ確認してないんですけど、教育委員会、今、大江教育長名義だったら、個人に貸すことにならないですか。

ちょっと質問変えて、もし個人名義であれば、これ制度的に貸せるんですか、一般論として。そういう質問に変えます。

○小柏 円企画財政室主幹 そちらについても、確認させていただいて、後ほどお答えさせていただきます。

いと思います。

○藤木栄亮委員 すみません。これ多分、答弁調整したほうがよかったかなと思うんです。いいです、その辺は別にもう調べてまた答えてください。

それでは、もう一つ口座関係の話だけど、教育委員会は、この学校徴収金口座っていうのは当然、私費なんですよ、保護者から集めた教材代とか修学旅行の積立金とか、当然私費ですよ、公金ではありません。そこに、もしですよ、これももうたればなんだけど、公金を、この貸付金を入れるっていうことに関して公私混同になりませんか。制度的にこれはできるんですか。どのような管理をされるのか。管理するのは教育委員会だけど、その口座に、私費の入ってる口座に公金を貸し付ける、公金を入れるということは制度上できるのですか、お答えください。ちょっと難しいかな。

○宮崎直子行政経営部次長 私費が入ってるところに公金を貸し付けるわけではなくて、教育委員会である公のところの一時的に貸付けを行って、そこから支払いを行っていくというふうに考えております。

○藤木栄亮委員 ということは、これは教育委員会に確認しないといけないけど、行政経営部が聞いている話だと、学校徴収金を管理している口座と別に、教育委員会の口座がありますよということでヒアリングを受けているということよろしいでしょうか。

○宮崎直子行政経営部次長 そのような形で明確に確認をしたわけではないですけれども、そういう認識でこちらとしてはおるものでございます。

○藤木栄亮委員 それは、ということは資金前渡口座という性質のものだということよろしいでしょうか。公金です。

○宮崎直子行政経営部次長 すみません、そこまでは確認はしておりませんが、私費と公費とが一緒になるっていうものではないと考えております。

○藤木栄亮委員 ちょっと議論戻るんですけども、協議があった時点で、今の仮称なんですけど、貸付金の仮称、これ教育委員会が示している仮称なんです、学校徴収金円滑支援金っていうんですね。

で、ちょっと違和感があるところは支援金なんですよ。支援金って、普通は給付金の意味なんです。

これ私の私見じゃなくて、いろんな資料を見てもそうなんです。返還せんでもいいですよと、返還不能のお金を支援金っていうんですよ。これ行政的にもそうだと思います。

部長、ちょっと聞きたいんですけど、この協議があったときはこの仮称だったんですか。それとも、こういう仮称はついてなかったのか。というのは、この仮称がついてて、支援金となっていて、貸付金を行政経営部が認めるって普通おかしいじゃないですか。返ってこないですよっていう意味じゃないですか、こんなの支援金って言うてるんですよ、教育委員会。

未納者の補填を業者にすると、それも要はもう不納欠損ありきの名称じゃないんですか。返さんでもいいですよ、返す気ありませんよと。こういう支援金という仮称は、その協議のときには出てたんですか、そこを確認します。

○今峰みちの行政経営部長 12月だったかと思うんですけども、事前協議の時点でこの仮称までが資料として明示されたかどうかというのはちょっと記憶してございません。貸付けを行うという、その経過措置の一つ、改善に向けた経過措置の一つの策としての説明を受けたという記憶でございます。

仮称ということで、多分、議案参考資料等にもその支援金という名称が示されているのではないかと思いますけれども、今、御指摘の件も含めて、教育委員会として、今後、貸付けに必要な要領等の制定というのを御議決いただいた後に実務をスタートする時点で、正式な名称を改めて検討していく際には、御指摘の点も踏まえた適切な名称を検討していくように、教育委員会とも話をしていきたいと思います。

○藤木栄亮委員 ちょっと2点あるんですけど、1点は記憶にございませんということはどっちなのか分からないっていうことなのか、こういうものが出てなかったっていうのか、どちらですか。まずその1点確認します。

○今峰みちの行政経営部長 協議の際の資料の中に名称、仮称なりこういう名称で考えていますよというお話まで具体的に提示されていたかどうかを記憶していないということでございます。

貸付けをする、一般会計のほうに歳出で計上する形で貸付けをする方向で考えているというようなことというのは、協議では確認したというそういう記憶でございます。

○藤木栄亮委員 だから、これ資料としては出てなかったということでもよろしいですか、この名称が。資料あったんですか、その協議に。

○今峰みちの行政経営部長 恐れ入ります。協議の時点の資料に明記があったかというのは記憶してございませんが、公開されております政策調整会議の資料で、仮称ということで、支援金という名称が政策調整会議時点では、その名称を目にいたしております。

○藤木栄亮委員 明記してたということは、その政策調整会議か何かの会議では、もう出てたってということですか、資料に出てるってことは。

記憶にないのは、僕だって全部資料記憶ないけどさ。出てたという事実でよろしいですか。

○今峰みちの行政経営部長 政策調整会議の資料には示されてございました。

○藤木栄亮委員 部長はそれ記憶にないということで、この中で名称を記憶にある方いるんですか。資料見たよと、その時点で。

○今峰みちの行政経営部長 政策調整会議のほうは、企画財政室のほうが事務局職員として入っておりまして、そのほか両副市長、関係部長等が出席をしたものでございます。

その中で、仮称ということでの名称というのは目にはいたしております。

○藤木栄亮委員 私、もう支援金なんて見たら、何かもう見た瞬間、違和感を覚えたんだけど、誰も違和感を覚えなかったということね。この名称で貸付金を決定したということはね、そういうことでもよろしいか。誰も違和感を覚えなかった。誰一人として違和感を覚えてない。貸付金なのに何で名称が支援金なのって違和感誰一人として覚えなかったということでもよろしいでしょうか。

○今峰みちの行政経営部長 まだ仮称という形で示されてたということもございまして、名称自体について、政策調整会議の場で会議構成員から何かしらの

意見が出たということはなかったかと思います。

○藤木栄亮委員 じゃあ、私の意見とか聞いてて、今、部長は違和感を覚えられますか。何か今さっきちょっと変えるような方向で話しする言うてることは、違和感を覚えるということでもよろしいでしょうか。

○今峰みちの行政経営部長 仮称として議案参考資料にもお示ししている中で恐縮ではございますが、御指摘の点等を踏まえた、改めて正式名称としてどのような名称で制度をスタートさせるべきかということにつきましては、教育委員会と議論してまいりたいと思います。

○藤木栄亮委員 じゃあ次、行きます。返還、回収の話に移行させていただきましても、予算案によると、返還が令和10年度つまり令和11年3月、3年後で一括返還となっているんです。この一括返還っていう意味合い、これは例えば、性質上、未納額の補填なんですよ。でね、未納者に取立てというか、回収に行った時点で普通は返還されるべき性質のお金だと思うんですけども、これ一括返還なんです。

業者の支払いは、1学期、2学期、3学期って、大体1学期で1回で分けるというか、1学期の分は1学期。当然ですよ、事業者だってそんなに1年も売り掛けできへんからさ。1学期の分で納入したドリルや何やは1学期の7月ぐらいに支払いをする、それが2学期、3学期って続くんですけども。

これ、ちょっとその前に請求はどうするんか、700万円の予算じゃないですか。今回、これ未納がゼロだったら貸付けしなくてもいいんですね、実際。どのようなお金の流れになってるんか。ちょっと議論飛んで申し訳ない、論点整理できてないんで申し訳ないんだけど、どのようなこれ貸付けのスキームになってるのか。

例えば、1学期で50万円足らへん思うから、50万円貸してとかそういうもんなんですか。ちょっとそこ、どんなスキームなってるのか教えてください。

○井上真佐美委員長 学校徴収金に係る貸付金ってことで、教育費なんですけれども、行政経営部でお答えできますか。

○宮崎直子行政経営部次長 すみません。我々が貸すのではなくて、教育委員会の予算として、今回、計

上させていただきまして、教育委員会のほうからその団体に貸付けをするという形にはなりますので、細かいスキームというのは、こちらでは要領をつくるかっていうこともお聞きはしてますけれども、その内容についての詳細は把握はしておりませんが、今回、計上しております700万円をそちらに入れておくと言ったらあれですけども、一括で貸付けをするという形での認識かと思っております。

○藤木栄亮委員 ちょっとだから教えてほしかったんですよ。

じゃあ、債権者は教育委員会。教育長が債権者なのか、債務者は保護者なのか。私は、債権者が行政経営部で、債務者が教育委員会かなと思ってたんですけどそうじゃないねんね。

○宮崎直子行政経営部次長 そうですね。教育委員会のほうの予算で歳出を組んでおりますので、そちらのほうで債権者になります。

○藤木栄亮委員 債権者が教育長ですか、教育委員会ですか。どこまでは聞けるんですか、部長。ちょっと教えてください。

○今峰みちの行政経営部長 次長申し上げたとおり、貸付けそのものは教育委員会の事務として行います。ここまで御答弁させていただいたのは、その議論の経過等に関与している部分ということでお答えをさせていただいたかなというふうには思っております。

○藤木栄亮委員 そうすると、ちょっとこれややこしい話なんで、どこまでかっていうと。そうすると、行政経営部はこの700万円の貸付金が当然、焦げつくことがないという判断で政策決定したということによろしいですか。そこは、そちらの判断ですよ。

最初に戻りますけど、当然、貸すほうの相手が返してくれへんかったら駄目なわけで、市民の血税ですからね。そういう判断だという、その700万円に関しては全て返還される、もちろん貸付金ですから返還されるというお考えの下、市民の血税は1銭とも無駄になりませんよという判断の下、政策決定されたということですね。ここは、行政経営部の判断でいいのかな、ちょっと教えてください。

○今峰みちの行政経営部長 この貸付けを政策調整会議、あるいはその予算計上ということでの政策判断

をする過程で関わった立場で申し上げますと、まずはこれまで本会議等で御指摘されてたような未納の保護者がいると。その分の教材費とかの出を止められない分を、納めている保護者からお預かりしている徴収金から納めてない人の分に回していることが、やはり大きな問題ということがあったかと思えます。

そのため、そういうふうにはほかの保護者から預かっている分を充てるのではなくて、未納があった分の原資としての公費を貸付けという形で埋めるべきだろうというような必要性で判断したというふうにご考えております。

細かなスキームは、先ほど御答弁のとおり教育委員会ということにはなるんですけども、未納があった保護者からの徴収の部分の努力、あるいは未納を今後、極力減らしていけるようにするための努力の策ということも併せて、公会計化するまでの経過措置として確認をさせていただいておまして、未納がゼロになるのか、あるいは未納された保護者の分が全て未納後、納められるのかといったところの100%っていうところってというのは、恐らく厳しいではないかということは意識はしておりますけれども、まずは未納者の分の穴埋めにほかの保護者の分を充てるんだというところを正して、公会計化に向けて改善策の一つということで、必要な策というふうにご考えたところでございます。

○藤木栄亮委員 そしたら、もう一つだけ確認したいんですよ。同じこと聞きますけど、貸付金ですからね、債権者が教育委員会で、債務者は保護者ですか。それは協議の中で何かレクありましたか。誰が債権者で誰が債務者なのか。それ、法的に整理してないと貸し付けなんてできないじゃないですか。焦げついたときどうするんですか。どこに法的措置を取るんですか。いや、だからそこはレクで受けられましたか。こういう聞き方やったらいいですか。

○今峰みちの行政経営部長 債権者、債務者の名義といたしますか、細かく誰がっていうようなことまで協議では確認はしておりません。これは、未納された保護者個人に教育委員会が貸付けするものではなくて、私会計でお預かりして学校ですかね、教育委員会で管理をしている徴収金としてまとめて管理をし

ているところへの、はっきりとした名義で申し上げれなくて申し訳ないんですけども、お預かりしているところへの貸付けというふうに考えてございます。

○藤木栄亮委員 じゃあ、その辺の議論は文教委員会でさせていただくなり、これちょっと部またがってるんで、総括質疑でもできるのかなとは思っております。

一旦置いときます。

○柿原真生委員 資料ありがとうございました。性質別の資料、予算のね、資料頂いてます。この間の市の動きと、あとはこの性質別で見た場合にどういう関係があるのかなっていうのをちょっと知りたかったんで、幾つかお聞きをしようかなとは思ってます。

まず、人件費なんですけれども、令和7年度、これ予算なんで、決算ベースじゃないんで実績とは違うということが前提にはあるんですが、人勸を反映して新年度についてはこれだけ上がるというような見込み、主な要因としてはそういうことでよろしいんでしょうか。

○大塚猛志企画財政室主幹 人件費の中の主な要因なんですけれども、退職手当が2年に一度の支出時期になりますので、その分の増であったり、あと地域手当の増、そういったものが増要因として計上しておるものでございます。

○柿原真生委員 それから物件費なんですけど、委託や指定管理の金額というのが物価高に対応して上がっていくのかなというふうに思ってるんですけど、ここではそんなに影響がないのか、その辺りどんな感じでしょうか。

○大塚猛志企画財政室主幹 物件費でございますが、令和7年度に臨時的な大きいものがございましたので、その分で減ってるものっていうものも入っております。

○柿原真生委員 それは、どういったものでしたか。

○大塚猛志企画財政室主幹 G I G A 端末の関係で購入したものがあるとは思いますが、その分が令和7年度多かったというところがございます。

○柿原真生委員 それから、維持補修費はいいわ、置いといて、扶助費です。これも金額は増えてますけ

ど、割合としてはそんなに変わってないのかなと。令和7年度でいうと、第2子の保育料の無償化とかそういうのもあったのかな。この辺り、令和7年度でがんと伸びて、今年度は同水準ということで計上されてますが、その辺りはいかがですか。

○大塚猛志企画財政室主幹 扶助費についてでございますが、大きな要因につきましては、児童手当の予算を実際の決算ベースに見込み直して上げたもので、減ってるところが大きい要因でございます。

○柿原真生委員 ごめんなさい。今、児童手当の分を決算ベースで見直したので、それは令和8年度には減ってるっていうそういうお話でしたか。

○大塚猛志企画財政室主幹 委員おっしゃるとおりでございます。

○柿原真生委員 分かりました。令和7年度はあれですよね、高校生年代までの児童手当の引上げとかがあったのもあるのかな。

それから、普通建設事業費です。これそんなに変わってないんですけども、逆に何か建設事業いっぱいやってるけどあんまり変わってないっていうのはちょっとどういうことなのかと思って、教えてください。

○大塚猛志企画財政室主幹 普通建設事業費につきましては、委員おっしゃるとおり引き合いに比較しますとあまり変動ないんですけども、令和8年度の増要因といたしましては、エネルギーセンターの運営事業であったり、佐井寺西土地区画整理事業といった辺りで増額ございます。

逆に令和7年度からの減でございますが、消防庁舎管理事業であったり、指令事業、その辺りの減といったものが要因となっております、比較するとあまり変わってないような見え方となっております。

○柿原真生委員 分かりました。

公債費飛ばして積立金ですけど、主なものとしては財調になるんでしょうか。

○大塚猛志企画財政室主幹 積立金につきましては、都市計画施設整備基金積立事業としまして、変動があったものでございます。

○柿原真生委員 ちょっと微妙に聞いていることに答えてはれへんねんけど。財調は、ここには入れてない

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません

んですか。繰入れしかないんですか。もともと積んでないんやったら積んでないって言ってくれたら。

まあいいわ、もうちょっと時間ないから後で。

○宮崎直子行政経営部次長 財政調整基金につきましては、約2,300万円ほどでございます。

○柿原真生委員 繰出金についてもほとんど金額は変わってないのかなど。割合としては減ってますけど。これ、他会計繰出金とかですよね。

○大塚猛志企画財政室主幹 繰出金につきまして、介護保険特別会計の増、後期高齢者医療特別会計の増等がございまして、一部、下水道事業会計の減等もございました。

○柿原真生委員 時間があればまた後で戻って聞きたいと思います。

次にお聞きしたいのが、物価高騰に対応した国の財政措置ですね。今回、本会議でもいろいろ聞かれていた部分があると思いますが、どのように予算に反映をされているのかと。せっかく国は措置をしようとしているんだけど、市が計上してませんよっていうことになってはいけませんので、その辺りはどうでしょうか。

○中村暢之企画財政室参事 物価高騰等の影響なんですけれども、まず予算の積算につきましては、例えば委託料等につきましても、まず各担当部局で人件費、それから物価の上昇等を踏まえた積算を行い、企画財政室で確認、精査を行っているところです。それは従前から変わるものではございません。

○柿原真生委員 それはもう各担当がそれを見越して積算をして、予算要望して、それが反映をされてますと。そういうことですね。ちょっと今、ストレートにお答えが頂けてないんで。反映されてますということでもいいんですね。

○中村暢之企画財政室参事 要求があったものにつきましては、その妥当性というのを確認して上昇分を反映させているものもございます。

○柿原真生委員 次にお聞きします。国が新年度かな、臨財債の償還に対して、これもお金出しますよっていう、財政措置しますよっていう話があったと思います。これに関しては、吹田市の場合は、臨財債が幾ら残ってるのかっていうのもよく分からないんだ

けど、基金に対してお金を出しますよというのが国の対応なんですけれども。

その辺りについての吹田市の対応はどうされるんでしょうか。それと、臨財債の残高も分かったらお願いします。

○小柏 円企画財政室主幹 令和8年度当初予算時点での臨財債の残高ですけれども、約43.7億円となっております。

こちらにつきましては、先ほどおっしゃった交付税措置の部分かなと思いますけれども、基準財政需要額のところに、償還金額だったと思います、この部分が乗っかってくるというところで、交付税措置されるものというふうに考えております。

○中村暢之企画財政室参事 御質問にありました交付税の中で、基金に対してということなんですけれども、その制度につきましては令和8年度から始まったものではなくて、数年前からあるというふうに認識をしております。これまでは再算定の中で措置されてきたものが、次からは当初算定で見れるというようなことも情報を得ております。

これまでの取扱いですけれども、比較的、臨財債の借入れが全体の規模に対して少ないこともございますので、特段、基金をもって運用するまでの対応というのはいたしておりませんので、一旦そこは一般財源として受け入れて、収支の中で見ていくような考えをしております。

○柿原真生委員 これ基金を設置しないと国からお金出ないって話を今回私、ちょっと聞いてるんですけど、一般財源としてっていうお話だと、最初におっしゃられた基準財政需要額にその償還分が乗ってますよという話だと思うんですけど、この基金を設置して、償還金の返済に充てていくというふうにされたら、国からお金が出るんじゃないんですか。

○中村暢之企画財政室参事 どちらかという、交付税措置、交付税として交付をするので、基金をつくるなど適切に管理をというような内容だったかと認識しております。

ただ、金額等総合的に勘案して、そういった対応は現在のところ必要ないということで実施しておりません。

○柿原真生委員 そしたら、これは交付税の額が増えるわけじゃないんですか、基金を設置して償還金を管理していくと。

○中村暢之企画財政室参事 設置したら増えるというのではなく、これまでも過去数年間分、臨財債のちょっと名称は今、記憶にないんですけども、その措置分というのはこれまでも数年間も入ってきております。

○柿原真生委員 ちょっとごめんなさい。私の認識と違ってただけど、結果としてもらえる金額が一緒なんだったら別に基金設置する必要ないんだけども。私が聞いている話とちょっと違いがあるので、そこは、臨財債ってほんまやったら交付税として全額交付されるものが、国がお金が足りませんよっていうことで借金認めますよっていう制度だったから、本来はその臨財債、交付税措置やなくて、全部くださいよ、丸々っていうのが本来の趣旨かなとは思っていますね。

だから、それは何ていうのかな、算定の中でっていう話じゃなくて、償還金については国が責任を持つべきだというふうに思うので、もらえる額が違ふんであれば、それをしっかりもらっていったらどうですかという趣旨の質問なんですけど、ちょっとそれはまた確認をします。

次にお伺いしたいんですけど、予算編成の在り方とか実施計画の決定の在り方についてちょっとお伺いします。

吹田市は、令和2年、2年度かな、から普通建設事業に関しては、都市計画部のほうでその役割を担うということで、財政担当の方とかがそちらに移られたのかなというふうに思いますが、ちょっと答えにくいかもしれないんですけど、こういうことをやってる自治体っていうのはほかにあるんでしょうか。

○山本佳奈企画財政室主幹 申し訳ございません。他市の状況等、把握をしておらない状況でございます。

○柿原真生委員 令和2年からやから、もう7年ぐらいですかね、こういう状況になってると思うんですけど、これ元に戻すっていうふうな考えはないのかなど。都市計画部のほうにも、どんな形でやってるのっていうのを確認させていただいたんですけど

も、財政担当の事務職員の方と、あと技術系の方も担当になっておられると。いろんな現場を知っている職員さんが確認したほうがいろんな判断ができるということで、メリットがあるんだっていうことだったんです。それだったら、技術系の方も行政経営部に行っていただいたらいいんじゃないかなということが一つ。

それともう一つは、今回、令和8年度に機構改革されて、都市計画部の中で企画の担当の部門が都市計画室から計画調整室のほうに移るということを聞いてます。企画担当と事業を実施する部門が同じ室にあるということ自体がちょっと私には違和感がありまして、それはほかの部署でそんなことはないだろうと思うんです。

最終的には、予算全体のと実施計画については行政経営部がグリップして、一元的にやっていくというほうが効果的、効率的じゃないかなというふうに思うんですが、行政経営部的にはお答えできるかどうか分かりませんけど。

他市が、恐らく国の機関とかでも、そんなんやっているとこないっちゃうかなと思ひまして、効率的にできるんじゃないかなという点が一つ。

それと、都市計画部のほうが査定をしたり、実施計画についても一定の権限持っておられるということなんで、そこの調整っていうのはどうやってるのか、その辺りちょっと教えていただけますか。

○宮崎直子行政経営部次長 令和2年度に、まさにおっしゃるとおり、普通建設事業をこれまでも財政の担当で査定をしておったわけなんですけれども、本当に必要なものが入っているかとか、あるいは過大に計上し過ぎているのではないかとか、そういった査定をするに当たっては、やはり技術担当者が見たほうがよりいいのではないかっていうところで、都市計画部のほうに移管をしたというような経過でございます。

おっしゃるように、財政をどちらかといえば締めていくような、出を抑えていくように当たっては、行政経営部に戻すということももちろん我々としても考えるところではございますし、そうしたほうが一定、効率的、人員という意味ではやはり分かれて

いるよりは一つに集めたほうが、もう少し少ない人数でできるであろうということもございますので、そういったところはもちろん考えておるところですし、技術系が行政経営部に来て査定をするっていうこともいいんじゃないかっていうところがございすけれども、今、建設事業なども一定、必要とされている中では、今の時点では都市計画部のままで置いて査定をするなり、普通建設事業のやりくりについても考えていくような形で、現時点では都市計画部で置いておるところでございす。

日々の調整につきましては、様々ないろんな段階がございすけれども、担当者同士、今、都市計画部の建設予算担当というのは財政にいた者が行っておりますので、そういった中では日々のやり取りっていうのも非常に密にさせていただいておりますし、協議なんかにおきましても、都市計画部と一緒に行政経営部とでさせていただいているようなところでございす。

○**柿原真生委員** その予算を編成するに当たって、行政経営部の所管部分は行政経営部で査定をしてこんだけありますよ、普通建設事業に関しては都市計画部のほうでこんだけになりますよっていうのが、最終的にドッキングしたときには、何かバランス取れてないよねとか、何かちょっと思ったより多いよねとか、そういうことが起きてないんですかねっていうのはちょっと気になるんですけれど。

今おっしゃられて、密に調整してると。これは、何ていうんですかね、そういうところは、だから大丈夫なんですよというお話なんでしょうか。

○**今峰みちの行政経営部長** ハードを都市計画部で査定を重ねて、ソフトの事業の側を行政経営部で査定を重ねて、予算編成のプロセスを経ていく中である程度の査定が整ってきたら、合計の収支を見てっていうことをするんですけれども、そのプロセスごとに両部で会議の場を持って確認をし合っておりますし、あと個別の査定におきましても、大きな新たな実計だとか、大きな建設系のプロジェクトの進捗状況の確認だとかっていうような査定の大きな会議については相互に、私がハードのほうの査定に査定官として入りますし、逆も含めて、個別のところでは

ろんな意見をお互いに言い合いながらということで関わってやっているというのが現状でございす。

○**柿原真生委員** そこで、だからそこはそんなにないんですよと。いや、吹田市役所としては一体的にやっていますよという御答弁かなっていうふうに思うんですが、何か分かれてる理由がないんじゃないかなっていうふうに思うんですよ、聞けば聞くほど。別に一緒にやってもいいんじゃないのっていうふうに思いますが、ちょっと答えにくいと思うんで、これは意見にしときます。

一旦置いときます。

○**井上真佐美委員長** 暫時休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午後1時1分 再開)

○**井上真佐美委員長** 分科会を再開します。

理事者から午前の委員会での藤木委員からの質問に対する答弁の訂正について申出がありますので、ただいまから発言を受けることにします。

○**宮崎直子行政経営部次長** 申し訳ありません、2点、訂正をさせていただきたく存じます。

まず、学校徴収金、貸し付ける名義、債権者につきましては吹田市長、借りる名義につきましては学校徴収金管理会で、これは学校長の団体ということになってございす。1点目の訂正、そちらになります。

それから2点目ですけれども、私、貸付金と未納金を集める口座とは同じではないというふうに申し上げたんですけれども、そちらは同じ口座での管理となります。

よろしく願いいたします。

○**井上真佐美委員長** ただいま、理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可します。

次に、午前の委員会での藤木委員の質疑で保留となっておりました答弁を受けることにします。

○**宮崎直子行政経営部次長** 700万円の根拠でございすけれども、令和5年度と6年度分の未納金の実績が単年度で約300万円ほどでございすので、公会計化する令和10年度までの2年間分として700万円を貸し付けるというものでございす。

遅くなりまして申し訳ありませんでした。よろし

くお願いいたします。

○藤木栄亮委員 そもそも債権者と債務者とかいうところの答弁間違うってどういうことなんですか、部長。そういう、それぐらいなんか700万円ぐらい、何ていうんですかね、重要なことではないということなんですか。債権者と債務者の答弁間違うって、何か考えられないんですけど、いかがですか。

○今峰みちの行政経営部長 貸付金に関しての、どこがどこに貸すのかといったところの御答弁に誤りがございましたこと、誠に申し訳ございませんでした。

○藤木栄亮委員 もし、債務不履行が起きた場合は、校長会の会長宛てに法的措置を取るということでよろしいんですか。先ほど未納金がゼロになるようなことはないと考えております言うけど、ゼロにならなかったら700万円返ってこないじゃないですか。返ってこなかったときの法的措置というか、処理はどうするんですか。これは市長が債権者やからこちらでいいのか、教育委員会になるのか、この答弁は。ここが難しいんだよな、どっちに質問したらいいのか。

○宮崎直子行政経営部次長 市長なんですけれども、その補助執行として教育委員会が事務についてはやっておりますので、教育委員会になるかと存じます。よろしく申し上げます。

○藤木栄亮委員 教育委員会、そうか、予算やから吹田市長になるということやねんね、教育長じゃなくてな。そこはまた教育委員会に聞きますけれども。

今のあれをすると、ただね、やっぱり公金ということと、それと一般論でいろいろ話聞いたけど、結局、私費の口座に入れるっていうことになるんですよ。そこが非常にこの今回の貸付金の複雑なところで、教育委員会に貸すんだけど、性質上は私費なんですよね。私の団体に貸すということなんですよ。その学校徴収金の管理団体というのは、私費の管理口座なので、その口座自体は私扱いなんですよ。公金扱いじゃないんですよ。だから、資金管理団体に700万円が吹田市から入った時点で、これはもう私費扱いになるということなんです。

こういった貸付けに関して、同じ吹田市内の教育委員会やから信用できるとかおっしゃってたけど、

この流れに関しては、後どうしていいかっていうところは、結局はもうそういう公務として学校徴収金というのを扱ってるわけですからね、当然、報告義務は議会に対して、市民に対してしていかないといけないということになるんですけども。

行政経営部にはこういったお金の流れに関しては、特に問題ないと。問題ないから当然、今こうやって予算案として提案されているわけですけども、全く何も問題ないというお考えでよろしいですか。何か危惧するようなことがあれば、また答弁いただきたいんですけども。

○宮崎直子行政経営部次長 契約を結んで、市とこの団体とで貸し付けるものですので、公私混同ということではないですし、あとその団体が今度は未納保護者に対する債権者となりますので、そこで未納金については回収していくものというふうに考えております。

○藤木栄亮委員 そうですけども、一応、信用するかしないかっていうのは、政策協議の段階で、当然、行政経営部としては白だと、オーケーだという判断を下されたわけですからね、700万円貸し付けていかどうかと、この団体に。信用してるとかいろいろおっしゃってたけど、当然そんなに信用できない団体ではないですけどね、もちろん。

ただ、今おっしゃったように、その管理団体が保護者に対してどれだけ督促できるか、未納の回収率を上げるかっていうところも含めて信用されたわけですから、これはやっぱり行政経営部も全く700万円も貸して、後はもう教育委員会の頑張り次第やということにはならないんでね。この700万円を貸し付けるという政策判断されたのはあなた方なんですよ。だから、これはもう行政経営部と教育委員会が連携して、やはり督促、目を光らすいうのも当然だし、どうなってるっていう進捗状況も当然報告も受けないといけないだろうし、この公会計化になるまでの2年間の後追いは、必ずしていただくように、目を光らせていただくようお願いを申し上げます、この質問は終わります。

○柿原真生委員 予備定数についてちょっとお伺いしたいと思います。

定数管理に関しては行政経営部ということですので、本会議でも職員の増減の理由なんかについてやり取りがありました。予備定数25というふうに御答弁されてたと思います。これ、どういう形での職員配置になってるのか。どういう場合には、充てていくのか、その辺りどのような運用を、運用って言ったらかわいいですけど、されているのかお答えください。

○中田夏葉企画財政室主査 予備定数の配置の基準についてなんですけれども、令和8年度につきましては、一定期間、長期で産・育休を取られる職員に代替の職員を配置するような形で配置を見込んでおるものでございます。

25人を増員したということでございますけれども、令和4年度との比較でございます。令和4年度は40人の予備定数の枠を準備しておりましたものを、令和8年度につきましては拡充をいたしまして65人の配置ということでございます。

○柿原真生委員 これ増やしていくことによって、今おっしゃられた産・育休の代替職員、若い方もたくさん採用してますし、男性の育休の取得もかなり上がってきているというふうに思います。必要に応じて休暇を取ろうと思っても、同僚に迷惑をかけると思ったらやっぱり、それは皆さん真面目なんで自分だけさいならっていうわけにはやっぱりいかないですよ。周りに迷惑かけてはいけないういう圧が強い国ですから、自分が休むことによってみんながまた長時間の労働になってはいけないういうことをやっぱり心配しないでいいようにやっていただきたいと思っておりますけれども、25人って結構大きな増員ですよ。

今、何ていうかな、現状ではどれぐらいの。今は40人目いっぱいおられて、そこからさらにもう25人必要だろうという、およその大体見通しで、これ令和8年度に変えられたっていう、そういうことなんですよね。

○中田夏葉企画財政室主査 令和8年度の65人につきましては、およそ過去からの実績を基にこれぐらい必要だろうということで、一旦拡充をさせていただいております。実際の配置につきましては、ちよ

と保育教諭などが採用の関係でなかなか人材確保できてないということで、予備定数のほうまで確保が追いついてない部分もございますが、およそ57人辺りを配置できる見込みでございます。

○柿原真生委員 今、保育教諭の話がありましたけど、技術系の方とか、事務は比較的そろえやすいかなと思うんですけど、そういう技術系の職員の方についても、ある程度確保できてるんでしょうか。

○中田夏葉企画財政室主査 技術職につきましても、令和8年度は7名予備定数を配置予定でございます。一応、各所管のほうから技術職の予備定数を配置してほしいというふうな要望を受けまして、一定程度の要望に沿った形で配置ができているものと認識しております。

○柿原真生委員 分かりました。引き続き、働きやすい職場にしていきたいというふうに思いますので、実情に応じて配置をしていただくようお願いしたいと思います。

ちょっと先ほどの性質別の話のところに戻りますけれども、繰出金のところで一つは新年度公立病院の物価高騰に対する部分も増額されてるというふうにお聞きしてるんですが、繰出金というか、負担金なんですかね、吹田市の場合は独法なんで。これに対しては、何か新年度は、その辺は加味されているのかどうか、どういうふうになっているのか、お答えください。

○中村暢之企画財政室参事 病院への負担金に関しましては、もともと物価高騰とかそちらからのアプローチではないんですけども、そもそも考え方の見直しというのをやっておりまして、一定、増額になってたかと思っておりますので、結果として物価高騰等の国が示している趣旨に沿うような形になっているのかなというふうには考えております。

○柿原真生委員 見直しをされてる内容をちょっと教えていただきたいと思っております。

先ほど水道のほうの繰出金のやり取りがありましたので、基本的には所管の部局と財政のほうでいろいろ議論をした上で金額というのは決定していくのかなというふうに思うんですけども。今、答えられますか、病院のこと。

○宮崎直子行政経営部次長 健康まちづくり室のほうで運営費負担金については予算の計上をさせていただいておりますけれども、実績ベースにこれまで基準としていたものについて、実績ベースで見直すといったものの項目を増やしております。

具体的には、救急に関するものとかについては、実績の4分の3を見るような形での形となっております、議案第19号のほうで健康まちづくり室のほうで上げておるかと思えます。

○柿原真生委員 だから、細かい積算とかは恐らく所管課がこういう通知に沿って、基準に沿ってこんだけ繰り出し求めますという話になってると思うんですけど、同じ基準を見て行政経営部としても、それ出すか出さへんかっていう話合いをして、最終的に落ち着いたところで金額って決まってるんじゃないんですか。先ほどのやり取りから、私はそう思ったんですけど。

○板谷康次企画財政室主幹 繰り出し金の所管としましては、特別会計の繰り出し金であったり、企業会計の繰り出し金、企画財政室の予算で所管をしております。

積算としては、事業を実施する側の所管で繰り出し基準や法に基づいて積算をしまして、その予算要求をいただいたものを一緒に中身を見ながら、ほかの経費と同様に予算査定というフェーズを経て、予算計上しているものでございます。

○柿原真生委員 病院の場合は独法なんで、そこは健康医療部がっていう話なんです、今のお話だとね。それは、そしたらもう健康医療部に確認しないとちょっと分かんないんですけど。特別会計の独立採算制について、なかなか厳しい局面っていうんですかね。昔はもっと働いてる人が多かったりとか、人口の何ていうかな、構成が変わってきたりとか、あとは何にこうお金がより必要になってくるかっていうこととかで、独立採算制の限界みたいなものも、一方では言われ出してるなっていうふうには感じてるんですね。

国も今回、吹田市は直接該当しないと思えますけど、下水道なんかについても埼玉県の下水の事故もあって、特に重要なものについては、繰り出しをもっと増やしましょうっていうことで基準を緩和して、

本来であれば、それは料金で払ってくださいよとか、独立採算でやってくださいよとかいうところを、もっと公費を一般会計から入れていこうということをしなれば、国民の生活が守れないっていうような、そういう状況も一部には生まれてきてるっていうふうに思います。

先ほどのやり取りの水道に関しても、やっぱり水道耐震化とか非常に重要だということがこの間の状況の中で生まれている中で考え方も変わってきているのかなど。独立採算でやってっていうだけでは、なかなかやっぱり進まないし、国民生活が守れないということでの変化なのかなっていうふうに思っていますので、具体的に今これだっていう話はないんですけど、ちょっとそこは行政経営部としても考え方を少し変えていただかないといけない、そういう状況が進んでいるのかなというふうに思いますので、その点については要望しておきたいと思えます。

一旦置いておきます。

○塩見みゆき委員 たくさん資料を用意していただきましてありがとうございます。資料を使わせていただいて質問をさせていただきます。

まず初めに、システム等標準化対応に係る歳入歳出額の推移ということで資料を頂きました。構築を始めた2021年から新年度の予算までということで出させていただいたんですけども、2枚目の合計額でいいますと、入ってきたほうが19億9,000万円ぐらいですね、約。出るほうが44億4,000万円ほどということで、この差額については、市が持ち出しということになるんですけど、これも以前からちょっと確認はさせていただいて、その中に、この構築の作業というか、国の対象外になるものとならないものがあるって、この差額である24億4,000万円ほどは対象にならないと。これは、本来こういう形で標準化がなかったとしても、市としては必要だったお金ということでいいんでしょうか。

○妹尾果琳デジタル政策室主任 こちらの市負担に係る費用なんですけれども、単純に標準化がなければ、全て、もともと市で負担するべきものだった額というものとも言い切れないものでして、中には、もし

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません

標準化をしなかった場合、吹田市で独自サービスとして持っている機能に関しての部分であったりとか、そういったものに関しては、標準化をすることによって外部システムという形で保持する必要がありますので、そういったものに関しては、国の標準仕様に載っていないものになるので市の負担になるというものになっております。

○塩見みゆき委員 一応、標準化するけれども、市独自でいろいろやっていった制度というか、それについては守っていくために、今、言われたようなカスタマイズして、別のそういうシステムをつくらないといけなかったの、その分についてのお金もこれに含まれているということですね。

○妹尾果琳デジタル政策室主任 今おっしゃられましたように、吹田市として必要なサービスを維持するための費用として、標準仕様に含まれていないものになりますので、標準システムとしてそれを維持することはできませんので、標準システムではなく、外部システムとして維持していくための費用がこの補助対象外経費の中に含まれております。

○塩見みゆき委員 それぞれ金額でいうとどれぐらいとかっていうのわかりますか。

○谷口博之デジタル政策室参事 個々の詳細につきましては、各所管から細かい分まで聞き取りのほうはしておりませんので額として正確なものは持ち合わせていないという状況でございます。

○塩見みゆき委員 分かりました。また別の機会に聞かせていただくことにします。

システムの移行については、本来ならこの年度末までにとということだったのが、いろいろベンダーさんの不足とかあって2030年までは延ばしてもいいよということになってると思うんですけど、吹田市としてのめどですね、大体どれぐらい完了予定と見込んでいるのか。

それと、たしか決算のときにお聞きしたときは、今年度はまだ6事業残してるよってということだったんですけども、令和8年度でどれぐらい完了する見込みなのか教えてください。

○妹尾果琳デジタル政策室主任 まず、標準化の終了見込みなんですけれども、国の方針にのっとり遅く

とも令和12年度末までに完了する見込みでございます。

また、令和8年度末の時点では、6業務残しているところのうち、2業務に関しては令和8年度中に移行が完了する予定でして、令和9年度以降で4業務残る予定でございます。

○塩見みゆき委員 それと、運用経費のことですね。以前もお聞きしてます。本会議で別の議員さんのやり取りもあったかなと思うんですけど、確認をさせていただきたいと思います。移行前どれぐらいかかったものが、移行後、どれぐらいになっているのでしょうか。

○妹尾果琳デジタル政策室主任 移行前の運用経費に関しましては約2.9億円かかっていたところ、現時点で標準化に移行したシステムの運用経費、移行後の運用経費を積算したところ、約8.8億円の計上をしております。

○塩見みゆき委員 分かりました。やっぱり他の自治体でも言われているように、約3倍ぐらいの費用になってるってことですね。これは、以前からそれぞれの自治体も、当初は政府のほうが経費については3割減るよということだったんですけども、実際に運用経費が非常に増大してるということで、令和7年中核市の市長会なんかも要望を出してるんですけど、その後、何らか国から財政負担に対して見るよというような何か回答があったのか、進展があったのかお聞きします。

○妹尾果琳デジタル政策室主任 国のほうから運用経費について様々対策を検討するというようなことが示されておりまして、現時点では、まず運用経費についての見積りの精査というものを国が実施しておりまして本市としてもそちらの精査の国からの支援を受けるような取組を実施しております。

また、今後になりますが、運用経費について一部補助が出るような話も出ておりますので、そういったところも国の制度を十分に活用していきたいと考えております。

○塩見みゆき委員 そうですか。多少はそういう改善はあるということですけど、これ、全てが移行したら、さらに運用経費っていうのは上がっていくって

ということになるんですか。

○妹尾果琳デジタル政策室主任 先ほど答弁申し上げました移行後の費用というのが、現時点で標準システムのほうへ移行しているシステムの金額の積算になりますので、今後、残っている業務のほうが全て標準化しましたら、その分も加算されるということになります。

○塩見みゆき委員 いろいろ国のほうもこうやってDXっていうかいろいろ、それとこういう一元管理を国がやるっていうことで、この間、何年もかけて進められてきているわけですけども、やっぱり私たちはいろいろその情報がどんなふうに使われるのか、法律自体も変わって、なかなか個人情報保護の面では緩和されてるし、さらには企業が利益のためにそういう情報を使えるっていうような心配する面もあります。そういうことにすごくたくさんのお金がいっぱい使われてるっていうことは、どうなのかなっていうことも思っています。

これを進めることで業務プロセスの改善につながるっていうことを常日頃、何が変わるんですか、何がメリットなんですかっていうことでお聞きしたとき、そんなふうに言われるんですけども。業務プロセスの改善という中身ですね、具体的に何がよくなって、住民にとって何がメリットなのか、ちょっとその辺を教えてください。

○安倉弘志デジタル政策室主幹 標準化に伴って、まず業務負担の軽減ということがうたわれています。標準化をしますと、標準仕様書っていうものに基づいて業務を行う必要が出てきますので、そちらについては、業務フローの改善っていうのが職場でまずされることになります。一定の業務改善っていうことが出てきます。

また、標準仕様書っていうことにつきますと、今までであれば各自治体ごとにシステム構築してたものが、それが統一されたシステムになっていきますので、そこに対して個別の改修っていうのじゃなくて、国のほうの仕様書に基づいて各ベンダーが改善することによって、そういうシステム改修の自治体職員の負担が減ると考えております。

○塩見みゆき委員 いろいろ業務としては確かに改善

されるところがあるのかもしれませんが、住民さんにとってそれがどんなふうにもメリットになっていくんでしょうか。

○溝口英毅デジタル政策室主幹 先ほど安倉主幹のほうから申し上げましたとおり、標準化ということで、いろいろなシステムが統一されていくと。これに伴いまして、システムを開発している業者さんにとっても、そういったいろんな基幹系システムがデータをもらうであるとか、仕様が統一されてくることでいろいろなサービスを開発して、各自自治体へ売り込んでいくということが可能になってまいります。

例えば、窓口で書かない窓口システムとか昨今、フロントヤード改革の分野で出てきておりますけれども、こういったいろんな便利なシステムがどんどん導入されてまいりますと、市民の方も直接受益をするような形でシステムが整備される、それもまた標準化の効果の一側面かと存じます。

○塩見みゆき委員 この書かない窓口っていうのも、なかなかうまくは行ってないっていうことも聞いてますし、それが本当に何か住民さんにとってメリットなのかな。結局、今、市民課の窓口なんかでも民間委託になって、もちろん慣れてないっていうことをこの前も本会議の質問でもおっしゃってましたけれども、常に働く派遣会社の社員さん変わるわけやから、慣れてないっていったら、もう慣れてないことの連続にもなりますし。やっぱり何よりも個人情報を扱う場所で単に書かないからそれが住民さんになんかすごいメリットかなと。なかなかそこら辺の判断っていうのはあれなんですけど。

一方で、やっぱりこういう情報といいますか、インターネットなりデジタルのいろんなことに不慣れた市民の方なんかもおられるわけで、そういうところについての対応というのはどんなふうにお考えですか。

○谷口博之デジタル政策室参事 デジタルディバイドの対応、一般的なお話かと思いますが、我々、デジタル政策1.0のほうで、デジタルディバイドに関する取組を全庁的に推進すべきという観点で掲げておりますので、それを各横串の計画という点で、各所管が、特に福祉分野等で推進するという観点も

ございますので、当然、我々その辺りも調査もしながら、広報にも協力しながら推進していける体制のほうを日々検討して進めていっているところがございます。

○塩見みゆき委員 それと、もしも業務がいろいろ効率的になって、5人いたところが4人でできるようになったよとか、3人でできるようになったよということになったら、その二人の方がやっぱりそういう福祉の職場とか、直接市民といろいろ話をしたり、市民の支援に入らなければいけないところに行っていて、そこを手厚くするとか、そういう形であつたら市民サービスの向上なり市民にとってのメリットってということにはなると思うんですけども。そういう職員定数についても管理をされてるところですからね、そういう形で職員の方を振り分けるといふのかな、そういうお考えはありますか。

○吉川祐輝企画財政室参事 もちろん委託をしたり、DX化で職員がそんなに要らなくなるってところは出てきて、それはそれで減の要素としては出てくるかと思えます。

一方で、行政需要というのはそれぞれやっぱり出てくるものでございまして、そういったところにコア業務と言われてるところにその方を配置していくってところで、職員数を増加させることなく、一定に保ちながらいろんな財政、行政需要のほうに対応してまいりたいと考えております。

○塩見みゆき委員 そうです。もう、ここデジタル化進んで、もう人少なくていいわっていうことで削っちゃうということではなく、やはり本来の自治体としての役割が必要なところを手厚くしていただいて、市民に喜ばれるように、それは考えていていただきたいと思っておりますのでお願いをしておきます。

次に、頂いた資料で、財政調整基金の推移ということで頂いています。

期首残高っていうところでは約78億円、それぐらいになってるんですけども、また出納閉鎖というか決算後にはどれだけかここにも積み増しがされる、繰入れっていうのかしら、されると思うんですけど、現在は見込額ということになってるんですけど、大体例年の感じからいうと、どれぐらい繰入れ

ができるのかなって辺りではいかがですか。

○板谷康次企画財政室主幹 委員おっしゃいますとおり、今お示ししている令和8年度が一番右上の78億円というのが、見込みの期首残高、予算ベースの残高でございます。この後、出納閉鎖までの間に収支固まっていきまして、繰り入れする場合は繰入額が固まると。

そうなった場合に、例年でいきますと、大体近年だと30億円台から40億円台の残高繰戻しがございます。例年どおりだとその程度になるのかなと推測しております。

○塩見みゆき委員 じゃあ、少なく見積もったとして30億円で、108億円ぐらいということになりますよね。

この間、確かに頂いた資料を見るだけでも、コロナがあつたり、そういうこともありましたので、国からいろんな対策を取ったことについては交付金があつて、また歳出の方では抑えられたってというので、23年、24年ぐらいってというのは積み上げて、何ていうのかしら、積み立ててきたというか、額的には大きくなってはきたと思うんですけども。それは、何かどうも吹田だけではなくて、全国的にもやっぱりどこの自治体もそういうような傾向があるみたいなんですね。

一方では、これからどうするんだって、どんどん減らしていつてどうするんだというようなこともあるかもしれませんが、うちの会派はやはり不測の事態に備えて、いろいろ財政の安定した運営が行えるように、そういう不均衡を調整するというそういう意味のものですから、必要なときには、やはりしっかりこれも活用していただいて、市民の生活を支えていくってことが大切だというふうに考えています。市としては、今の傾向といえますか、どんなふうにお考えでしょうか。

○中村暢之企画財政室参事 近年の収支状況を見ますと、市税収入と一般財源の堅調な伸びもある中、それ以上に経常経費が伸びているという現状もございます。

そんな中どうしてもやらないといけない取組、これまで続けている建設事業もそうですけれども、今

年度につきましても子育て世帯、子供への支援の充実というの図っておりますので、いかに経常的な経費も抑えながら必要な取組を実施していく。なおかつ、そこには市税収入の伸びとかも適切に見込んでいかなければいけないと思うんですけども、その辺をトータルで見極めていきたいというふうに考えております。

○塩見みゆき委員 今もおっしゃったように、必要なときにきちんと必要に使っていただくということで。

先ほど柿原委員のいろんな項目別といいますか、予算の資料も見せていただいたんですけども、何かすごく突出してることではないんですけども、ただやっぱりいろいろ細かく見ていくと、建設というか土木関係とか、それから今でいういろいろな建物の建て替えとかそういうのがありますけれども、一定建物については、公共施設の最適化に従って年次的な計画がありますから。でも、それについても、大規模改修くらいかなってというのが、建て替えやら集約化になってるものもあるのかなと思ったり、すごい唐突感が否めないような道路の整備があったり。長い間、市民の方からの要望がいろいろあると、それがかなったんだなみたいなね、私たちにもよく分かるような、そういう工事とかいうのもあるんですけども、あんまり何か聞いたことがないけど何でかなみたいな、そんなものもたくさんあるとは思いませんけれども、ちょこちょこあるのかなとか思って。

だから、使うほうについても、やっぱり本当にきちんとした何か判断っていうのかしら、入るほうはおっしゃったように、今、税収もそれなりに上がっていますし、決して財政的なそういう意味ではマイナスではないんですけども、使うほうの、出る側のほうについても、やっぱりそこら辺の精査っていうのは必要なかなってようなことは思います。

次、物価高騰対策のメニューについても、この間のメニューについて出させていただきました。

それで、これについては、この間の補正予算のところなんかのやり取りもありますので、何を基準にしてっていうか、何を判断基準にしてそういう物価高騰の対策を考えていかれるかっていうところで、

一つは国の推奨メニューみたいなものもありますし、あとはやはり市民がどれぐらい困ってるとか、どういう人たちが困ってるとか、そこら辺を市の職員の皆さんにはやっぱり把握をしていただいて、本当に困っている人に、みんな困ってるんですけどね。だけでもその中でも特に困っている人を、やっぱり実態を把握するっていう意味では、行政経営部の皆さんには、いろんな部の室課の職員さんからそういう様子を聞きながら、また要望を聞きながら決めていただきたいなと思うんですけども。

まだ恐らく、なかなか今回の対策で改善するっていうようなものではありませんので、これからも必要になってくると思うんです。国のいろいろ交付金の動きとかもあると思うんですけども、その辺りについて、少し前の補正予算のことも踏まえて、その対策をどんなふうにしていこうと思っておられるのか、ちょっとそこをお聞かせいただいてもいいでしょうか。

○大塚猛志企画財政室主幹 議会の答弁と一部重複するところもございますが、今回の支援につきましては、子育てであったり、地域経済の寄与といった辺りに重点を置いての事業構成とさせていただいております。

今後につきましては、一定、国の動きであったり、また同じような交付金があるのかといったその辺りの動きも踏まえつつの判断になってくるのかなと思うんですけど、また必要に応じて検討のほうを考えてまいりたいと思っております。

○塩見みゆき委員 広くやはり市民の声を聞くというか、市民の実態を把握するっていうことは、それぞれの担当に、市民の方と関わっている部署の職員さんにも十分そこら辺は丁寧に把握していただきたいし、そういうところに耳を傾けて、対策については皆さんに検討いただきたいなというふうに思います。

それと、第5次総合計画については、大体各年度でどれぐらいのお金が必要になるのかなっていうことで、その表も頂きました。

それで、改定をね、今、第4次の分も中間の見直しっていうのをされて、改定されてるんですけども、今度は第5次総計の作成ということで。第3期のま

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません

ち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と併せてされるということになってると思うんですが、この策定支援業務っていうのを行うのは、この二つの計画です、その策定を担う事業者っていうのは、同じところがするっていうことでもいいですか。

○安部聖子企画財政室主幹 両計画を一体で策定いただくというような形で考えております。

○塩見みゆき委員 それは1者になるんですか、1事業者というのか。

○安部聖子企画財政室主幹 委員、御認識のとおりでございます。

○塩見みゆき委員 参考資料のほうには、年度別の作業が書かれてるんですけども、今年度でいいますと、7月に業者選定をされて、それから第4次計画の検証と課題抽出、人口推計の案を作成されるということですけども、ここは検証とか課題抽出っていうのは、これはどんなふうにするのか。これ事業者が何か調査というのか、アンケートを取るとかそういうことになるんですか。あまり細かいことまではあれかもしれませんが。

○河内僚一企画財政室参事 こちら第4次計画の検証と課題抽出でございますが、契約しました事業者が行うものと考えておまして、第5次計画をつくるということで、第4次計画の振り返りをするということがまず最初の一步かなと考えておまして、それを令和8年度に行う予定と考えております。

○塩見みゆき委員 検証をその事業者がやるっていうのが、どんなふうにするんですか。数字的なことは割としやすいのかなと思うんですけど、どんな検証になるんですか。

○河内僚一企画財政室参事 こちら、検証を行うんですけども、主には基礎データの分析を行う予定となっております。それは、今までのつくりました人口推計の進捗でありましたり、本市と社会情勢等との関係を分析するっていうのが主な内容となっております。

○塩見みゆき委員 分かりました。またおいおいお聞きしたいと思います。

それで、市民意見の聴取っていうのが来年度で出てきたり、パブコメの実施とかいうこともあるんで

すけども、要所要所では市民の意見も聞くようにするっていうことでしたか、こういう、この策定の過程も公開をしつつ、市民の方の意見も取り入れてっていうようなことも言われてたと思うんですけども、ちょっとその辺りをもう少し具体的にお聞きできますか。特に、2027年度の市民意見聴取ってあるんですけど、それについてはどんな形でされようとしているのか。

○安部聖子企画財政室主幹 市民意識調査やアンケート調査のほか、若い世代の方からも御意見を頂きやすいようにSNSの活用なども検討をするのですとか、あと、事業者のほうから市民参画の手法を御提案いただいたり、子供、若者の意見表明に関しての庁内の検討状況なども参考にしながら、手法については検討してまいりたいと考えております。

○塩見みゆき委員 その辺りも、今のいろいろな媒体っていうか、そういうのも使いながら、今後、事業者の助言も頂きながら決めていくっていうことで。今、確たるこれでやりますよっていうことではまだないということなんですね。分かりました。

パブリックコメントなんか何回かいろんなところで言わせていただいているんですけど、単に聞きましたよっていうことではなくて、やっぱりしっかりその聞いた意見が反映できるような、そういう聞き方もしていただきたいし、聞いたからにはやっぱり取り入れていただくっていうか、そこら辺は丁寧にやっていただくようお願いをしておきたいと思います。

○乾 詮副委員長 よろしく申し上げます。まず、頂いた資料から質問させていただきます。

企画財政室資料の地方譲与税から交安交付金までの予算積算の根拠を頂きました。それぞれ国資料で対前年度比で当初見込みで伸ばしておられるということなんですけど、補正予算見てましたら、当たらずとも外れずとも、相当に大きくはぶれなくとも、一定、数億円程度減収していたり、特に地方消費税交付金や交付税については10億円以上のぶれが生じて増収というような傾向になっているところなんですけど。積算について、この辺りあんまり当たってないですよ。もう、ほぼほぼ当たったという感

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません

じやなく、ええにも悪いにも外れてる感じで。この積算の見直しというのはどうなんですか、果たしてこの前年当初予算に国が示す地方財政計画の歳入の伸びを掛けているような状況が続ける以外に積算方法ってというのは考えられないですかね。

○板谷康次企画財政室主幹 副委員長おっしゃるとおりなかなか見込むのが難しいところでございまして、こちら2月定例会で御提案してます最後の補正予算で一定、当該年度の実績に基づいて積算し直して増額補正の対応をしておるところなんですけれども、それでも結局は決算とぶれてしまうというぐらい正直見込むのは難しいところでございまして。今のところ客観的な根拠として、予算提案できる、予算提案に足りる根拠というのが国の地財でしかないのかなと思っておりますので、算定方法の見直しが今のところいい案は見つかっていない状況でございまして。

○乾 詮副委員長 一般財源としての歳入の見込みっていうのは非常に重要な面もあると思いますので、またその辺の努力をよろしく願いしておきます。

次に、財産運用収入の内訳資料を頂いた中で、2点、まず先に確認をしたいのが、泉町用地について、これは南保育園の建て替えに関する用地の借地料かと思うんですけど、月数とか見込みの内訳ですね。もう1点は、健康まちづくり室の岸部新町用地、これ高齢者住宅の貸付けかと思うんですけど、貸付けだとならば、地域福祉基金へこの貸付収入をまた基金に積み立てていくとかいうような仕組みを取られてたかと思うんですけど、その辺について内容を教えてください。

○大塚猛志企画財政室主幹 まず、子育て政策室の泉町用地の件なんですけれども、副委員長おっしゃっていただきましたとおり南保育園の仮園舎建設のための貸付けというふうに聞いております。

貸付期間なんですけれども、令和8年度の10月から半年間を想定しております。ただ、このうちの3か月は全額を減額、残りの3か月につきましても75%減額予定というふうに聞いております。

○乾 詮副委員長 岸部新町のほうは分からないですか。

○小柏 円企画財政室主幹 副委員長おっしゃいます

とおりのウェルネス住宅の土地でして、平成27年に約5億円で地域福祉基金を繰り入れて購入をした土地でして、今現状、50年間で貸付けをしているものとして、年額約1,000万円ほどで貸付けをしている最中です。

一応、今現状では約8,000万円弱ほど貸付金が戻ってきているというような形でして、そちらを地域福祉基金のほうに積み立てているというような状況でございまして。

○乾 詮副委員長 次に、同じ資料の中の教職員課の旧教育会館への貸付収入があるんですけど、教育会館ってもうかなりな老朽化して資産価値も、これももう台帳の備忘価格ぐらいしかついてなかったかと思うんですけど、まだ今後もこの収入を得られるような貸付けは行われる予定なんですか。

○小柏 円企画財政室主幹 資産価値という点では、やはり昭和30年代頃に建てられた建物で、非常に古い建物ですので、価値という点ではなかなか落ちてきているところではあるんですけども。実際に、今、現状でほかに活用したい旨の申出とかもなく、かつランニングコスト的な面、管理経費なんかも一応、借りている側の方が負担をするということになっておりますので、市として一定コストがかからないような状況になっているので、現状では貸付けを続けていくというところで聞いております。

○乾 詮副委員長 この点については、こちらで聞くよりも、また今後、財産の在り方、活用の在り方についてそちらのほうで質問していきたいと思います。

次に、また資料頂いた分の雑入の内訳のところでお伺いしたいところがありまして、一番最初に上がっている派遣職員人件費負担金収入は、これはどちらへ派遣された人件費の負担分を、どちらから頂いたものでしょうか。

○大塚猛志企画財政室主幹 派遣職員人件費負担金収入なんですけれども、複数内容ございまして、NATSの派遣で1名分、輪島市の派遣で3名、国立循環器病研究センターの派遣で1名、消防学校派遣の2名の計7名分のもので聞いております。

○乾 詮副委員長 以前、輪島の派遣の件については、大阪府と話をされて特別交付税に算入されて、特別

交付税で頂いておられるというようなことも聞いて
ましたけど、今回の予算ではきっちりと輪島市から
本来、法律に基づいて受援を受けたその団体から歳
入するというので、こういう予算計上をされてい
るということによろしいですか。

○大塚猛志企画財政室主幹 副委員長おっしゃるとお
り、輪島市のほうから歳入を受けているものでござ
います。

○乾 詮副委員長 もう1点、同じ資料からお伺いし
ます。

雑入の中で下水道の負担として、光熱水費の下水
道部負担分、被服の下水道部負担分、財務会計シス
テムの下水道部負担分ということで、総務室や人事
室、会計室からこの雑入を下水から受けておられる
予算が計上されてるんですけど。

企業会計になってこういう負担が必要で、下水道
部から企業会計の負担として一般会計が収入する
ところだと理解するんですけど、本庁舎のフロ
アの貸付けについて、これは下水道部に負担は求め
ておられないのでしょうか、いかがですか。

○大塚猛志企画財政室主幹 現状、負担を求めてない
状況でございます。

○乾 詮副委員長 一般会計も、やはり収入について
しっかりと収入確保していただかないといけないと
思うのですが、下水道部から本庁舎フロアの負担を
求めている根拠、考え方ですね、それを教えてい
ただけますか。

○大塚猛志企画財政室主幹 本庁舎のほう、行政財産
となっておりますのでその使用許可につきましては別
法人に対して行うものとなっております。

下水道部のほうは本市から独立した法人格を有し
ていないということもございますので、使用許可の
対象としておらず、負担については求めているとい
う整理を行っているというふうに聞いております。

○乾 詮副委員長 今後、やはり収入確保という点と、
企業会計と一般会計、はっきりと区別していくつて
いうところ。過去には、下水道部が正雀処理場の跡
地を一般会計に売却した際に、一般会計も何十億円
か相当の負担で下水道特別会計、当時は特別会計だ
ったと思うんですけど、特別会計から一般会計がそ

の用地を購入するというので、その金銭のやり取
りについては会計間できっちりされてたと思います。

今後、一般会計の収入確保という観点からは、見
直しをされてはと思うんですけど、その辺はどうお
考えでしょうか。

○中村暢之企画財政室参事 今回、令和8年度当初予
算編成に当たりまして、もろもろの見直しをした結
果、先ほど御説明したフロア代については対象外と
したものでございます。

今後、負担を求めていくのが、中身としましては
電算処理分担金、本庁舎の光熱水費、職員の被服、
人事給与システム、人材マネジメントシステム、文
書管理システム、財務会計システム等々について負
担を求めていく予定です。電算処理分担金の一部と
財務会計システムについては、従前からの負担をい
ただいている分でございます。

ですので、全体的な見直しを図った上で、先ほど
のフロアの分については整理をしているというこ
ろで御理解いただきたいと思っております。

○乾 詮副委員長 またこれは、今後も負担を求めて
いかれるかどうかの考え方は、押さえていきたいと
思います。

次に、予算書関係から質問させていただきます。

予算書ですね、一般会計予算書の320ページのと
ころで、職員の人件費についての表がありまして、
これ人事に聞きましたら、定数管理のほうで質問し
てほしいというような趣旨でしたので。

会計年度任用職員を除いて37人の職員が対前年度
で増加しているところとなっているようですが、先
ほどから他の委員も御質問されてたりするんです
けど、DX化や窓口委託、そういうことで職員の減
員をした内容、それからまた働き方改革、本会議
での部長答弁でも働き方改革での職員の対応の増
員要素等があったというような答弁があったと思
いますが、その辺の今回、令和8年予算人員につ
いてどういうものが令和7年より減らして、そし
て増加要因として増やしたものの、この内訳を教
えていただけますか。

○中田夏葉企画財政室主査 令和7年度から令和8
年度にかけて、職員定数の増減の内容でございま
すけ

れども、まず増のものとしましては、保育教諭の配置基準の見直しのほうでおよそ19名の増がございます。また、予備定数の拡充分としまして7名の増と、消防本部のワーク・ライフ・バランスの充実の対応としまして6名の増などがございます。

減の要素としましては、市民部の窓口定型業務の一部委託に伴いまして7名減がございます、また国勢調査の対応終了でありますとか、選挙事務の対応終了のほうで5名ずつ減がございます。主な要素については以上でございます。

○乾 詮副委員長 性質別資料、他の委員が要求されてた資料とかを見ましても、人件費っていうのがかなり増員要素とそれと性質別に占める割合、義務的経費に占める割合、そういうことから考えますと、今後の財政の硬直化の要因の一つとして改善していく必要もあるかと思いますが、なかなか職員についていきなり人数を減らすなんていうのは難しいことだと思いますので、総人件費の在り方の考え方で、今後どのように考えておられるか、その点について教えてください。

○吉川祐輝企画財政室参事 総人員につきましては、今の現有の定数を増やさない中で、新たな財政需要にも対応していくということの一つと考えてございます。あとは、指標等を定めまして、例えば住民1,000人当たりの職員数であったりというところで、その辺りを中核市平均並みにしていくとかいうところの目標を持って進めさせていただいているところです。

人件費につきましては、これも中核市平均並みには思っているところがございますが、何分、給与改定とかがかなり大きなものがございますので、金額ベースでどこに持っていくっていうところは、特に持ち合わせてございません。

○乾 詮副委員長 また経常収支比率とか影響するところの総人件費の在り方も、十分、今後注意していただきたいと思います。

一般会計の予算書の336ページからお伺いします。

1等級職員が対前年度比で2名減員されてますけど、これは部長級を2名減らす予算となっているということでよろしいのでしょうか。

○宮崎直子行政経営部次長 こちらの表、定数ということではなくて、実際に60歳の役職定年を迎えられる方とか、そういった状況を見た上での人数となっております。

○乾 詮副委員長 部長級職員で役職定年を迎える方が、たしか2名いらっしゃったのかなと思いますし、その辺、部長級職員について、予算上もしくは今後の考え方として、理事とか減らしていられるお考えがあるのかどうか、また予算に反映されているのか、いかがでしょうか。

○宮崎直子行政経営部次長 部長に限らずですけれども、まず役職者の考え方としましては、ピラミッド型ということで、上が多いとかいうことではなくって、部長、次長、課長っていう形で徐々に下が増えるような形での構成っていうのをもちろん考えてございます。

それから、今回、定年退職になる方っていうのは、任意職の方になるかと思っておりますので、そういった意味での二人の減というようなあたりになっているかと思っております。そういった任意職につきましては、特命事項があるようなときといったような形で整理をしておりますので、そういった形での配置の仕方っていうものは、配置につきましては人事室にはなるんですけども、そういった考え方については共有をしておりますので、そういった形で出てくるものかというふうに考えております。

○乾 詮副委員長 役職手当とかのこともあるでしょうし、他団体と比較して部長級、次長級、課長級が多いのか少ないのかっていうところでも、十分な精査が必要などころがあると思っておりますので、よろしくお願いします。

少しまた質問の内容を変えまして、今回の財源補填として財政調整基金を大きく取り崩して繰り入れた結果の予算となっておりますし、補正予算を見ましても財政調整基金の繰入れの戻し額についても、本会議でも質問させていただきましたが、その後の予算残高の見込みとしては19億円少々しか残高として予算編成後残らないという環境にもありますので、今後は、先ほど他の委員の質問の答弁にもありました30億円ぐらいが決算で戻ってくるだろうという予

測をしたとしても、49億円というような残高、当初予算後の決算を受けての残高が49億円ぐらいたなれば、今後の補正をどう見込んでいかれるか、今後、補正の財源という対応はどのように考えておられるんでしょうか。

○板谷康次企画財政室主幹 まず、現状19億円ほど残っているところで、5月補正については、こちらで対応ができるかと思っております。

そもそも第4次総計で定めておりますところでございますと、標財の5%というところにはまだ19億円では至っていないところでございますが、先ほど申し上げた決算での戻りを加味しますと、残高は標財の5%まで達するものとは見込んでおまして、こちらで一定、必要額は満たされるのかなというふうには考えております。

○乾 詮副委員長 そうすると、5月補正は対応できるけど、5月補正のときどれだけ財源補填されるかだけど、標財の5%の四十四、五億円というあたりの残高は確保されるんでしょうけど、その後、9月補正、11月補正というふうにならなると、結果的にはやはり以前からこの場でも答弁されてる標財の5%の確保というのが維持できない状況下に令和8年度もあると思うんですけど。この状況、本会議でも聞きましたけど、これまでの答弁とそごがありますよねと。5%を確保できたらいいんです、そこは死守されるのかなと思ってたんですけど、どうですか。

この令和8年当初予算を組んだ後、また決算の後、49億円か50億円かというような程度の財政調整基金の予算残高を確保されたとしても、その後、財源手当を補正予算の際に臨時財政対策債に求めることは難しい、5%を確保するには難しいと思いますので、今後、補正対応についてはよほど抑制されるのか、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○板谷康次企画財政室主幹 第4次総計で定めております5%の想定でございますけれども、災害や感染症等の不測の事態への対応を含む年度途中での補正予算分という想定でございますので、5月補正に補填をして5%を下回るという部分も一定想定されているものなのかなと思っております。

○乾 詮副委員長 大分厳しいっていう、御答弁も苦しいような気がしますので、我々から、議会からとか、どこから押しつけられた指標じゃなく、行政の側で考えられて総合計画の中で財政運営のための指標として定められたものですから、そこについてはやはりぶれることなく、その指標、目標達成、達成が難しいという中でも、どのようにして努力をされるのかっていう姿勢をお示しいただきたいと思うんですが、行政経営部長いかがでしょうか。

○今峰みちの行政経営部長 財調残高の改善、回復といったところの課題認識は持っております。総合計画の指標で示しているところとの近年のいろんな経済対策含めた財政需要への対応の中で収支が厳しくなり、その指標が目安として持っておるところに至っていないというところは、重く受け止めてはおりまして、その財政需要への、今後も対応は必要ですし、収支改善を図って、どう不測の事態等に備えていくのかっていうところとの均衡、バランス感覚を大事にしながら持続可能な財政運営に努めてまいりたい、このように考えております。

○井上真佐美委員長 理事者から先ほどの乾副委員長の質問に対する答弁の訂正について申出がありますので、ただいまから発言を受けることにします。

○大塚猛志企画財政室主幹 先ほど副委員長に派遣職員人件費負担金の内訳のほうで、人数のほうを消防学校派遣2名というふうにお伝えしたんですけども、1名の誤りでございました。申し訳ございません。それに伴いまして、合計も7名から6名になります。

○井上真佐美委員長 ただいま、理事者から発言を訂正したい旨の申出がありましたので、許可します。

引き続き、質問があれば受けることにします。

○泉井智弘委員 今、いろんな質疑聞いてちょっと思ったんですけど、会計年度任用職員の話であったりとか、人数全体を増やすことなく配置を考えていくっていう話もあったんですけど、働き方改革とかでももちろん人員が必要になってくるっていうのは分かるんですけども。

それにしても、委託であったりとかデジタル化が進んでるわけじゃないですか。その中でまず財政というか、人件費に係る部分というのはかなり大きく

なっている中で、人件費、そもそもお金がかかるから委託とかしてるわけですよね。効率化を図るためにデジタル化してるわけじゃないですか。それで、何で人が減らされへんのかっていうのがちょっと理解できないんですけど、じゃあ、何のためにやってるんですか。そんなにほかの配置にそれだけの人員が必要になってるってことなんですか。

○吉川祐輝企画財政室参事 ただいまの質問に対して、例えば先ほどうちの中田のほうから御答弁させていただいた保育士配置基準の見直しにつきましては、令和8年度だけで19名増員しなければならないというところで、保育士の定数については増員傾向にございます。ただ一方で、ある程度全体をキープしておりますので、事務職の職員数とかは逆に減少となっているところとかございますので、一樣に同じ数字を目指すとは言いながらも、必要なところに置き換えるような形にはなっていることになってるかなと思っております。

○泉井智弘委員 学童とか保育士とか、その辺分かるんです。そもそも足りへんし、足りへんというか辞めるんで、何が原因か分かんないんですけど。そこに増員というか補強していかないといけないというのは分かるんですけど、じゃあ一般事務のほうでどれだけ減らしたんかっていう人数の把握はされてるんですか。

○中田夏葉企画財政室主査 事務職につきましては、令和8年度は令和7年度と比較しまして18人の定数減となっております。

○泉井智弘委員 1増ですよ、今の話だけでいうと。じゃあ、これ5年前、10年前と比較してますか。多分、後藤市長になったときに一般の正職のほうですよ、採用人数増やしたと思うんですよ。会計年度、パートとかアルバイトとかっていう括りになってたかと思うんですけど。

あと、もう一つ聞きたいのが、会計年度任用職員さん、総務の人事室のときかな、話がちょっと出たと思うんですけど、一般職員さんと同じ仕事をしてるっていう話が出てきたんですけどね。これは、行政経営部に聞いていいのか分かんないんですけど。それは人事か。同じ仕事なんてしていいんかなって

いうのが、仕事の内容によるんでしょうけどね。それはいいですわ。

取りあえず、人に関してはもうちょっと、何か腑に落ちへんところがあるなっていうのは伝えておきます。

ちょっと質問変えます。あとは市民病院の負担金、11億円、12億円出てると思うんです。ちょっと前まで8億円ぐらいでしたよね。それ行政経営部としてお金を出すって決めるじゃないですか。根拠はあると思うんですよ、これだけ必要だっていう。これは僕、過去にも言ったことあるんですけど、僕はよく福祉部のことを言うんですけど、言われたことをどう調査してそれを決定づけているのかっていうのは、市民病院に関しては、どこをちゃんと見て、経営状況であったりとか、いつまで負担するんかなっていうのが正直な意見なんですよ。

先日の健康福祉常任委員会の質疑、市民病院の方、来られてたかと思うんですけど、黒字化になったっていう話。黒字になったか、何かそんなニュアンスで言ってたと思うんですけど。それは、この市からの負担金、交付金を入れて黒字なのか、入れずに黒字なのかとか、経営状況というのは確認されてるんですよ、もちろん、市民病院の。言われたから出してらっていうだけじゃないですよ。

○宮崎直子行政経営部次長 もちろん言われたからということだけではなくて、実態であるとか、法的根拠も含めて、計上されたものを確認をして判断しております。

今、委員おっしゃった黒字化については、恐らくコロナの、私も細かくは聞いてないんですけども、前年度ではなくてコロナのときに一時的に黒字になったことはあったという記憶はしておりますので、前年度、黒字にはなってないと思いますので、そういった部分は確認はしております。

○泉井智弘委員 聞いてたら、僕もずっと聞いてたわけじゃないんですけど、何か目標を高く上げ過ぎていつも目標達成できへんとか、救急搬送受入れがほかの病院より少ないとかね。いつも言うんですけど、病院の財政状況とかチェックを果たすに当たって、行政経営部の中に病院の会計を見れる方っていらっ

しゃるんですか、諸表。

要はもう一つ言うと、出入りする業者がいつも同じとこだとか、何かそういう話があったみたいなんですけどね。

いや、チェックしてお金を出すって決めてるんやったら、専門的に見れる、チェックできる人が必要じゃないですか。これ福祉部のときに結構言うたと思うんですよ。言われっ放しじゃないですか。ほんで、結局蓋を開けたら条例にも違反してるような補助金出してたわけじゃないですか。これ今に始まったことじゃないですよ、僕が今、言うてんのは。それも必要だという答弁もらってたんですけどね。毎年10億円、11億円、12億円って出してるわけじゃないですか。それなりの理由が必要ですよ。それこそ無駄遣いしてへんのかとかね。

もう一つ言うと、さっき副委員長の話で輪島市とか出向してるところからの歳入があったって話なんですけど、これ市民病院も二人行ってますよね。それは入らないですか、市民病院は。さっき名前、挙がってなかったですけど。

質問、今二つしてるんで、二つとも答えてください。

○大塚猛志企画財政室主幹 先ほど申し上げた歳入とはちょっとまた別の名称にはなるんですけども、地方独立行政法人吹田市民病院人件費負担金といたしまして、2,400万5,000円を計上しているものがございます。

○今峰みちの行政経営部長 御質問の前段のほうですけども、行政経営部はこの病院への負担金に関しては、健康医療部側からの予算要求を査定をするというような立場にございます。その査定をする立場でございまして、査定の中で病院、どこのというか、医療機関の財務状況などを専門的に分析できるようなスキルなりがあるような職員がいてるという状況ではございませんので、事務職としての知識、スキルの範囲の中で聞き取りをして、挙証資料等を確認をしながら金額等の妥当性を査定させていただいているというものでございます。

それは、ほかの部局からの予算要求に対する査定に関しても、そこは同じでございます。

○泉井智弘委員 何かそこがね、病院からしたら、もうしめしめなんですよ。言葉として適切か分かんないですよ、分からないですけど、簡単なわけですよ、場合によっては。だから、そこでちゃんと見れる人がいなかったら、ほんまに必要なかどうか分かんないじゃないですか。そういう経営努力してるかっていうのもちゃんと見ていかないとけないですし、もうそれやったらお金かけて会計事務所でも、監査法人でも入れたほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。ほんまに無駄がないのかっていうね。

○今峰みちの行政経営部長 査定におけるチェックの専門性のところというのは、なかなか大きな課題なんだとは思いますが、病院負担金につきましては、一定国の示す基準なども参照しながら、独法化する際、あるいは今回、独法化後10年たつ中で状況、変化等も踏まえた見直し等々を所管のほう、健康医療部からの要求を受けて査定をさせていただきました。

その中で、何ていうんでしょうか、丸々要求どおり、分かりました、要るんですねっていったような判断というのはしておりませんで、一定の精査を加えて抑制を図ったというようなことでの努力はしております。

○泉井智弘委員 だから、何回も言いますが、専門性がないのに何を抑制するんですか。どこが駄目だって言ったことあるんですか、じゃあ逆に。健康医療部から上がってきたことに対して、いや、ここはちょっとおかしいん違うかって行政経営部として健康医療部に言ったことあるんですか。いや、記憶の範囲内で。だって、毎年出してるんでしょ、これ。

○宮崎直子行政経営部次長 今回の健康医療部のこの病院の査定に関しましてはですけども、今回から考え方を改めて、収益性が実績ベースを基本とした形なんですけれども、それと収益差額の4分の3とするか2分の1とするか、そういったところにつきましては、本当に市として負担すべきものなのかどうかというところを突き詰めて議論をさせていただいて、この項目については違うんじゃないかというようなやり取りはさせていただいております。

おっしゃるように専門性について、これに限らずですけれども、課題であるところはあるんですけれども、各職員につきましては、やはり所管よりも詳しくあろうというような形でいろんな努力はしているかなというふうには考えております。

○泉井智弘委員 この件については、またちょっと興味も持ったんで調べさせていただきますけど。

あと、行政経営部っていうその行政を経営するっていう名前がついてるんですけど、さっきのこれも副委員長の質問で、岸部新町のこの歳入2,200万円でしたっけ、ウエルネス住宅が年間1,000万円入ってきてますっていう話あったじゃないですか。5億円で買ったんですよ。この50年で貸付けですよ。年間1,000万円ですよ。50年で5億円ですよ。5億円ですよ。5億円で買って50年かけて5億円回収するんですか。

○宮崎直子行政経営部次長 すみません、先ほどの岸部新町の用地のウエルネス住宅に関しましては、定期借地っていう形での土地の貸付けになっておりますので、その金額が50年間で名目上回収できるような形での貸付け、1,000分の20だったかと思えますけれども設定しておりますので、それで返ってくるということ。

それから、ちょっと先ほど補足をすればよかったんですけれども、2,200万円のうち1,000万円ほどは別のイノベーションパークの土地を貸し付けている金額というのも入ってございます。

○泉井智弘委員 何が言いたかったっていうと、5億で買って50年かけて5億円回収してどうするんですかって話なんです。企業って、これお金借りるとき、大体10年とか20年なんです。

じゃあ、ここを入札か何か分かんないですけど取った企業からしたら、言うたら毎月の支払い半額でこの駅前の土地を買い付けて、そこから運営費や経営した利益っていうのは全部企業に入るわけじゃないですか。そういう、市有地を使うっていうか、何かあまりにもちょっと安いとかじゃなくて、何かもうちょっと何とかなれへんのかなと思うんです、そういう考え方。

いや、別に企業さんにもうけてもらうんはいいん

ですけど、ただ、ここに入ってんのは別に市内企業じゃないじゃないですか。これが市内企業とかやったらまだ分かりますよ。巡り回って帰ってくるっていうのは分かるんですけどね。そういうわけでもないじゃないですか、運営してる会社。

だから何かね、ただ単に、何か行政経営部っていう名前ですけど、ただ単に管理してるだけじゃないんですか、言われたことを。っていうのを、何かもうさっきから話聞いてたらすごい思うんですよ。そのチェック機能一つにしてもそうですし、最終判断するところでしょ、こちらが、お金を出すかどうかっていうのは。いや、それやったらもうちょっと各分野の専門的な人を少しずつでも配置してとか、それができないんやったら、もうそれこそそれができるところに委託してとか。額が大きいんですね、この市民病院にしても。その土地利用にしてもですよ。

だから、そういう感覚をもうちょっと考えていただきたいなというのは、いろんな質疑を聞いて思うところなんで、ちょっとその辺はまた改めていただきたいなというふうに意見をしておきます。

○柿原真生委員 物価高騰対策についてちょっと改めてお伺いしたいんですけど、当初予算には提案をされていなくて、これまでもいろんな場面で、本会議等で物価高騰対策について吹田市として何かないんですかっていうことをお聞きすると、国からの財源がないとなかなかそれはないんですというような話で、先ほどの塩見委員の資料でも、ほとんど市は持ち出しをしてないというのがこれまでの実績やと思うんです。

ちょっと、金額が大きくなると確かに吹田市としてどこまでできるのかっていうのはあるんでしょうけれど、考え方をちょっとお示しいただきたいんですけどね。財源の話はひとまず置いて、前回は補正予算のときにありましたが、物価高騰対策として広く市民に還元できるように暮らしを支えていかなければならないというこの考え方は、国がやるんやということを前、おっしゃってたと思うんです。電気、ガス代のこととか言ってはったかなと思うんですけど。それでいいんでしょうかと思うんです。電気、ガス代とか、いろんなガソリン税とか、いろ

んな暫定税率とか、いろんなものは広く国民なんですけれど、それにプラスして子育て支援にという話でこの間あったと思います。

子育て支援を何でやるんかっていうことを聞いててたんじゃなくて、なぜそれ以外を支援しないのかっていうことをずっと疑問に思うわけです。素朴な疑問なんです。そこに対して、どのようにお考えなのか、ちょっと改めてお聞きしたいと思います。

○中村暢之企画財政室参事 基本的にはこれまでの御答弁で申し上げてきたとおりでございまして、国でする施策も踏まえた上で、市で対象者や迅速性等のバランスを見て予算提案をしてきたところでございますので、我々としましては妥当な予算編成だったと考えておりますし、今後につきましては、国の動きも注視して検討していくというところで変わりはございません。

○柿原真生委員 妥当な判断だと。ということは、今後また同じような、どうなるか分かりませんよ、今、世界情勢も非常に不安な状況になってますし。ただ、また国からほんなら財源示されましたって。妥当やって言うてはんねんやったら、また同じような内容が出てくると、そういうことですか。本当に生活が困っている人には、何かしないといけないっていう発想はないんでしょうか。

○今峰みちの行政経営部長 ここ数年の動向で申し上げますと、物価高が賃上げだったり、あるいは年金なんか物価スライド等で上がったりはしてるかと思うんですけれども、その、物価のほうが先行してて追いついてないよねっていうようなところっていうところでの家計支援の必要性っていうのが数度にわたる国の交付金という形で、地域でやってくださいということが出てきていると。それに対して、吹田市としてどういう判断をするんですかということが御質問の趣旨かと思うんですけれども、今回の妥当性ということは、これまで御答弁で申し上げてきたとおりです。

今後の財源がまた示されたときの考えというのは、そのときの状況に応じて適宜判断してまいりたいというふうに考えております。

○柿原真生委員 今、年金のことをおっしゃられまし

たけど、年金が上がってる率よりも物価のほうが上がってるんで、実質マイナスなんですよ。だから、そういう状況も分かってはると思うので、今回は令和7年度の補正で高齢者向けギフトカードっていう、年金生活者に対してはそういう形で、年金生活者っていうかデジタルディバイドっていう意味でそういうふうやっておられるのかなというふうに思うんだけど、年金ももらってない低収入の方、その方々がやっぱり取り残される。そのことが何ていうかな、吹田市の姿勢が何かそこに現れてるなっていうふうにごく感じられて仕方がないですね。

だから今後、財源が示されたら、またそのときはそのときで考えますよというお話なんで、今回提案されてませんから、提案されてないものをいろいろここであんまり長くは言えないんだけど、提案されてから言ったって遅いんでね、提案される前に言ってるんです。提案されたって、もうそれ変えようがないので。ですから、その点についてはしっかりと今後に検討していただきたいというふうに要望しておきます。

○井上真佐美委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第31号中、行政経営部所管分及び議案第19号中、行政経営部所管分に対する質疑は終了します。

○井上真佐美委員長 暫時休憩します。

(午後2時45分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○井上真佐美委員長 分科会を再開します。

次に、議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第9号)中、税務部所管分及び議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算中、税務部所管分を一括議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○後藤恭平委員 ちょっと債権回収の仕方について伺いたいんですけど、国のほうは民間委託とかも調査されて、してる自治体もあると思うんですけど、本市の検討状況というか、検討されたことがあるのかないのか、どこまで委託できるかどうかと

いう範囲も多分あると思うんですけど、その辺を教
えていただけたらなと思います。

○平井健一債権管理課長 民間委託の検討なんですけれども、大きく三つございます。例えば、弁護士先生であれば督促であったり、いわゆる法的事務というところができるんですけれども、そこ以外の部分に関しますと、ほか、サービサーっていう特定金銭債権、いわゆる貸付金だけは代理で取れるとかいうところもあったりするんですけれども、例えば、強制徴収公債権みたいな差押えができるっていうところに関しましては、基本的にはどこにもないというところになりますので、最終的な考え方として、もし法的な事務、支払い督促とかいうところも職員じゃなくて委託の形で進めるというところであれば、そういう委託っていうところもできるものだと思います。実際、水道部とかは弁護士名で催告等を送っておりますので、そういうところで効率化というか、委託のところというところは進めているところではございます。

○後藤恭平委員 何か意外にコールセンターが有効や
って書いてあったんですけど。また、その辺も検討
いただけたらなと思います。

それと、ちょっと債権回収のオープンデータを見て
たんですけど、生活保護法の第63条の返還金と第
78条の徴収金ってあると思うんですけど、生活保護
を受けてはる人の返還金とか徴収金って、普通に考
えたらそのまま生活保護を受けてはるから、そ
っから取ったらいいやんと思うんですけど、これが
取れないっていう実態が多分あるんだなっていうの
は分かるんですけど。これだから本市にいない人も
当然おるんやと思うんですよね。どっかに行ってし
まったとかっていう、ほかの債権も含めてですけど。

その辺、実態というか、大体がどっかの市に行っ
てしまったのか、それとも本市におるけど全然取れ
ないっていう状況になってしまっているのか、その
辺、所管と連携を取りながらどういった情報になっ
てるのかっていうのは分かりますか。

○平井健一債権管理課長 生活保護の部分に関しまし
ては、正直ちょっと悩ましい部分はございます。当
然ながら最低限の生活を受けるっていうところなの

で、例えば第63条、第78条というところに関しまし
ても全額を取るのではなくて、一定国がお示しして
いるような金額の範囲内で、例えば天引きをする
というようなところが今のところ関の山なのかなとい
うふうには思っています。

ただ、一方で第78条みたいところで、財産がた
くさんあったっていうようなものに関しましては、
場合によっては財産調査であったり、滞納処分とい
う方法も考え得るのかなとは思いますが、当然ケ
ース・パイ・ケースにはなりますので、今後、
向こうの所管のほうともそういうところに関しての
情報提供、連携というところはしっかりやっていき
たいと思いますので、適宜、財産と生活保護に関し
ましても、できる限りのことをしたいと思ってお
ります。

○後藤恭平委員 分かりました。ほかの市に行っ
てしまった人とか、遠くに行ってしまったとか、そ
ういうところにやっぱ民間委託の有効策が出るんか
ななっていうふうには思うんですけど。どっか行っ
てしまった人の市、例えば生活保護で亡くなられた
とか、このお住まいでなかなか払えませんという
ケースもあると思うんですけど、どっか行っ
てしまっただけでまた生活保護を受けてはるとか
いうケースも当然あるんやと思うんですよね。そ
の場合に他市との連携、債権、債務に関して、
当然、よその市で債務抱えて吹田市に来てる
っていうケースもあると思うんですけど、回収を
したいんですけどとかっていう、連携したいん
ですけどっていう問合せも今んとこあんまり
ないんですか。それと、こちらからもあんまり
そういうアクセスをしてないっていうような。

○平井健一債権管理課長 ちょっと生活保護間の他
市間連携というところに関して、すみません、ち
よっと明るくない部分ではあるんですけど、一
応、第78条とかいうものであれば、他市に照
会して住基情報とかで相手が行っている、そこ
に対して他市に照会して、生活保護情報を得る
ということに関してはできるのかなというふう
には思っております。

○中村大介税務部長 過去、生活保護を担当した
ことがあるのでかなり前の話になるんですけど、
移管されたケースで法第78条の徴収金の債権
が残ってい

る場合には、他市に移管された先の保護費の支払日などに担当と連絡を交わしまして、窓口で納付書を持って行って納めてもらうような連携を過去にしていたことがございます。

○**後藤恭平委員** ほかの債権も含めて、他市と連携取るって非常に重要なことなんじゃないかなというふうに思うんで。今、吹田市内では大分成熟してきた債権回収やと思うんですけど、まだそういういろんな手法が民間委託であったりとか、ほかの市との連携とかでまだ徴収率上げてったり、費用対効果も見ながら、高めていける部分もあるんじゃないかなと思いますんで、ぜひまた研究をお願いします。

○**藤木栄亮委員** ずっと先ほどの行政経営部とあと本会議で教育委員会のほうに学校徴収金の質問を継続しておりまして、去年の9月か11月どっか忘れたんですけど、議会で学校徴収金の未納世帯の問題で、未納分の問題で、生活保護世帯の代理納付制度を積極的に活用するべきじゃないかというような質問もしたんですけども、その後、この代理納付制度については教育委員会と何か協議されたという経緯ありますか。

○**平井健一債権管理課長** 学校徴収金に関しましては、今ちょっと公の債権にはなっていないというところはありますので、直接関与しているところではないのですけれども、先ほど藤木委員おっしゃったような中で生活保護からの天引きっていうところに関して、今後進めていくっていうところは教育委員会と確認したところでございます。

○**藤木栄亮委員** 今、予算で700万円ほど市から未納分の貸付けということで、予算案が提案されております。だから今後は、私会計、私費ということではなく、公金が、公会計制度に2年後に移行するということなんで、その暫定措置として2年間貸付けという、短期貸付けという形で今、市のほうは考えて、結局、保護者のお金の肩代わりを市民の血税でしたというだけのことなんです。返したらそれでええ話なんですけどね、貸付けですからね、2年後に一括、3年後か、一括返還するという制度設計で今、予算案が提案されてるんだけど、公金が投入されるということで、今後、やはりそこはもっとこれ

から今、私費だということだったんですけども、来年度から公金が投入されるという予定ですので、ここはもっと連携を密にして今後、積極的に制度の活用、何かいろいろやはり教育委員会もその辺はまだ分かってないところもあるので、いろんな知恵を、知恵というか連携を取りながら進めていただきたいということを申し添えて、取りあえず終わっておきます。

○**柿原真生委員** 新年度から債権管理課が債権管理室になるということなんですけれども、これによって具体的に何が変わるのかお答えください。

○**平井健一債権管理課長** まず、なぜ債権管理課を室にするのかっていうところからちょっと説明させていただきたいと思います。

債権管理課ができて、昨今来、指導、助言というところもしましたし、場合によっては債権を移管して取ってきたというところもあります。その甲斐もありまして徴収率だけで申し上げるものではないと思いますけども、徴収率は大分上昇したというところでございます。

ただ、ほかはじゃあ全部完璧にできてるのかと言われると、まだまだ、例えば強制徴収公債権に関しまして、まだなかなか滞納処分まで至っていないということもございまして、また昨年度、債権の包括外部監査もありました。そこで、様々な御指摘を頂いているところでございます。そこに対してしっかりと措置もしていきたいというところでございます。

そういうところも踏まえまして、当然、措置をするには全庁的にしっかりと指導、助言をしていくというところであったりだとか、それぞれの各所管の担当だけでなく、長に対しても指導、助言をするというところもありますので、長の指揮、命令系統を上げるというところを踏まえて、今回、室とさせていただきます。

具体的に何が変わりますかと言いますと、指導、助言を強化するというところで、特別何かするということではないのですけれども、先ほど申しました特定の債権の所管の担当職員というところに関しまして、債権管理課に職員を定数移管させていただ

いて、また所管兼務という形で債権管理を担当するところをしっかりとまず明確にしたと。その兼務職員を通じて、しっかり指導、助言をして、その課題のある室というところの債権管理の部分をしっかりと進めていきたいというところがございます。

○**柿原真生委員** 今の話で大体理由はよく分かりました。一つは、定数移管ということで、まず職員の体制が兼務だけでも一応、増えるということですね、室になるに当たって。

それと、どこの部局から兼務発令で来ていただくのか、そこはもう決まっていますか。

○**平井健一債権管理課長** 兼務する所管につきましては、一定、案を示しておりまして、一応、考え方といたしましては滞納処分が不十分な強制徴収公債権を所管しているところ、あとは包括外部監査において指摘事項が多かった所管というところを鑑みまして、保育幼稚園室、高齢福祉室、生活福祉室、国民健康保険課それぞれの職員の担当職員を移管させていただきたいというふうに、今、案として考えているところでございます。

○**柿原真生委員** 今のお話ですけれども、債権管理課のオープンデータも大体所管ごとの、所管ごとというか、債権ごとといったらいいんでしょうか、国民健康保険料とか後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料っていう分類で出しているのを見させてもらったので、多いところが今おっしゃられているように移管するのかなと。

プラス生活保護に関しては、これ今までは債権管理課のほうには移管をされてないということで、資料には上がってないのかな、そういうことでよろしいんでしょうか。

○**平井健一債権管理課長** 委員おっしゃるとおり、生活福祉室の生活保護の債権に関しては、移管は行っていないものでございます。

○**柿原真生委員** 債権管理、本当は支払い能力があるにもかかわらず、払っていただけないということに対しては、一定きちっと対応すべきだというふうに思いますし、そのことは債権管理課、今現状でもそのようにやっておられると思いますけれども、原課

から職員の人に来てもらって、またその方を通じて、原課で取組を進めてもらうというのが今回、人員を増やす、その理由もおっしゃってましたけれども、ということで、何ていうんですかね、基本的には支払い能力があるのに支払わないという方に対しては、やっていただくということが基本的なスタンスやと思いますが、そこはちょっと大丈夫なのかなって心配もあるんですけど、どうでしょうか。

○**平井健一債権管理課長** 基本的には、柿原委員おっしゃるとおり支払い能力のない者に対して取るということは基本できませんし、財産調査等を行って、財産があるというところは確認できた、また、差押予告をしたにもかかわらず反応がないというようなところに対して差押えするというような、今までのスタンスには変わりがないというところがございます。

基本的に何で今回兼務をつけたっていうところに関しましては、やっぱりそこまでなかなか行き切っていないってところに関しまして、ちゃんと財産調査をする、財産調査ができれば、財産が見つかってちゃんと差押予告等を進めた中で適切なことを進めていくってところをしっかりとやっていくというところで、御理解いただけたらと思います。

○**柿原真生委員** 高齢でいえば高齢者、生活保護であれば障がい者の方とか、何ていうんですかね、こういう法的な手続を市役所としては進めていかれるっていうのは分からんでもないねんけど、こういう方々に対して、言ったら、何ていうか、よく理解できないでおられる場合もあるかも分かりません。必要な配慮というものがなされるのかどうか、そこは原課側の職員がやるってことなんで、そういう状況も踏まえた中でやっていただけるのかなというふうにも予想はするんですけども、そこはちょっとね。何ていうか、もう実務的に淡々とやっていくということじゃなくて、やっぱり生活実態を見ながらでない、本当に差押えをして、もうほんなら例えば、お金なくなっちゃいましたよ、生活どうするんですか、さあ知りませんでは、やっぱり駄目なのでその辺りをきちっと今後も見ていっていただきたいということなんですけど、その点に関してはいか

がですか。

○平井健一債権管理課長 柿原委員がおっしゃるとおりだと思います。まず、基本的に福祉的な配慮というところに関しましては、当然、分納を認めたりするってところはあるかなというふうに思いますし、法令に伴って減免ができるのであれば減免をするというところを進めていくっていうのは、これはもう当然法令どおりに進めていったらいいのかなというふうには思っています。

ただ、基本的には債務者がやっぱりコンタクトを取っていただかないと、そこで取って生活状況をしっかりこちら市の職員に確認していただく、うそ偽りなく債務者の協力を得るといふようなところに関しては、当然ながら分納を認めるというところは今までもやってきているというところがございます。

そういうところに関して取りなさいというふうな形ではないかなというふうには思っていますし、ただそこまでたどり着くまでには一定の法令に基づいた部分というところは進めないといけない。財産を調査して、当然、催告とか送ってる中で反応があればそこから進めますけど反応がないようなものに関しましては当然ながら財産調査して滞納処分を進めていくというところ。

ただ、そこまでなかなか至ってなかったというところに関しましては、しっかり指導して進めていきたいというふうに思っております。

○柿原真生委員 分かりました。そこは慎重にやっていただかないといけない部分かなと思ってますし、市側は分納とか減免とかいろいろあるんですよっていうのをありながらもですね、やっぱり市から様々な滞納処分とか財産調査やりますよっていうことで非常に不安に思ったり、あるいは不信感を持たれたり、いろんな形で拒否反応っていうんでしょうか、そういうこともあるかなっていうふうに思うんです。実際に、私たちとかでも本当は支援をしたいのに、その支援の窓口への拒否感から、支援に乗ってくれない方とか、何ていうんでしょうか、こちらが思ってるほどハードルは低くないなっていうふうに思うところもありますから、その点は相手の方に十分理解をしていただくという努力を進めながらお仕事し

ていただきたいというふうに、これは強く求めておきたいと思います。

○乾 詮副委員長 よろしく申し上げます。まず、予算書からお聞きします。

150ページ、151ページのところの徴収費の過誤納金還付金及び還付加算金についてお伺いします。補正予算では7,500万円という減額補正がされておりましたが、過誤納金の発生事由について説明をお願いします。

○吉田順一市民税課主査 法人の申告に基づいて課税事務を行っており、申告時点では正しいものとして申告の処理をしておりますが、例えば、予定申告で納めていただいた内容が業績の悪化とかによりまして確定申告を出された際に還付が発生してしまったりとか、確定申告で提出されたものが、更正請求が出てまいりましてそのときに初めて還付が発生するというのを把握する形となります。

○乾 詮副委員長 それでは、令和7年度の還付金の額について大きなもの、どういうものがあつたか教えてくださいませんか。

○下田理美納税課主査 令和7年度において主な償還金に関しては、法人市民税が多くを占めるところでございます。

○乾 詮副委員長 すみません、大口の金額とかがどういふものをお聞きしたいんですけど。

○北川大輔納税課長 先ほど、法人市民税が一番大きいと申し上げたんですけども、額的に2億2,540万6,615円でございます。

○乾 詮副委員長 それに伴う還付加算金というのは、幾らでしょうか。

○北川大輔納税課長 法人市民税に発生してる還付加算金につきましては、令和6年度は139万8,100円でございます。

○乾 詮副委員長 令和8年の当初予算で見込まれる還付加算金の利率っていうのは、何パーセントで見込んでおられますか。

○北川大輔納税課長 還付加算金の利率につきましては、地方税法などに規定されておりまして、年1.3%と定められております。

○乾 詮副委員長 1.3%っていうと、普通預金金利

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません

よりも定額預金に預けた金利よりも、はるかに高い金利がこの還付について加算されるということのようなんです。先ほど御答弁にもあったような、納付されるときに、見込みで納付されて、確定申告してみたら少額になったとかいうことで、還付について発生してる、その前段の中間納付されるときに審査とか、そういうものについては、どのようにされてますか。

○藤本彰子市民税課長 事業年度開始から6か月に係る中間申告の段階で、前年度の確定申告の半分の税額を納めた法人に対して、確定申告では法人税割の税額がゼロとなり、全額還付する可能性は地方税法上あり得ます。あくまでも、事業年度の半分の時点であり、半年後の業績がどうなるかについては見通すことは困難でして、不正かの判断も困難と考えます。

○乾 諺副委員長 なかなか判断が難しいという御答弁なんですけど、やはり金利的なもので世間の相場よりも高い金利で税法上そういう金利をもって還付されるという、必要があるということですので、中間で納付される納付額が適正なものかというのについて、できる限り審査をされるっていうことが必要かと思うんですけど。

今後、そのような対応について他市事例とかを参考にとかいうようなことで改善できる点についてはいかがでしょうか。

○吉田順一市民税課主査 予定申告につきましては、前年度の法人税額の2分の1というのが決まっておりますので、あくまでもそういう形での予定申告としては受け付ける形となっております。

○乾 諺副委員長 なかなか審査していくのは難しく、今後も検討するのも難しいというようなことかと思いました。

じゃあ、またちょっと質問変えていきます。令和8年度の税収の予算について、個人市民税、補正予算を見ましても二十数億円の増額補正となっておりますし、今回も個人市民税でいうと390億円というような額ですかね。令和7年当初よりも最終の今回上がってきてる補正よりも、さらに令和8年当初予算増収ということで予算計上されてますが、その大

きな要因について、どのような根拠で予算計上されたのか教えてください。

○亀野雄司市民税課主幹 令和8年度の個人市民税の予算につきまして、給与所得や納税義務者の増及び分離課税の増を見込んで算出しております。

○乾 諺副委員長 今、御答弁いただいたのが増要因ですね。反対に、マイナス要因として扶養控除等の税制改正とかそういうものの影響っていうのは何か個人市民税に令和8年影響するようなものはありましたでしょうか。

○亀野雄司市民税課主幹 令和8年度の市民個人住民税に影響を与えるものとして、副委員長おっしゃっていただきましたとおり、103万円の壁の対応として、給与所得控除の見直しだったり、扶養に取れる条件の見直し、また特定親族特別控除の見直し、創設といったところで、約1.9億円の減額を見込んでいところでございます。

○乾 諺副委員長 プラスのほうが大きい要因で、また令和8年は予算計上が増額計上になっているということですね。これも、当初予算に税収見込みっていうのは、もう全て今回計上されたのか、留保されているような税財源があるのかその辺りはいかがでしょうか。

○岡 美樹市民税課長代理 留保財源のほうはございません。現在、見込み得る価格、金額、全て計上しております。

○乾 諺副委員長 一応、全額出されたということなんで、あとはまた増収傾向にある要因として考えられるもの、もう昨年、その前年からの決算等を見ますと税収は右肩上がりになって、過去最高額の決算を打ったり、今回も過去最高の予算計上かと思うんですけど、今後の増収要因として令和8年中に増加傾向を見込めるような要因っていうのは何か考えられるもの、これまでの実績等を踏まえて何かありますでしょうか。

○岡 美樹市民税課長代理 例えば、個人市民税における分離課税ですね、なかなかちょっと当初のほうでは見込みにくい、見込みが難しい部分なんですけれども、こちらにつきましては可能性が、例年のこれまでの税収の決算時の数値を見ていきますと、ゼ

校正前原稿のため、正式な分科会記録ではありません

口ではないのかなとは思っているところです。

ただ、ちょっと可能性の話になりますので、現時点で絶対ということではないんですけれども、すみません。

○乾 詮副委員長 じゃあ、固定資産税についてもお伺いしたいんですけど、固定資産税、令和9年が固定資産税の評価替えの年度ということで、まだ令和8年についてはその影響がない時期ですけど、増収を見込んでおられます。この増収を見込む根拠、それと、今後についての増収に向けての展望についていかがでしょうか、お伺いします。

○永井達也資産税課主幹 今年度増収の主な理由といたしましては、土地に関しては複数年にわたり徐々に税額を上昇させる負担調整措置というものがございまして、それによる増収というふうになっております。

また、今後の見込みに関しましては、次の評価替え年度の基準日が令和8年1月1日になるんですけども、令和7年1月1日まで出ている地価上昇を見ていると上昇する見込みとなっております。

○乾 詮副委員長 最後に、たばこ税についてお伺いしたいんですけど、若干たばこ税減収見込みとなっておりますけど、吹田市が進めているスモークフリーですとか、卒煙ブースの設置における卒煙の推奨ですとか、そういうものがたばこ税に顕著に影響してるのか、いや、そういう影響っていうのは税の担当課として一切そういうことについては、そういう傾向は見受けられないと判断されているのか、いかがでしょうか。

○藤原真紗子市民税課主幹 市たばこ税につきましては、あくまで吹田市内で販売されたたばこの本数の税額というものになっております。そのため、直接スモークフリーの影響を反映するものではないと考えております。

○井上真佐美委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第31号中、税務部所管分及び議案第19号中、税務部所管分に対する質疑は終了します。

○井上真佐美委員長 以上で、予算常任委員会財政総務分科会を閉会します。

(午後3時53分 閉会)